# 日里ラットナル

Japan Association for Metrology Promotion

Winter/2018

Vol.37-4

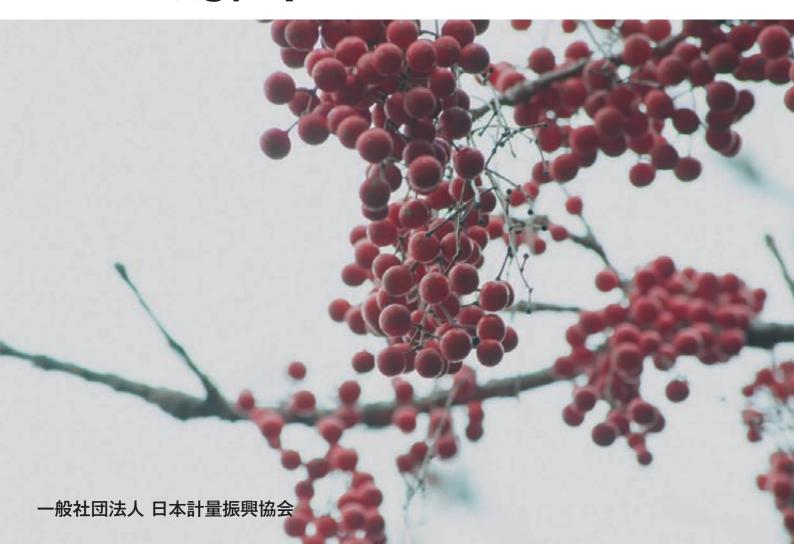
平成30年 年頭所感經濟產業會 產業技術環境局長 末松 広行

2018年の年頭に当たって -般社団法人 日本計量振興協会 会長 鍋島 孝敏

#### 日計振情報

第16回全国計量士大会のご案内

平成29年度計量記念日全国大会





Winter, Vol.37-4 / 2018

# **CONTENTS**

# 5 平成30年 年頭所感

経済産業省 産業技術環境局長 末松 広行

## 8 2018年の年頭に当たって

一般社団法人 日本計量振興協会 会長 鍋島 孝敏

#### 9 日計振情報

- 9 ◆理事会概要報告
- 10 ◆第16回全国計量士大会のご案内
- 11 ◆平成29年度 第1回計量管理に関する新教科書案作成委員会
- 11 ◆平成29年度 第2回~第4回計量管理に関する新教科書案作成作業部会
- 12 ◆第14回 九州計量士連絡協議会 開催報告
- 13 ◆平成29年度 東北六県計量士協議会 開催報告
- 14 ◆平成29年度計量記念日全国大会
- 16 ◆計量啓発標語・何でもはかってみようコンテスト入選作品紹介

# 23 計量行政情報

- 23 平成29年6月21日及び9月22日公布の計量法関係政省令等の改正概要
- 30 官報情報

## 49 企業見学研修会

日本電気計器検定所 見学記

# 52 産総研コーナー

#### 計量標準総合センター(NMIJ)の近況報告

国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 計量標準調査室 総括主幹 神門 賢二

# 58 編集後記



# 

経済産業省 産業技術環境局長 末松 広行

平成30年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。本年が皆様にとって幸多く、実り豊かな一年となる ことを心よりお祈り申し上げます。

今、世界の産業の在り方は大きく変わろうとしています。AIやIoT技術の登場により、新たな付加価値や製品・サービスが生まれ、企業の稼ぎ方も単なるモノ売りから、サービスと連動する形に重心も移行しています。このような中、ドイツの「Industrie4.0」、米国の「Industrial Internet」や中国の「中国製造 2025」、など、各国もデジタル時代のイニシアティブを握るべく政策を打ち出し、世界中の企業が互いにしのぎを削っています。

第4次産業革命時代に、日本が勝ち残り、世界をリードし続けていくためには、様々な業種、企業などが「データ」を介してつながった、「Connected Industries」の実現が、重要な鍵となります。「Connected Industries」は新たな産業を創出し、生産性を向上させるのみならず、少子高齢化、人手不足、環境・エネルギー制約など、課題先進国である日本が抱える諸問題を解決する足がかりであり、日本の産業競争力を強化するものです。産業技術環境局では産業技術政策、基準認証政策、環境政策の3つの観点から、政策を推し進めてまいります。

昨年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」においては、イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システムの実現に向け、様々な方針が示されております。今年も、オープンイノベーションを通じたイノベーション・ナショナルシステムの実現に向けた様々な取組を進めてまいります。

まず、イノベーション創出につながる産学官連携を本格化させていくべく、産学官連携活動に関する大学の取組を企業に対して「見える化」するため、昨年4月にとりまとめた「産学官共同研究におけるマッチング促進のための大学ファクトブック―パイロット版―」の周知と、更なる実効性の確保に向けた取組を進めてまいります。

また、産業技術総合研究所(産総研)については、特定国立研究開発法人として、我が国におけるイノベーションシステムを強力に牽引するため、革新的な技術シーズを事業化へと繋げる「橋渡し」の機能強化を推進するという役割が明確化されました。これに向けて、平成27年からの5年間で民間企業からの資金獲得額を3倍増の138億円にするとの目標を掲げて、着実に取組を進めてまいります。

さらに、研究開発型ベンチャーについては、民間からの出資や大企業との連携を条件に政府がベンチャーの 行う研究開発を補助してきており、こういった取組を通じて、研究開発型ベンチャーと大企業やベンチャーキャピタルとの連携等を通したベンチャーエコシステムの創出を図ってまいります。

このようなイノベーションを生み出す環境整備のみならず、「Connected Industries」の実現の鍵となるのは、 社会実装を目指した技術開発です。特に人工知能については、国内外の叡智を集めた研究開発拠点の整備を進 めるなど、我が国の強みであるものづくり技術と人工知能技術を融合させるというコンセプトのもと、人工知 能技術の社会実装を進めます。

また、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)においては、更なる技術インテリジェンスの機能強化を進め、人工知能技術のみならず、我が国の競争力向上に資する重要分野について技術戦略の策定を進め、効率的かつ効果的な研究開発を重点的に推進してまいります。

加えて、国際標準化の推進です。経済的波及効果の大きい社会システムに関連する分野や、国際的な競争が激化している先端技術分野において、世界各国で国際標準獲得に向けた動きが強まっております。

このような状況を踏まえ、昨年10月に産業構造審議会から『新たな基準認証の在り方について』に関する答申がなされました。①統合的な官民標準化戦略の実施、②情報収集から普及までを見据えた官民標準化体制の構築、③工業標準化制度の見直しが求められております。

「第4次産業革命」においては、あらゆるモノやサービスなどがつながることが想定され、早い段階から業種を超えたつながりを進めるための標準化が求められます。こうした標準化を進めるためにも、本年は日本工業規格(JIS)の対象をサービス等へ拡大するなどの工業標準化法の改正や、関係府省や官民の緊密な連携の下、自動走行、スマート工場、IoT等の重要分野の戦略的な国際標準化を実施してまいります。そして知的基盤整備については、「計量標準」「微生物遺伝資源」及び「地質情報」に係る整備計画及び利用促進方策を着実に推進してまいります。

国際的な動きとしては、キログラムの定義について、新たな定義への移行が検討されており、日本も大きく 貢献したところです。今年11月の国際度量衡総会において新たな定義への移行が決議されれば、来年5月20日 の世界計量記念日を目途に施行することが検討されておりますので、これらに適切に対応してまいります。

地球温暖化対策については、パリ協定の実施指針を遅くとも本年のCOP24までに策定することが決まっており、昨年のCOP23では、各交渉グループでの調整が行われました。今後も、実施指針策定に向け、交渉をリードしてまいります。

また、我が国は2030年度に2013年度比26%の温室効果ガス削減目標を掲げております。この野心的な目標の達成に向けて、2016年に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づいて、着実に対策を講じてまいります。

さらに、長期低排出発展戦略の策定を見据え、経済産業省では「長期地球温暖化対策プラットフォーム」において、2030年以降の温室効果ガス削減に向けて、経済成長と両立する持続可能な対策の在り方について検討を進め、昨年4月に報告書を取りまとめました。

報告書では、①国際貢献、②グローバル・バリューチェーン(GVC)、③イノベーションで地球全体の排出 削減に貢献する「地球温暖化対策 3 本の矢」が提案されました。

国際貢献については、引き続き日本の優れた低炭素技術の海外展開を支援していくとともに、削減貢献量の 多寡を競うゲームへの転換を主導することで世界全体での排出削減を進めてまいります。また、GVCについて は、昨年12月には、各業界のGVCを通じた排出削減貢献の取組の推進を目指して、GVC貢献研究会を立ち上げ ました。本年も、本研究会で議論を深め、産業界のGVCを通じた貢献の見える化を図ってまいります。イノベ ーションについては、昨年9月に、「エネルギー・環境イノベーション戦略」で特定した有望分野について、

内閣府や関係省庁と協力し、2050年までの技術ロードマップを策定しました。さらに、安倍総理の提唱により 2014年から開催しているInnovation for Cool Earth Forum (ICEF) についても、世界の産学官の英知結集の 場として更に活用してまいります。

また、これまで我が国では、産業界が低炭素社会実行計画に基づき、業界毎に自主的に温室効果ガス削減目標を設定、対策を推進し、高い成果を上げてきました。今後、「地球温暖化対策3本の矢」の提案も踏まえ、本計画の一層の深化を促進するとともに、産業界の世界全体での削減貢献を後押ししてまいります。

以上、日本のさらなる経済発展に向け、経済産業省が積極的に取り組んでいく施策の一端を申し上げました。 本年も皆様の一層の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。





# 年頭に当たって

会長 经铜色 一孝女 女似一般社団法人 日本計量振興協会

日本計量振興協会会長の鍋島でございます。新たな年を迎えるに当たり謹んで 新春のご挨拶を申し上げます。

日本経済は、海外の政治経済の不透明な状況や地政学リスクを抱えながらも企業の景況感が改善しており、継続的な増益基調が期待される情勢です。

咋今の計量協会を取り巻く環境においては、会員の減少、事業の減少及び若手計量士の不足等が全国共通の喫緊の課題になっており、また、地区により県によりその実情かなりは異なっております。

この厳しい状況を乗り越えていくためには、計量関係者同士が適正な計量の確保と事業の発展ためよく話し合い、より密接な連携関係を作っていくことが必要と思われます。

さて、ご承知のように、昨年、政省令改正による計量制度の見直しが行われ、器差のみ検定機関の創設や自動はかりの特定計量器への追加等、民間の参入促進の方向性が強く打ち出されました。久しぶりの制度改正であるため、有効な制度を実現するために計量関係の機関、団体、企業は一致協力して新しい制度に対応した積極的な取り組みを行うべきと考えます。計量団体にとっても組織体制見直し・強化の絶好の機会であり、計量士にとっても地位の向上と職域の拡大のまたとない機会であると思います。また、計量士の若返りと力量の向上等の人員育成がキーポイントになると考えます。

当会、日計振においても、政省令改正に対応して、すでに2年前より自動はかりの計量管理推進委員会を編成し調査検討を実施しており、昨年は計量器メーカの全面的なご支援により、計量士を対象とした、重量選別機、ホッパー・スケール等の自動はかりの計量管理に関する実機研修会を全国数か所で開催しました。

本年も、これらの取り組みを継続実施するとともに、自動はかりの計量管理の 事例調査と事例発表会、指定検定機関の要件に対応する計量団体向けの研修及び 自動はかりの計量管理や検定要員育成のための講習会等の実施を計画しています。

また、直近、企業における品質管理問題事案がたて続けに発生しており、これらの未然防止策として、計量データの信頼性の確保がクローズアップされてきているため、その視点で、ISO 10012計測マネジメントシステムの普及・活用を更に推し進めたいと考えております。

ところで、当会においては、昨年に全国計量協会の事業活動に関するアンケート調査を実施し、47地区計量協会全ての組織、要員配置、事業、課題等の情報を集約し、事務局長会議や理事会で討議し共有化を図りました。本年もこのような全国的な交流連携の場を増やしていく予定ですので今後ともよろしくお願いいたします。

本年も役職員一同、関係方面の方々のご支援により一層充実した活動をしてい く所存でございますので、昨年同様に関係各位のご指導ご鞭撻のほどよろしくお 願い申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。



# 理事会概要報告

#### 総務部

(一社)日本計量振興協会の理事会が平成29年 11月9日休、メルパルク京都に於いて、理事30名、 監事3名、事務局3名の出席を得て開催した。鍋島 会長を議長とし、付議事項について審議した。

#### ・第1号議案 平成29年度中間事業実施状況と今 後の事業について

事務局から資料に基づき、会員の状況、役員の状 況、各会議・委員会の状況及び平成29年度の事業実 施状況と今後の事業について説明があった。①計量 の普及啓発事業としては、計量記念日の「計量啓発 標語 | 及び「何でもはかってみようコンテスト | の 募集と優秀作品の選定並びに記念式典の実施、「計 量啓発全国統一ポスター」と「計量のひろば」の作 成・配布、「計量管理に関わる新教科書 | 作成の進捗 状況、中小企業対象の「測定基礎研修会」の開催状 況、②計量管理の推進事業としては、自動はかりの 計量管理に関する推進委員会の開催及び実機研修会 の実施状況、「計測管理システムの調査研究委員会 (ISO/JIS Q 10012調査研究委員会) | の開催予定、 ③計量の教育・訓練事業としては、計量士国家試験 準備講習会・品質管理推進責任者養成コース・計量 管理技術基礎講座·ISO/IEC17025内部監査員研 修講座・計測器校正技術者研修講座の実施、④計量 の情報調査・交流事業としては、校正事業者(認定 事業者)向けの「計測器校正技術者研修講座」の開 催と企業見学会の実施、計量士部会において「計量 士技術講習会 | の講座カリキュラムの見直しと第 16回全国計量士大会の開催について、⑤計量協会 の事業活動に関するアンケート調査を実施したこと、その調査報告書を使って、全国事務局長・事務担当者会議を開催したこと、⑥ISO TC12(量及び単位)国内委員会とJIS原案作成委員会の活動状況の報告、⑦日本郵政グループの計量管理業務受託の進捗状況は順調であること、⑧試験・校正センター関連事業の検査事業実績における検査件数と収入金額は、堅調であること、⑨平成29年度中間収支の状況についても堅調に推移している等々の説明があり、第1号議案は異議なく承認された。

# ・第2号議案 委員会、部会の設置および委員について

事務局から、資料に基づき説明があり、第2号議 案は事後追認の形で異議なく承認された。

理事から、報道機関、教育機関、消費者団体等に 委員への参加依頼をしてはとの提案があり、今後検 討することにした。

#### ・その他 今後の主な行事予定

新年賀詞交歓会 平成30年1月10日 ホテルグランドアーク半蔵門

第16回計量士全国大会 平成30年2月23日 インターコンチネンタル東京ベイ

予算理事会 平成30年3月22日 日本計量会館

決算理事会 平成30年4月26日 日本計量会館

第7回定時総会 平成30年5月24日 インターコンチネンタル東京ベイ



# 第16回全国計量士大会のご案内

推進部

日時 平成30年2月23日金13:30~18:30 会場 ホテル インターコンチネンタル東京ベイ 〒105-8576 東京都港区海岸1-16-2

TEL: 03-5404-2222 FAX: 03-5404-2111

-般社団法人日本計量振興協会 主催 -

協賛 (一社)計量計測技術センター

(一社) 秋田県計量協会 (一社) 宮城県計量協会 福島県計量士会 (一社) 茨城県計量協会 (一社) 埼玉県計量協会 (一社) 東京都計量協会 東京計量士会(公社)神奈川県計量協会 神奈川県計量士会 (公社) 富山県計量協会 (一社)静岡県計量協会計量士部会 愛知県計量士会 (一社) 滋賀県計量協会 (一社) 京都府計量協会 大阪計量士会 (一社) 兵庫県計量協会

(一社) 岡山県計量協会計量士部会 (一社) 広島県計量協会 広島県計量士会 香川県試験機検査センター

全国計量士大会は、当会計量士部会の企画立案の もと、計量制度の動向や技術革新に関わる最新情報 を提供するとともに、参加者相互の情報交換の場を 設け計量士の職域拡大と力量の向上を支援すること を目的として、毎年開催しております。 近年、計量士を取り巻く環境、期待される役割も

大きく変貌しています。

今般、計量法政省令が改正され、指定検定機関の 検定担当任務を始め適正計量管理事業所における自 動はかりの計量管理など、新たな役割が加わりまし た。これに応えて、大会テーマを「新計量制度に対

応する計量士の使命」としました。 今回、初めての試みとして、全国各地区で活躍する計量士が事前に地区で取りあげた課題、将来展望 などについて意見交換を行い、取り纏めた内容を各 ブロックの新進気鋭の計量士を中心に発表します。 また、意見交換で得られた成果は、関係機関等へ力強くアピールする等、将来に向け、計量士を取り巻 く諸課題の解決につなげていくため、ご一緒に考え ていきます。

是非とも多くの計量士の方々にご参加いただきた く、ご案内申し上げます。

#### 大会プログラム

- ■開会 13:30~
- ■主催者挨拶 一般社団法人日本計量振興協会 会長 鍋島 孝敏
- ■来賓挨拶 経済産業省計量行政室 室長 吉岡 勝彦 氏
- ■状況報告 一般社団法人日本計量振興協会の計量 士関係事業の取り組み状況 専務理事 河住 春樹
- ■意見交換
- ○メインテーマ「新計量制度に対応する計量士の使命」 コーディネータ:計量士部会長 金井 一榮 氏 報告(各ブロックで意見交換した内容について 取り纏めたもの)
- (1) 東北地区

山形県計量協会 計量士 安藤 寿啓氏

(2) 関東地区

神奈川県計量士会 計量士 横須賀英樹 氏 (3) 中部地区

愛知県計量士会 計量士 廣瀬 幸造 氏

(4) 近畿地区

京都府計量協会 計量士 吉永 高志 氏

(5) 近畿地区

大阪計量士会 計量士 山下 裕之氏

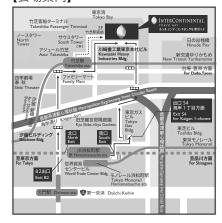
(6) 九州地区

鹿児島県計量協会 計量士 坂元 一光氏 ※報告概要を当会ホームページに掲載いたします。

2. フリーディスカッション

※大会の講演内容に関するご意見を募集します。い ただいたご意見は、当日の意見交換の運営及び今 後の資料として活用させていただきます。様式は 問いません。ご氏名・連絡先明記の上、メール・ FAXで1月26日(金)までに下記申込先までお 寄せください。

■懇親会 17:00~18:30 【会場案内】



#### 【交通アクセス】

■新交通ゆりかもめ

JR「新橋駅」東口から乗車→「竹芝駅」下車直結 徒歩約2分(新橋から合計所要時間 約20分)

- ■JR「浜松町駅」下車 徒歩約8分
- ■モノレール

「羽田空港」 → 「浜松町駅」下車 徒歩約8分

■都営大江戸線/都営浅草線

「大門駅」下車 B2出口 徒歩約10分

■参加費

当会正会員所属計量士 6,000円 上記以外の方 10,000円

■申し込み方法

申込書にご記入の上、2月5日(月)までに FAX等によりお申し込み下さい。

※会場の都合により200名で締め切りとさせて いただきます。

■申込先

一般社団法人日本計量振興協会 推進部 〒162-0837 東京都新宿区納戸町25-1 電話: 03-3268-4925 FAX: 03-3268-2553 E-mail: kb@nikkeishin.or.jp

■振込先

○郵便振替:00110-3-3519

○りそな銀行神楽坂支店(普) 1359914

口座名義:シャ)ニホンケイリョウシンコウキョ ウカイ

# 平成29年度 第1回計量管理に関する 新教科書案作成委員会

#### 事業部

昨年度に引き続き、計量管理に関する標準的教科書としての新教科書案を作成するため、12月15日 (会に標記委員会を日本計量会館において開催した。委員会では、先ず新教科書案原稿を作成する「作業部会(以下、WG)」の部会長から、これまでの作成進捗状況について説明が行われた。その後、新教科書案原稿(六次案)の全体の構成、章ごとの内容及び新教科書のタイトルについて討議が行われ、その結果に基づいた意見などをWGに提示した。

#### 委員長

今井 秀孝 (国研) 産業技術総合研究所 客員研究員 **委員** 

片桐拓朗(一財) 日本品質保証機構 理事宮城善明治大学 大学院 理工学研究科 教授小谷野泰宏(国研) 産業技術総合研究所 計量研修センター長

根田 和朗 (国研)産業技術総合研究所 計量研修 センター

久保田正明 標準物質協議会 顧問

田中 秀幸 (国研) 産業技術総合研究所 主任研究員 曽我 光英 富士ゼロックス株式会社 品質工学推 進チーム

小池 昌義\*(国研)産業技術総合研究所 客員研究員 阿知波正之\*\*愛知県計量士会 会長

榎原 研正\*\*(国研) 産業技術総合研究所 招聘研究員 四角目和広\*\*(一財) 化学物質評価研究機構 理事 中本 文男\*\*Na計測合同会社 代表

河住 春樹 (一社) 日本計量振興協会 専務理事 事務局

倉野 恭充 (一社) 日本計量振興協会 事業部長 澤田めぐみ (一社) 日本計量振興協会 事業部

\*印:WG部会長を兼ねる

\*\*印:WG委員を兼ねる

# 平成29年度 第2回~第4回 計量管理に関する新教科書案作成作業部会

#### 事業部

8月1日火に第2回作業部会(以下、WG)を日本計量会館において開催した。WGでは、4月28日金に開催した第1回WGでの討議結果に基づいて作成された新教科書原稿(四次案)について討議を行った。10月13日金に第3回WGを日本計量会館において開催し、第2回WGでの討議結果に基づいて作成された新教科書原稿(五次案)について討議を行った。12月15日金に第4回W

Gを日本計量会館において開催し、同日午前中に計量会館で開催された「平成29年度第1回計量管理に関する新教科書案作成委員会」において行われたWG作成の新教科書原稿(六次案)についての討議結果からWGに提示された意見などについて検討を行った。この検討結果に基づいた新教科書原稿(七次案)の作成を、平成30年3月13日 火開催予定の次回WGまでに行うことになった。

# 第14回 九州計量士連絡協議会 開催報告

#### 推進部

平成29年11月24日 金、佐賀県唐津市「浜玉公 民館」において九州計量士連絡協議会が開催された。 (出席者25名)

協議会は、九州地区7県の計量士52名で構成されており、その多くが製造・修理、販売事業を主業とした経営者でもある計量士であり、毎年各県持ち回りで開催されている。当初は、計量士業務の中でも代検査業務の各種課題を解決するため組織されてきたが最近では、他地区との情報交流も進める等、その活動範囲もより幅広いものとなっている。

会議は、帆足会長、日計振村松常務理事挨拶の後、 ①各県代検査の状況について、②第16回全国計量 士大会について、③郵政計量管理事業の状況と今後 の対応について、④協議会会長人事について、が議 事として意見交換が行われた。

①代検査の各県の状況については、今年度は各県共に変動が無かった。これとは別に、指定定期検査機関関係の法定手数料について様々な課題はあるものの改正が必要という意見が多かった。

②については、九州地区の意見を取り纏めて計量 士大会で発表するために事前の情報収集のため、9 月と10月に自動はかりの「指定検定機関・検定方法について、問題点、検定費用について」等について会員へのアンケートを実施した。加えて、11月には、協議会で意見交換をスムーズに行えるよう自動はかりの現行JIS規格情報を提供した。意見交換では、指定検定機関の計量士の育成、雇用・契約関係、検定実施時期、技術基準が未定など多くの解決すべき点があると参加者から懸念が示された。全国計量士大会には、九州地区から若手計量士に発表させることが承認された。

③について日計振から、今後も全国一律で計量管 理業務を進めて行く方針に変わりはないと説明があった。

④については、初代井上会長、2代帆足会長が九州1周各7年間を努められたこともあり、次期会長には、熊本県計量協会長でもある上土井氏が選任された。

会議終了後、約8kmにも及ぶ風光明媚な海岸線を望む宿泊施設「虹の松原ホテル」に場所を変え、 懇親会で意見交換が行われた。次回は、福岡県で開催される。



帆足会長挨拶



会議で発言を求める挙手

# 平成29年度 東北六県計量士協議会 開催報告

#### 推進部

平成29年12月7日(水東北六県計量士協議会が山形県担当で山形市内ホテルキャッスルにおいて開催された。

第39回目となる本協議会は、東北六県の計量士が一堂に会し、計量士の技術向上発展並びに相互の連絡強調を図ることを目的に各県輪番制で開催している。

協議会は、竹田和彦山形県計量協会計量士部会長、 来賓の県商工労働部産業政策課峯田豊主幹、日計振 村松常務理事の挨拶の後、竹田計量士部会長が議長 となり、提案議題毎に各県等から回答、状況報告が あり、熱心に意見交換が行われた。

各議題ともに、現在実施している業務が政省令改 正により、影響がでる課題で的確な対応が求められ る。

◇今回の議題は、次のとおり。

- 1 計量法政省令改正に関する説明会の実施について(宮城県)
- 2 自動はかりの精度確認の実例について(秋田県)
- 3 非自動はかりの定期検査免除期間特例措置の廃止について(青森県)
- 4 自動はかりの検定制度導入による影響と今後の 対応について(山形県)
- 5 次回開催県について → (宮城県) 会議には、昨年に続き北海道計量士会から3名の 計量士が参加した。

次に日計振から「最近の計量関係情報について」

講話があった。

協議会方針に基づき開催された研修会では、参加 7道県の全員若手計量士から発表があった。

発表は、第16回全国計量士大会のメインテーマを基に、事前に各地区で意見交換した「新計量制度への対応」、「地区の計量士活動の現状と課題」、今後を見据えた「新規業務への展望」等を取り纏めたもので参加ベテラン計量士から大きな期待が託された。



第39回 協議会会場の様子



研修会で発表する大江計量士(山形県)



# 平成29年度計量記念日全国大会

#### 事業部

平成29年11月1日(水)、東京 都港区のホテルインターコンチ ネンタル東京ベイにおいて、「平 成29年度計量記念日全国大会」 が経済産業省・計量記念日組織 委員会の主催で開かれました。

第1部の計量記念日式典(経 済産業省主催)は、吉岡勝彦計 量行政室長が司会を務めました。 来賓の紹介後、末松広行産業技 術環境局長が式辞を述べ、来賓 を代表して内山田竹志計量行政 審議会会長(トヨタ自動車㈱代 表取締役会長)が祝辞を述べら れました。その後、末松広行産 業技術環境局長が、経済産業大 臣表彰【計量関係功労者】12氏、 産業技術環境局長表彰【計量士 国家試験貢献者】1氏、【その他 計量制度の運営等に特に貢献し



1 部司会 計量行政室長 吉岡勝彦氏



産業技術環境局長 末松広行氏



計量行政審議会会長 内山田竹志氏

た者】13氏に表彰状と記念品を授与しました。



来賓(左から、産業技術環境局長 末松広行氏、計量行政審議会会長 内山田竹志氏、計量記念日組織委員会委員長 鍋島孝敏氏、大臣官房審 議官(環境技術環境局担当)佐藤文一氏)



受賞者の皆様



金井一榮氏

当協会推薦の金井一榮氏((一 社) 埼玉県計量協会) が経済産 業大臣表彰【計量関係功労者】 を受賞されました。続いて、当 協会推薦の小野友嗣氏((一社) 福島県計量協会)、久米則夫氏



小野友嗣氏



久米則夫氏



杉田博之氏



德美惠子氏



都築千秋氏



鶴見昭治氏



中井正幸氏



中山康男氏





森下隹六氏

(愛知県計量士会)、杉田博之氏(( 一社)埼玉県計量協会)、德美惠子 氏(東京計量士会)、都筑千秋氏(都 筑計量士事務所)、鶴見昭治氏(( 一社)千葉県計量協会)、中井正幸 氏(和歌山県計量協会)、中山康

男氏(侑ナカヤマ計量器)、西嶋克彦氏((一社)茨城 県計量協会)、森下隼六氏(大阪計量士会)の10氏 が産業技術環境局長表彰【その他計量制度の運営等

に特に貢献した 者】に受賞されま した。

第2部の記念行 事(計量記念日組 織委員会主催)は、 河住春樹専務理事



河住春樹



2部司会 専務理事 計量記念日組織委員会 委員長 鍋島孝敏氏

((一社) 日本計量振興協会) が司会を務めました。 鍋島孝敏計量記念日組織委員会委員長((一社)日本 計量振興協会会長)の挨拶に続いて、474点の応募 があった「計量啓発標語」について、計量記念日実 行委員会で審査、選定された最優秀作品賞の藤原真 樹さん、優秀作品賞の小野ひなたさん、同じく優秀 作品賞の山田茜さんに表彰状と記念品が授与されま した。11点の佳作については、表彰状と記念品の発 送をもって授与されました。続い て、85点の応募があった「何でも はかってみようコンテスト」につ いて、北森俊行審査委員会委員長 (東京大学名誉教授) から、審査経 過の説明および選定結果の講評が ありました。その後、最優秀作品 賞の河野煌介さん、優秀作品賞の



「何でもはかってみよ うコンテスト 審査委 員長 北森俊行氏

溝上陽奈さん、同じく優秀作品賞の山岸龍馬さんに 表彰状と記念品が授与されました。17点の奨励賞に ついては、表彰状と記念品の発送をもって授与され ました。なお、「計量啓発標語」および「何でもはか ってみようコンテスト」の最優秀作品賞、優秀作品 賞等の受賞作品を会場ロビーに展示し、多くの参加 者に関心を持って見ていただきました。



「計量啓発標語」受賞者



「何でもはかってみようコンテスト」受賞者

特別講演は、河住春樹専務理事が司会を務め、㈱ エーアイスクエア取締役荻野明仁氏による「人工知 能(AI)の現状と今後の展望」と題して講演を行い ました。

【講師プロフィール】 1990年3月 東京大学法学 部卒業。1996年3月 慶應義塾大学大学院経営管 理研究科修了 (MBA)。1990年 日産自動車㈱。 情報システム本部にて移動体通信事業の企画に従

事。1995年 アーサー・D・リ トル・ジャパン㈱。製造業・通信 産業の事業戦略立案に従事。 2001年 東京海上キャピタル (株)。パートナー。バイアウト投資、 ベンチャー投資に従事。2007年 ~2010年 経済産業省 「情報



特別講演講師 荻野明仁氏

大航海プロジェクトー評価委員、「ソフトウェア産 業競争力研究会 | 委員、「情報化促進貢献表彰 | 選 考委員。2010年以降、複数のスタートアップ企業 を創業。事業領域はデジタルコンテンツおよび電力。 2015年12月 ㈱エーアイスクエア 創業。取締 役(現任)。著書 『経営イノベーション 成功の法 則』共著(ダイヤモンド社 1999年)

【講演要旨】 昨今、人工知能(AI)は大変な注目を 集めており、新聞紙上でAIの二文字を目にしない日 はないほどである。しかし、言葉が一人歩きしてい る印象は否めず、AIの技術やアプリケーションにつ いて正確に理解している人は少数派であろう。実は、 今回のAIブームは第3次ブームであり、過去2回の ブームとその後の冬の時代を通じて研究・開発を継 続してきた先人の努力の結果訪れたものである。

本講演では、AIの研究の歴史を概観しつつ、技術 的な背景、特に第3次ブームの立役者である機械学 習/ディープラーニングを解説する。さらに、現状の AIアプリケーションの代表例を紹介し、AIが出来る ことと出来ないことをご理解いただく。

第3部のレセプション(計量記 念日組織委員会主催) においては、 肥田敬夫実行委員会委員長による 主催者挨拶に続いて、佐藤文一大 臣官房審議官(環境技術環境局担 当)と、小畠晴彦(国研)産業技 術総合研究所工学計測標準研究部



実行委員会委員長 肥田敬夫氏

門副研究部門長 が祝辞を述べら れました。

その後、大谷進 日本電気計器検 定所理事長から 乾杯の発声があ り、全国から集ま った計量関係者、 入賞者ら、およそ 140名が歓談し、 世代を超えた交 流が図られると ともに、計量が果



大臣官房審議官(環境技術環境局担当) (国研)産業技術総合研究所工学 佐藤文一氏



計測標準研究部門副研究部門長 小畠時彦氏







日本電気計器検定所理事長(一社)日本環境測定分析協会会長 松村徹氏

たす重要な役割について計量関係者相互の連携強化 が図られました。松村徹(一社)日本環境測定分析 協会会長による中締めご挨拶により大会は無事終了 しました。

今大会の開催にあたり、多くの方々にご協力をい ただくとともに、多数の団体から協賛・協力をいた だきました。お陰をもちまして、大会も無事かつ成 功裡に終えることができ、深く感謝申し上げます。

# 計量啓発標語・何でもはかってみようコンテスト 入選作品紹介

事業部

#### 1. 計量啓発標語

広く計量への参加意識を高めてもらうことを目的に、平成13年から計量啓発標語の募集を毎年実施しています。今年度も当協会会員、地方計量行政機関及び計量関係団体等を通じて計量啓発標語を募集したところ、474点の応募がありました。

計量記念日実行委員会において審査を行ない、最優秀作品1点、優秀作品2点、佳作11点を決定しました。

#### ○最優秀作品賞

広めよう 正しくはかる 大切さ

福井県 パナソニック株式会社 藤原 真樹

#### ○優秀作品賞

もう一度 しっかり見つめる 一目盛

茨城県 北茨城市立中郷中学校3年 小野 ひなた そのはかり、正しいですか? 定期検査で正しい計量 神奈川県 株式会社メジャーテックツルミ 山田 茜 ()佳作

はかってわかる 数字で見える 安心安全みちしるべ 群馬県 小学4年 増田 伍希

計量で 正しい認識 正しい判断

群馬県 小学5年 杉田 蒼葉

計量管理で 築こう社会の 信頼関係

神奈川県 渡辺 英介

計測は安心・安全の第一歩

福井県 竹内 康之

信頼される品質は、確かな計測・計量管理

福井県 森山 晃敏

きっちり計量しっかり管理みんなで支える信頼品質

福井県 三国 覚

育てよう 計測・計量・品質意識

福井県 斉藤 憲昭

慌てない 最後の目盛り止まるまで 確かな計量 繋がる信頼 京都府 友田 弘二

消費者へ 届ける安心 正しく計量

兵庫県 村岡 君代

みんなで進める計量管理 品質確保の第一歩

岡山県 安藤 茂紀

計量は モノづくりすべての基礎

岡山県 青木 陽子

#### 2. 何でもはかってみようコンテスト

小学生が、学校や家庭生活の中の身近なものについて、「はかる(計る、量る、測る)ことの楽しさ」、「はかることの大切さ」を実践する機会を提供して、小学生の計量に関する理解の向上並びに理科教育の推進を図ることを目的に、平成17年から「何でもはかってみようコンテスト」の募集を毎年行っています。

今年度で13年目となるこのコンテストも、当協会会員、地方計量行政機関及び計量関係団体等を通じて募集したところ、85点の応募がありました。

計量記念日実行委員会委員による一次審査にて 20作品を選定し、学識経験者による「何でもはかってみようコンテスト」審査委員会にて厳正なる最終審査を行いました。その結果、最優秀作品賞1点、優秀作品賞2点、および奨励賞17点を決定しました。

#### ○最優秀作品賞

#### どれが強いの? シャープ芯

広島県呉市立長迫小学校 5年 河野 煌介

【研究しようと思った理由】 シャーペンの芯は、使ってみると細いので、すごく折れやすいです。100円ショップや文具店に行くと、いろいろなメーカーや金額のシャープ芯があることを知りました。安いものは折れやすいのかな? HB、B、2Bでは差があるのかな?100円ショップとメーカー品のちがいなどを調べてみることにしました。

#### 【研究の計画】

(1)(いつ

- ・準備と実験:平成29年7月22日から8月12日まで
- ・まとめ: 平成29年8月14日まで
- (2)どこで
- ・自分の家のリビング
- (3)強度測定機の準備
- ①木材にぼうを立てる。
- ②ペットボトルの底にハンダゴテで穴を空ける。
- ③ペットボトルの底の横にハンダゴテで鉛を入れる 穴を開ける。
- ④金具を取りつける。
- ⑤シャープペンは約60度にセットしてクリップで 固定する。

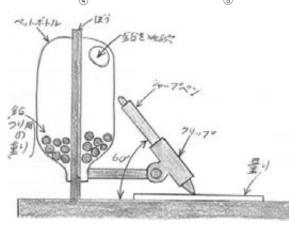




1) 2 (3)



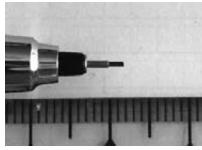




完成図

#### (4)実験方法

- ①シャープペンに芯を入れて、ノックして芯を一度 出す。
- ②紙に書いて芯の先を平らにする。
- ③芯を一度引っこめて4回ノックする。



- ④シャープペンを強度測定機のクリップに取りつける。
- ⑤量りを0(ゼロ)にしてセットする。



#### ⑥鉛を1つずつペットボトルの穴から入れる\*

\*:シャープペンを量りにセットしたまま鉛を入れると「しょうげき」で芯が折れるので、ペットボトルを持ち上げて 鉛を入れた後、ゆっくりと下す。





① ⑥をくり返して、芯が折れた時の重さを記録 する。

#### 【14種類のシャープ芯の説明】

(1)ダイソー 2B(100本入り100円、1本1円) 2B(40本入り100円、1本2.5円) (2)ペンテル (3)パイロット 2B(40本入り200円、1本5円) (4)UNI 2B(40本入り200円、1本5円) (5)ダイソー B(100本入り100円、1本1円) (6)ペンテル B(40本入り100円、1本2.5円) (7)パイロット B (40本入り200円、1本5円) B(40本入り200円、1本5円) (8)UNI (9)ダイソー HB(100本入り100円、1本1円) (10)ペンテル HB (40本入り100円、1本2.5円) (11)パイロット HB (40本入り200円、1本5円) (12)UNI HB(40本入り200円、1本5円) (13)パイロット HB ラッカー強化品(ぼくが一番 と予想した芯にラッカースプレーでコーティング することで最強の芯を目指す。)

(4)パイロット HB しゅん間接着ざい強化品(ぼくが一番と予想した芯に、さらにしゅん間接着ざいを葉面にぬることで最強の芯を目指す。ぼくのNo.1はこれです。)

#### 【実験結果】

#### 2 B の結果

(1) 2	B	0	AS	A	1	1	4	6	H	10	7	pre		h	男	甚	;	Q.	F
289	100	本書	4	/4 F 円)	40	* *	À 26	治田	P7	90	安安	人方	343 19	円	華	本本	7 4	200	P
杉店	9	1	5/	-	11	4	57	-		交	0	定			文	17	À		Ì
1		9	7	8		14	2	9		Н	5	2	5	Н		6	1	5	
2		1	2	6	H	7	X	7	Н			2	6	Н	Н	0	8	Z	
4		4	2			4	6	5			555	17	7	H		6	i	4	
5		4	52	40		4	6	2				6	5			5	2	5	
57		4	3.	8	H	45	馬	4	Н	Н	54	3	2	H	Н	5	4		
8		4	0	4		4	5	3			5	0	3			6	3	5	
9		+	4	2		4	4	5			5	7	2			5	6	0	
10		4	3	9	1	4	5	3		-	5	9	5			5	7	5	4
무체	9	극	4	7.6	4	4	9	5	2	5	4	14	3	4	-5	8	7	0	j
		Ť	Ú			1					Ť					É	Ť		Ť
											100	100	-	-		-	12	100	į
								1		12	民	7	22	7		5	0	7	ú

Bの結果

(2) B	d)	1-8	2													Æ	结		2	Ι
Augu-	19	1	Y	-	1	N	6	1	6		10	5	C	18	1	U	n	1		
全数	100	*	A	per	P	40	本	1	No	PI	90	楽	A	244	円	40	*	2	20	17
	K	杢	1/	円	)	61	*	2.5	19	1	01	毫	5	門	1	( 1	老	5	79	1
石座	19	15	17	100		-97	M	14	-		文	R	10			沈	,R	15		
1		4	7	5			6	0	2			6	6	10.00			6	1	8	
2		4	4	2			6	0	5			-6	3:	3			6	4	8	
5		4	6	6			6	1	2			Ó	6	+			6	15	1	
4		4	7	0			6	1	5			6	9	4			6	4	3	
5		4	45	9			5	9	2			6	4	6			6	6	3	
6		4	8	P			6	4	P	П		6	5	7	Е		6	3	3	
7		4		5			6	17.1	0	П		6	1	3			6	2	9	
8		4	8	4			6	0	4			6	17	8			6	4	30	
9		4	4	1			6	2	5			7	0	9			6	2	9	
10		4	1	0			6	(3)	8			6	8	6			6	3	45	
合計	4	5	15	0		6	1	- 65	1/		6	5	P	6		6	3	7	6	
平均		4	5	5	10		6	1	5	11		6	5	18	6		6	3	7	8
												L.								THE R
												B	#	35			5	9	1/1	6

HBの結果

	123456989日至中	33	£	10	(5)
	計劃	#	13	力一	H
	4	4	Me	19	B
	544455444474	4	本	14	0
	067701378487	y	À	14	365
	752497507628	P	檢	-	果
	2		PZ.		
	6	14	90	1	
	66666766676	斧	\$	Ä.	
	959842159627	3	2	12	
	096-4-549541	13	10	3	
	4	-	門		
	6	¥	90	100	
Rand	666677767786	T	*	18	
_	PORTONIO OF CAMON	6	Y	G	
	40000000000000000000000000000000000000	17	240 ED	143	
_	6		17	14	
	6	¥	90	1	. 37
	66667667776	8	中	n	情
	757815122137	글	1	1	
	500 50 6554 565	37	声		12
	5	H	P		

HB強化品の結果

(4)	H	B	<b>CK</b>	16	13	O	£6	Æ	Т								gf	仕	1	0.
7	n-	15	1	P	Ly	1			П			15	1	a	lar I	1				1511
£	200	かラ	*	分为	24	円ス	4	本と	5	四程	10	10	\$	7	200 (1)1	丹祖	(J	かり	5	(F) (F)
\$	ΔĚ	文	具	18			1					30	35	妆						
123				E	Ŀ		77	2000	29						Н		6	73	7	
94	H						7	8	400	l	H						77	515-	5	H
45678	Ħ				t	E	7677	45	600		H		H		H		67	123	250	Ħ.
300	H					Ė	7	9	45		İ				H	H	77	10	736	H
M						-	7	6	3				Н		Н		6	6	9	
Y F	17 22		t			7	17	4	3	.2			Н			7	7	0	8	4
											NO.						100		Н	
									5	lН	8	24	10	狎	20		7	2	6	2

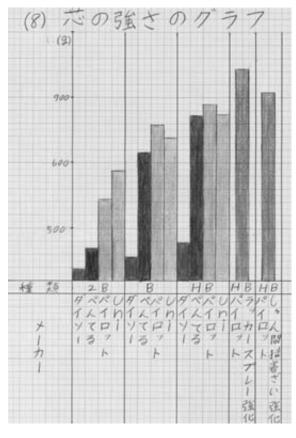
種類別順位およびメーカー別順位



メーカー別結果のまとめ



芯の強さのグラフ



#### 【考察】

- ○シャープペンの芯は、こいければこい色ほど弱く、 うすければうすい色ほど強いことが分かった。
- ○シャープペンの芯は、お買い得なほうが弱いことが分かった。
- ○2つの強化は効果があった。

#### 【感想】

- ○ぼくの予想していた順位がだいたい当たってうれ しかった
- ○2つの強化品に効果があって良かった。
- ○色のこさや買い得さで芯の強さに差があっておど ろきました。
- ○最近は折れにくいシャープペンがあるので、これ とお買い得な芯の組合わせが良いと思った。

#### ○優秀作品賞

#### ビタミンCの検出実験

#### 【研究の動機と目的】

私はファッションモデルをしています。

モデルに必要なのは身長です。そこで私は、身長が伸びるためには、やはりカルシウムが必要だと思います。そのカルシウムを育てるのに必要不可欠なビタミンCに興味がわきました。そこで日常にある食べ物や飲み物にあるビタミンCの含有料を知って、効率よく摂取しようと思って調べました。





#### 【準備したもの】

・ビタミンCサプリメント(1包中1200mgのビタミンCを含む)・水・ヨウ素液(うがい薬)・ナシ・玉ねぎ・ピーマン・にんじん・きゅうり・ゴーヤ・お茶・トマト・スイカ・だいこん・キッチンペーパー・計量カップ・おろし器・ボウル・かたくり粉・マドラー・小さじ・白い小皿



#### 【実験1】

ビタミンC溶液にどのくらいビタミンCが含まれているかを調べる。

#### 〈方法〉

- ①400mLの水にビタミンCのサプリメント(1包中1200mg含む)を溶かす。
- ②小皿に①のビタミン溶液を10mL小皿に取る。比較用に別の小皿に水を10mL取る。
- ③②の小皿にそれぞれかたくり粉を小さじ2杯加 え、マドラーで混ぜる。
- ④ヨウ素液を2滴ずつたらしてマドラーで混ぜ、す

ぐにヨウ素液の色が消えるかどうかを確かめる。

⑤ビタミンCが入っているほうの小皿にヨウ素液を 2滴ずつたらして、20~30秒マドラーで混ぜる。 何滴目で色が消えずに、青むらさき色になるのか を記録する。

#### 〈結果〉

水	2滴
ビタミンC	80滴



#### 〈まとめ〉

水の方が早く反応が出た。ビタミンCは水より40倍反応が遅かった。

#### 【実験2】

いろいろな液体のビタミンCを調べる。

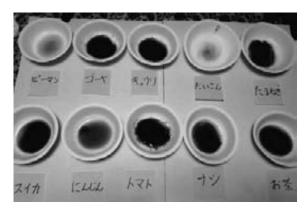
#### 〈方法〉

①調べる液体をそろえて、実験1と同じようにヨウ素液を2滴ずつ加え、液体が青むらさき色のままになるまでの滴数を調べ記録する。



〈結果〉

だいこん	30滴
玉ねぎ	10滴
ナツ	6滴
トマト	20滴
にんじん	(0)滴
スイカ	6滴
きゅうり	ち滴
ピーマン	5滴
コーヤ	30滴
お茶	6滴



#### 〈まとめ〉

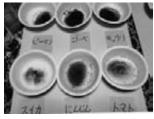
1番ビタミンCが多いのは、だいこん、トマト、 ゴーヤだった。

1番少ないのは、ピーマン、きゅうりだった。 【実験3】

加熱した液体にビタミンCがどれくらい含まれているのかを調べる。

#### 〈方法〉

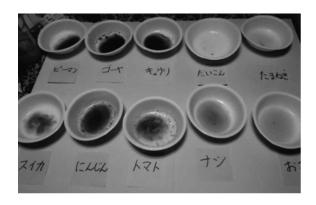
①実験2でしぼった液体の10 mLを電子レンジで600W20秒加熱して、ふっとうさせ、実験1と同じように、青むらさき色のままになるまでの滴数を調べる。





#### 〈結果〉

たいこん	7滴
玉ねぎ	3滴
ナシ	2 滴
トマト	12滴
にんじん	4滴
スイカ	ち滴
きゅうり	4滴
ピーマン	2滴
ゴーヤ	4滴
お茶	4滴



#### 【まとめ】

1番ビタミンCが多いのは、だいこん、トマトだった。

加熱する前はビタミンCが多く含まれていたゴーヤが4滴で反応が出た。

#### 【わかったこと、考察】

- (1)加熱する前のものと加熱した後の液体は、加熱する前の方が滴数が多く、加熱した後の液体は滴数が少なかった。
- (2)加熱した後で1番ビタミンCが減ったのはゴーヤ だった。
- (3)加熱した後のビタミンCの減った滴数の平均は、4.7だった。
- (4)野菜の中でも体に良い成分があるトマトは、加熱後も滴数はあまり減らなかった。

#### 【感想】

実験を始める前、ビタミンCは緑色の野菜に1番多く含まれているように思っていました。しかし、だいこんやトマトには緑色の野菜よりビタミンCが多く含まれていることがわかり、意外でした。今回の実験から、ビタミンCの含有量は野菜の色に関係ないことがわかりました。これからは、生のトマトや加熱調理したトマトを毎日食べて、身長を伸ばして、ステキなモデルになりたいです。

#### ○優秀作品賞

きゅうりのせいちょう はかってみよう! 福島県福島市立庭坂小学校 1年 山岸 龍馬

【しらべたりゆう】 おばあちゃんのはたけで、ふとくて大きいきゅうりをみつけた。ぼくはおどろいた。ぼくは、小さなきゅうりが1日にどのくらいずつ大きくなるのかはかってみようとおもったからだ。 【しらべるほうほう】 まいにちきゅうりのながさとおなかまわりをじょうぎやまきじゃくではかってみる。さいごにしゅうかくをしたらはかりでおもさをはかってみる。

#### 【せいちょうのけっか】



9/10/19/59 G	84 (8UC)	8/2(E)XO6	8/3(15)QF
13 6m		2.5cm	30 cm
7 cm	9 cm	13 cm	17cm
18 cm	23 cm	28 cm	32 cm
8 cm	10 cm	15cm	18 cm
SE 2 188	STATE STORY	<b>第三直</b> 第4章	



84V35	M) 5	8/600	8/1/ES	1/8 (WO	Mro5	Lording
3 6 cm	38-	4-2cm	45cm	49cm	51c-	52 :=
				23cm		
37cm	39 cm	4300	470	50cm	51 cm	51 cm
				23000		





せいちょうのけっか

【ほしてみたけっか】 あかちゃんきゅうりから7日目くらいの大きなきゅうりをしゅうかくしておもさをはかってみた。それからほうちょうできって6日かんほした。



長さ35cm 重さ825g





6日かんほした

重さ39g

825 g - 39 g = 786 gへった。

【きゅうりのにんぎょうをつくった】 14日目にはきゅうりがきいろくなってきたのでしゅうかくした。まいにちはかってきたきゅうりがりっぱに大きくなったのでうれしくておなじサイズのにんぎょうをつくってみた。大きさがくらべられるようにいつもたべているきゅうりのにんぎょうもつくった。





はかる

ぬのをきる





ミシンをかける

こめとわたをつめる



きゅうりのにんぎょうのかんせい!!

#### 【わかったこと】

- 1. ひるまとよるではおなじくらいせいちょうしていた。「ねるこはそだつ」とおなじだとおもった。
- 2. スーパーのかたにおねがいしてスーパーにうっているきゅうりのながさをはかったら21cmから24cmだった。そだてて5日目くらいのきゅうりの大きさだった。





- 3. ほしたらちいさくなってすごくかるくなった。
- 4. 大きすぎるきゅうりはあまりおいしくなかった。
- 5. はかるのがたのしかった。

#### ○奨励賞

「空気ほうからでる空気のとんだながさ」

茨城県つくば市立洞峰学園二の宮小学校 1年 田中 洸成 「やさいをはかろう |

大阪府泉南郡熊取町立中央小学校 1年 福永 雪音 「こおりのとける時間をはかる」

神奈川県藤沢市立片瀬小学校 2年 三橋 湘 「物の長さとかげ」

神奈川県横浜市立吉原小学校 3年 寺岡 琉斗「あついえき体のさめ方について」

神奈川県小田原市立豊川小学校 3年 井上 航希 「身長と手を横にひろげた長さは同じ位の長さなのか?」 大阪府泉南郡熊取町立中央小学校 3年 西村 香穂 「蒸発のふしぎ」

茨城県つくば市立洞峰学園二の宮小学校 4年 久永 乃愛「いろんな甘さを測ってみよう!!|

茨城県 私立 江戸川学園取手小学校 4年 石井 和音 「せん風機の風はどこまで?」

神奈川県横浜市立山下小学校 4年 丸山 さな「心ぞうのドキドキってなんだろう」

神奈川県藤沢市立辻堂小学校 4年 福島 梨乃「ちゃわん1ぱいのこめつぶの数」

神奈川県川崎市立橘小学校 4年 緑川 愛泉 「「生き物は円柱形」は本当か?」

神奈川県横浜市立谷本小学校 5年 高見 恵花 「家族ではかった津波避難マップ」

神奈川県藤沢市立辻堂小学校 5年 中村 湘太郎

#### 「どの卵が一番お買い得?|

国立大学法人 宮城教育大学附属小学校 6年 小野寺 海 「頭の中の10秒計測」

神奈川県横浜市立奈良小学校 6年 渡部 耕平 「割れにくいシャボン玉を作ろう!!」

神奈川県藤沢市立辻堂小学校 6年 山上 航躍 「きゅうりに入れた塩とでたしるの量」

岡山県津山市立院庄小学校 6年 日並 春 4年 日並 睦月



# 計量行政情報

平成29年6月21日及び9月22日公布の計量法関係政省令等の改正概要



今年の6月及び9月に改正された計量法関係政省令について、その概要をまとめました。

なお、改正された政省令については、今号及び秋号の計量行政情報 一官報情報— にその全文を掲載していますのでご確認ください。また、経済産業省のHPに「計量制度の見直し」サイト (http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno\_infra/000\_keiryou\_minaoshi.html) が設けられていますので、詳細をお知りになりたい方はこちらをご覧ください。

- I 計量法施行令及び計量法関係手数料令の 一部を改正する政令(平成29年6月21 日政令第163号)について
- 1 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正 する政令公布(平成29年6月21日)の経緯

我が国の計量制度は、計量法(平成4年法律第51号。 以下「法」という。)により定められています。この法により国民生活・経済社会における取引の信頼性が確保され、安全・安心の基盤として計量制度が機能しています。 この制度は、経済社会環境や技術の変化に応じて適切にその運営を実現しなくてはなりません。そのためには、計量法及び関係法令は、現在の計量行政の実態を踏まえて計量行政を取り巻く状況の変化に的確に対応させてい

ご存じのとおり、平成28年11月に計量行政審議会により「今後の計量行政の在り方~次なる10年に向けて~」と題した答申が、①民間事業者の参入の促進、②技術革新・社会的環境変化への対応、③規制範囲・規定事項の再整理・明確化の3つの視点からとりまとめられました。これらを踏まえ、平成29年6月21日に計量法施行令、計量法関係手数料令及び特定商品の販売に係る計量に関する政令の一部が改正されました。

#### 2 改正対象政令

く必要があります。

計量法施行令

(施行令:平成5年10月6日政令第329号)

計量法関係手数料令

(手数料令:平成5年10月20日政令第340号)

特定商品の販売に係る計量に関する政令 (特定商品令:平成5年7月9日政令第249号)

#### 3 改正の概要

#### 〈改正の主な項目〉

- ・特定計量器の追加に関する所要の措置
- ・特殊容器の使用可能商品の追加
- ・国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う型式承認手数料 の見直し
- ・その他

#### (1) 特定計量器の追加に関する所要の措置

法目的である適正な計量の実施を確保するために、特定計量器である質量計に「自動はかり」を追加するとともに、所要の改正を実施。

#### ア 特定計量器 【施行令第2条】

特定計量器である質量計に、新たに自動はかりを追加。

#### 施行令第2条(特定計量器)

第2号中に「ロ 自動はかり」を新たに追加し、旧箇条番号口、 ハをハ、二に変更

施行日: 平成29年10月1日から

#### イ 使用の制限の特例に係る特定計量器【施行令第5条】

自動はかりのうち、4器種の自動はかり(ホッパースケール、充塡用自動はかり、コンベヤスケール及び自動 捕捉式はかり。以下同じ。)以外は検定の対象としない旨を規定。

#### 施行令第5条(使用の制限の特例に係る特定計量器)

- ① 第1号(1)及び(2)を第1号イ及び口に箇条番号を変更
- ② 第3号に第2条第2号口の自動はかりのうち、ホッパースケール、充塡用自動はかり、コンベヤスケール、自動捕捉式はかり以外を使用の制限の特例に係る特定計量器と規定。旧第3項以下の箇条番号を変更

施行日: 平成29年10月1日から

#### ウ 指定検定機関の指定の区分の追加【施行令第26条】

検定の対象となる4器種の自動はかりについてそれぞれ指定検定機関を整備することとし、指定検定機関の指 定の区分に当該器種を新たに規定。

#### 施行令第26条(指定検定機関の指定の区分)

- ① 指定検定機関の指定の区分に「二 ホッパースケール」、「三 充塡用自動はかり」、「四 コンベヤスケール」、「五 自動捕 捉式はかり」の自動はかり4区分を新たに追加
- ② 旧第2号以下を箇条番号変更

施行日: 平成29年10月1日から

#### エ 検定証印等の有効期間のある特定計量器 【施行令別

#### 表第3】

自動はかりのうち4器種を検定証印等の有効期間を定 める特定計量器(法第72条第2項)と定め、その有効期 間を2年と規定。ただし、適正計量管理事業所が当該事 業において管理、使用するとして届け出た自動はかりに ついては6年を適用する。

#### 施行令別表第3 (第12条、第18条関係)

検定証印の有効期間のある特定計量器として、同表第1号に 「自動はかり」を追加。旧第1号以降の箇条番号変更 正計量管理事業所で管理するとして届け出たもの6年、それ以 外2年)

施行令第12条(一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器) 第18条(検定証印等の有効期間のある特定計量器)関係で、 別表第3に自動はかりの項目が新たに追加されたことによる引 用筒条番号の変更

施行日: 平成29年10月1日から

#### オ 検定の申請書の提出先に関する措置【施行令別表第4】

型式承認に係る表示の有無にかかわらず、検定の実施 主体は「国立研究開発法人産業技術総合研究所又は指定 検定機関」と規定。

施行令別表第4(第17条、第22条、第24条関係)

第2号ハに自動はかりを追加。旧箇条番号ハを二に変更

施行日: 平成29年10月1日から

#### カ 経過措置

対象となる製造・修理事業者及び使用者に対する影響を 考慮するとともに、検定の技術基準及び指定検定機関の整 備等を行う必要があることから、所要の経過措置を規定。

- 附 則 (平成29年6月21日)
- 第2条(特定計量器の使用に関する経過措置)
- 第1項: 附則別表第1欄の計量器ごとに新たに使用するものに ついての法第16条の使用の制限の適用開始日を第2欄に規定 (自動捕捉式はかり:平成34年4月1日、自動捕捉式はかり 以外:平成35年4月1日)
- 第2項:第1項で定める期日以前から検定証印の付されていな い自動はかりを取引証明に使用している場合(以下「既使用」 という。)の使用の制限の適用開始日を第3欄に規定(自動捕 捉式はかり:平成37年4月1日、自動捕捉式はかり以外:平 成38年4月1日)
- ② 第3条(特定計量器の検定の開始時期)

附則別表第1欄の計量器ごとに検定開始日を第4欄に規定 (自動捕捉式はかり:平成31年4月1日、自動捕捉式はかり 以外: 平成32年4月1日)

③ 第4条(自動はかりの製造又は修理の事業の届出に関する 経禍措置)

平成29年10月1日時点で、自動はかりの製造又は修理事 業を行っている者については、事業の届出の規定(法第40条 又は第46条)中「あらかじめ」とあるのを「平成30年9月 30日までに」と読み替える規定

#### ④ 附則別表

O 1137437324			
特定計量器(法 第2条第4項に 規定する特定計 量器をいう。)	新たに使用する ものについての 使用の制限の開 始日	既使用のものに ついての使用の 制限の開始日	検定の開始日
一 自動捕捉式 はかり	平成34年 4月1日	平成37年 4月1日	平成31年 4月1日
二 ホッパースケ ール、充塡用自動 はかり及びコンベ ヤスケール	平成35年 4月1日	平成38年 4月1日	平成32年 4月1日

施行日: 平成29年10月1日から

#### (2) 特殊容器の使用可能商品の追加【施行令第8条】

酒類のうち、発泡酒などの商品を特殊容器で使用可能と するとともに、酒税法(昭和28年法律第6号)で規定され ている酒類の定義にあわせるため、所要の改正を実施。

#### 施行令第8条(特殊容器の使用に係る商品)

- ① 第10号に「みりん(次号に掲げる酒類に該当するものを除 く。)」、第11号に「酒類(酒税法(昭和28年法律第6号)第 2条第1項に規定する酒類(同法第3条第22号に規定する粉 末酒を除く。)をいう。)」を新たに追加
- ② 旧第10~17号を削除し、旧第18号を第12号に変更

施行日:公布の日(平成29年6月21日)から

#### (3)国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う型式 承認手数料の見直し

#### ア 手数料の減額措置【手数料令第4条】

型式承認申請の際、型式承認に係る技術上の基準に関 する所定の試験成績書が添付された場合に、当該型式承 認試験を省略して手数料を減額する旨を規定(具体的な 手数料の額は経済産業省令で定める)。

#### 型式試験項目の見直し【手数料令別表第4】

特定計量器ごとに一律の金額であった手数料の一部を 見直し、申請者に応じて必要となる試験項目に応じた手 数料の額を新たに設定し、この試験を実施する場合に限 り、当該試験手数料を合算する方式に改める。

#### 手数料令第4条(型式の承認等に係る手数料の額)

第1項ただし書きを次のとおり改正。

- ① 型式承認申請の際、型式承認に係る技術上の基準に関する 試験成績書が添付された場合の当該型式承認試験を省略し、 手数料を減額する旨を規定
- ② 特定計量器ごとに一律の金額であった手数料の一部を見直 し、申請者に応じて必要となる試験項目に対応した手数料の 額を新たに設定し、この試験を実施する場合に限り当該試験 手数料を合算する方式に改める規定

別表第4 (第2条、第4条関係)

第4条第1項ただし書きの改正による手数料金額等の改正

施行日: 平成29年10月1日から

#### (4) その他

ア 平成5年の令制定時に措置した非自動はかり等の定 期検査の免除期間に関する特例措置の廃止及びこの廃 止に伴う所要の経過措置を定めた。

#### 施行令附則(平成5年10月6日)第5条(定期検査)

平成5年の令制定時に措置した非自動はかり等の定期検査の 免除期間に関する特例措置の廃止及びこの廃止に伴う所要の経 過措置を定めるとともに、政令改正等に伴う条ずれの措置(特 定商品の販売に係る計量に関する政令(平成5年政令第249号) 第3条等)を行う改正。

旧第1項を削除し、これまで定期検査免除期間を3年に読み 替えていた非自動はかりについて、平成31年4月以降の検定証 印が附されたものについて定期検査免除期間延長措置を廃止

施行日:公布の日(平成29年6月21日)から

イ 政令改正等に伴う条ずれの措置(特定商品の販売に 係る計量に関する政令(平成5年政令第249号)第3 条等)を実施。

#### 特定商品令第3条(量目公差)

施行令第8条の改正に伴う箇条番号の変更(第17号を第11号に改める。)

施行日:公布の日(平成29年6月21日)から

ウ その他 文言修正など

手数料令別表第5 (第3条関係): 文言の修正

#### Ⅲ 平成29年9月22日公布の計量法関係省 令及び告示の改正について

#### 1 平成29年9月22日公布の計量法関連省令・告示改 正の経緯

平成29年9月22日公布の計量法関連省令及び告示の改正は、平成28年11月に計量行政審議会で取りまとめられた答申「今後の計量行政の在り方~次なる10年に向けて~」(平成28年11月1日計量行政審議会)及び「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成29年政令第163号)」を踏まえ、答申の「短期的取組」及び平成29年6月の政令改正において省令に定めることとしている事項を中心に、必要な措置を講じるために改正したものです。

#### 2 平成29年9月22日に公布された省令・告示

#### (1) 省令

計量法施行規則(施行規則:平成5年10月25日通商産業省令第69号)の一部を改正する省令

(平成29年9月22日 経済産業省令第69号)

特定計量器検定検査規則(検則:平成5年10月26日通商産業省令第70号)の一部を改正する省令

(平成29年9月22日 経済産業省令第70号)

基準器検査規則(基則:平成5年10月27日通商産業省令第71号)の一部を改正する省令

(平成29年9月22日 経済産業省令第71号)

計量法関係手数料規則(手数料規則:平成5年10月21日通商 産業省令第66号)の一部を改正する省令

(平成29年9月22日 経済産業省令第72号)

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び 特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(機関等省令:平成5年10月28日通商産業省令第72号)の一部を改正する省令 (平成29年9月22日 経済産業省令第73号)

指定製造事業者の指定等に関する省令(指定製造省令:平成5年11月9日通商産業省令第77号)の一部を改正する省令(平成29年9月22日 経済産業省令第74号)

#### (2) 告示

計量法施行規則第103条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類(施行規則第103条特定計量器の分類告示:平成6年通商産業省告示第135号)の一部改正(平成29年9月22日経済産業省告示第214号)

特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器等について(平成六年通商産業省告示第473号)の一部改正

(平成29年9月22日経済産業省告示第215号)

計量法施行規則第90条の2ただし書に基づく校正手法を定める件(平成21年経済産業省告示第76号)の一部改正 (平成29年9月22日経済産業省告示第216号)

#### 3 改正の概要

#### 〈改正の主な項目〉

- ・指定検定機関の指定要件の見直し
- ・自動はかりの特定計量器への追加に伴う所要の措置
- ・型式承認における試験成績書の受入れ
- ・一般計量士の資格認定コースにおける実務経験期間の短縮
- ・電磁的記録媒体による提出の導入
- ・検定証印等の年号表記及び表示方法統一
- ・指定製造事業者へのISO9001の活用
- ・基準器検査におけるJCSSの活用
- ・最近の計量法関係省令の運用の実態等を踏まえた所要の改正
- ・JCSSの区分の変更
- ・その他の変更

#### (1) 指定検定機関の指定要件の見直し

(機関等省令第9、10、10の3、10の4、11、12条、別表第2~4、様式第1、1の2)

○ 器差検定を中心とした検定を実施する者を認めるべく、指定要件の見直しや必要な規定を定める等、省令において必要な措置を実施。

#### 〈主な規定事項〉

- ・器差検定を中心とした指定検定機関の業務の範囲(特 定計量器の種類、地域ブロックの区分)
- ・器差検定を中心とした指定検定機関に必要な設備・者
- ・指定検定機関の業務を遂行するための中立性・独立性、 教育訓練

#### 〈施行期日(指定検定機関の指定開始時期)〉

- ・非自動はかり、燃料油メーター(自動車の燃料タンク等に燃料油を充塡するための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの):平成30年4月1日
- ・自動捕捉式はかり:平成30年7月1日
- ・ホッパースケール、充塡用自動はかり、コンベヤスケール:平成31年7月1日

#### 機関等省令第9条(指定の申請)

第2項を新設して、指定検定機関の業務の範囲を限定できる 旨の規定を追加

機関等省令第10条(指定の基準)

第9条第2項の業務範囲の限定に対応した規定に変更

機関等省令第10条の3 (指定の基準)

第2号の検定を受ける者との利害関係の影響を受けないもの としての要件を明確化

機関等省令第10条の4 (指定の更新の手続)

第9条の変更に対応した引用条文の変更

機関等省令第11条(業務規程)

第2項第7号に指定検定機関の業務規程に検定を実施する者 の教育訓練に関する事項を追加

#### 機関等省令第12条(帳簿)

第1項の指定検定機関の帳簿に記載する事項として、型式承認試験に関する事項、検定を行った場所の追加及び検定の申請に係る事項の見直し

#### 機関等省令別表

#### 別表第2 (第9条関係)

業務の範囲を限定できる指定検定機関の特定計量器の種類及び地域ブロックの区分を別表第2として新たに規定(施行時は、非自動はかり及び燃料油メーターの2種類のみ規定。以降、本改正省令第2条及び第3条の規定により、平成30年7月1日に捕捉式自動はかり、平成31年7月1日にホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールを順次追加)

#### 別表第3 (第10条関係)

新別表第2の追加に伴い、旧別表第2を非自動はかりの検査実施者の規定を変更して別表第3として規定

#### 別表第4 (第10条関係)

指定範囲を限定する指定検定機関の指定基準を新たに規定

#### 機関等省令様式

様式第1 (第1、9、18、18条の3関係)

項目3,4及び備考2を追加

**様式第1の2**(第2条の4、10条の4、18条、18条の7関係) 項目3,4及び備考3を追加

施行日: 平成30年4月1日から

#### 改正機関等省令

#### 第2条、附則第2号

別表第2の業務範囲に捕捉式自動はかりを追加

施行日:平成30年7月1日から

#### 第3条、附則第3号

別表第2の業務範囲にホッパースケール、充填用自動はかり

及びコンベヤスケールを追加 **施行日**:平成31年7月1日から

#### (2) 自動はかりの特定計量器への追加に伴う所要の措置 ア 自動はかりの事業の区分の追加

(施行規則別表第1、告示改正 (施行規則第103条特定計量器の分類))

- 自動はかりの事業の区分について、以下の5区分を 新たに規定。
- ・ホッパースケールを製造する事業
- ・充填用自動はかりを製造する事業
- ・コンベヤスケールを製造する事業
- ・自動捕捉式はかりを製造する事業
- ・その他の自動はかりを製造する事業

#### 施行規則別表第1 (第5条、第13条関係)

届出製造事業者及び修理事業者の事業区分に自動はかりの5 区分(ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール、 自動捕捉式はかり及びその他の自動はかり)を追加

#### 施行規則第103条特定計量器の分類告示

施行規則第96条の年度報告書に記載する計量器の種類に次の 5分類を追加:ホッパースケール、充塡用自動はかり、コンベヤスケール、自動捕捉式はかり、その他の自動はかり

施行日: 平成29年10月1日から

#### イ 自動はかりの確認済証の規定(改正検則附則第2条)

○ 「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成29年政令第163号)」の附則において、自動はかりの特定計量器への追加にともなう経過措置を設けている。この経過措置の規定を実施するため、

省令で「既使用のもの」の自動はかりに付する「確認済証」を規定。

**改正検則附則第2条**(検定証印等を付する自動はかりの既使用のものについての確認済証)

指定検定機関等は、既使用の検定対象自動はかりに初回の検 定を行った際に、検査済証を貼付する。

施行日:公布の日から

#### ウ 自動はかりの特定計量器への追加に伴う適正計量管 理事業所の経過措置

(改正施行規則附則第4条、施行規則様式第55)

- 自動はかりの種類ごとに定められた日付までは、以下に掲げる業務を要しないものとする。
- ・法第127条第2項の規定により指定の申請を行うこと
- ・法第129条の規定により帳簿の記載を行うこと
- ・改正後の施行規則第81条において準用する改正後の施行規則第31条第1項の規定により変更の届出を行うこと
- 今回の政令改正において、適正計量管理事業所において使用する自動はかりの検定証印等の有効期間を6年(一般は2年)と規定したが、自動はかりに係る適正計量管理事業所の指定を受けていない事業所で附則第4条第1項第3号の変更の届出をしない者は、変更の届出を行うまで、この規定は適用されない。

#### **改正施行規則附則第4条** 適正計量管理事業所の自動はかりに 関する事項

① 指定申請、帳簿の記載、変更届出の業務については、検定 対象自動はかり(ホッパースケール、充塡用自動はかり、コ ンベヤスケール、自動捕捉式はかり)の種類ごとに次の期日 まではそれを要さない。

ア 自動捕捉式はかり:平成37年4月1日 イ ア以外の3器種:平成38年4月1日

② ①の業務については、検定対象自動はかりの種類ごとに次 の期日以後に行う。

ア 自動捕捉式はかり:平成31年4月1日 イ ア以外の3器種:平成32年4月1日

- ③ 検定対象以外の自動はかりについては、平成38年3月31 日までは①の業務を要さない
- ④ 検定対象以外の自動はかりについては、①の業務は平成31 年4月1日以後に行う
- ⑤ 適管の指定を受けた際に自動はかりでの指定を受けていない者は、①の変更の届出を行うまでは自動はかりの検定有効期間6年の適用は受けられない。

#### **施行規則様式第55**(第31、36、81条関係)

適正計量管理事業所で使用する特定計量器の種類の追加に関する規定を備考4に追加

施行日:平成29年10月1日から

#### (3) 型式承認における試験成績書の受入れ

(検則第30の2、31条.手数料規則第4条、別表第1の2)

○ 型式承認の際に試験成績書の受入れを認めるために、「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成29年政令第163号)」において、「経済産業省令で定める」とされた内容について規定。

#### 〈「経済産業省令で定める機関」〉

国立研究開発法人産業技術総合研究所等が型式承認の 試験を行うことなく試験成績書だけで合否の判定を行え るよう、「経済産業省令で定める機関」として、ISO/IEC170252の規定に基づき認定を受けた以下の(A)及び(B)に示す、一定の条件を満足した信頼性のある機関が発行する試験成績書の受入れを認めた。

- (A)独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE)からISO/IEC17025の認定を受けた試験所
- (B) 国際法定計量機関 (OIML) 3の加盟国の型式承認機関(経済産業大臣が適切と認め公示する機関に限る。)

#### 検則第30条(申請等)

第3項及び4項の特定計量器の型式承認の申請書に添付できる書面の規定の削除(第30条の2に移動)

検則第30条の2 (手数料を減額する場合の申請等)

型式承認における試験成績書の受入れに係る規定を新設

検則第31条(指定検定機関の試験の申請等)

第3項を第30条の2の規定に合わせて変更

手数料規則第4条(型式の承認等に係る手数料の減額)

第1項に型式承認における所定の試験成績書の受入れに係る 手数料を追加

第2項第3号に型式承認における所定の試験成績書の受入れ に係る手数料を追加

手数料規則別表: 平成29年10月1日から

別表第一(第4条第1項関係)

第4条第1項の追加により新設

別表第一の2 (第4条第2項関係)

旧別表第一を番号変更

別表第一の3 (第4条第2項関係)

旧別表第一の2を第4条の改正に合わせて変更し、新たに別表第一の3として規定

#### 検則様式

様式7 (第30条関係)

第30条の2の規定により項目6を追加

様式8 (第31条関係

第31条の規定により項目6を追加

施行日:平成29年10月1日から

# (4) 一般計量士の資格認定コースにおける実務経験期間の短縮

(施行規則第51条、改正施行規則附則第3条)

○ 一般計量士の実務に従事した期間について改正し、 質量計(質量に係る計量)の実務2年以上とした。こ の実務の短縮については、一般計量特別教習の内容を 拡充することにより補う。

#### 施行規則第51条(登録の条件)

第2項第3号の一般計量士資格認定コースにおける実務経験の 条件を緩和(一般計量特別教習の教程を見直すことにより、「計 量に関する実務5年」を「質量の計量に関する実務2年」に短縮) 改正施行規則附則第3条(計量士の登録の条件に係る特例)

施行日(平成30年4月1日)以前の旧教程での一般計量特別教習修了者は、従前の例による

施行日前の修了者で、質量計の実務経験が2年以上で計量の実務経験5年未満の者が特定の教習を修了した場合には、新教程の一般計量特別教習を修了したものとみなす。

**施行日**: 平成30年4月1日から

#### (5) 電磁的記録媒体による提出の導入

(施行規則第136~139条、様式第99、99の2,機関等省令 第20~23条、様式第8、指定製造省令第14~17条,様 式第10) ○ 「電磁的記録媒体による提出」(CD-R、DVD-R) を 認めた。

#### 施行規則第136条(電磁的記録媒体による提出)

届出書類に代えて使用できる媒体の規定をフレキシブルディ スクから電磁的記録媒体に変更

#### 施行規則第137~139条を削除

第136条の変更に伴い、関連規程を削除

#### 施行規則様式

様式第99及び99の2 (第136条関係) FDから電磁的記録媒 体に変更

様式第100から様式第114 削除

機関等省令第20条(電磁的記録媒体による提出)

届出書類に代えて使用できる媒体の規定をフレキシブルディスクから電磁的記録媒体に変更

#### 機関等省令第21 ~ 23条を削除

第20条の変更に伴い、関連規程を削除

#### 機関等省令様式

様式第8 (第20条関係) FDから電磁的記録媒体に変更 様式第9から17まで削除

指定製造省令第14条(電磁的記録媒体による提出)

届出書類に代えて使用できる媒体の規定をフレキシブルディスクから電磁的記録媒体に変更

指定製造省令第15~17条を削除

第14条の変更に伴い、関連規程を削除

#### 指定製造省令様式

様式第10 (第14条関係) FDから電磁的記録媒体に変更 様式第11から14まで 削除

施行日:公布の日から

#### (6) 検定証印等の年号表記及び表示方法統一

(検則第23~26の2、35、48、56条、施行規則第15条、 指定製造省令第8、9、9の2条、改正検則附則第3、 4条、改正施行規則附則第2条)

- 証印等(検定証印、型式承認表示、定期検査済証印、 計量証明検査済証印、修理済表示、基準適合証印)に ついて、年号表記を西暦年数に限定し、様式を和暦表 記から西暦表記のものに改正。
- 検定証印等にはり付け印を認める旨を規定(指定検 定機関ははり付け印を付することとした)。
- 現行表示で平成30年12月31日まで付することが可能 とした。

#### 検則第23条(検定証印)

検定証印の種類に、はり付け印を追加。第2項に、指定検定機 関は検定証印をはり付け印により付すと限定する規定を新設。

検則第24条 (検定証印を付する部分)

はり付け印以外の種類の検定証印を付す場所を規定(はり付け印は第26条の2に規定)

#### 検則第25条(有効期間満了の表示)

- ① はり付け印以外の種類の検定証印の有効期間満了の表示を和暦から西暦に変更(はり付け印は第26条の2に規定)
- ② 第2項に、自動はかりの検定証印の有効期間起算日を、証 印を付した翌年度の4月1日からと規定(他の計量器は、翌 月の1日から起算)

**検則第26条**(検定を行った年月の表示)

はり付け印以外の種類の検定証印の検定を行った年月の表示を和暦から西暦に変更(はり付け印は第26条の2に規定)

検則第26条の2(はり付け印による検定証印の表示)

24~26条で除かれていたはり付け印について規定

#### **検則第35条**(型式承認表示等)

型式承認表示を付した年の表示を和暦から西暦表示に変更

#### 検則第48条(定期検査済証印等)

第1項第1号の定期検査済証印の定期検査を実施した年の表示を和暦から西暦に変更

#### 検則第56条(計量証明検査済証印等)

計量証明検査済証印の定期検査を実施した年の表示を和暦から西暦に変更

#### 施行規則第15条(修理済表示)

第2項の修理済表示の修理を行った年を表す数字を和暦から 西暦に変更

#### 指定製造省令第8条(基準適合証印)

- ① 第1項 はり付け印等の採用及び印影の形状の寸法規程の 廃止
- ② 旧第2項の封印の規定を廃止
- ③ 旧第3項及び第4項を第2項及び第3項に変更(はり付け 印は第9条の2に規定)

#### 指定製造省令第9条(年月の表示)

基準適合証印とともに付す有効期間満了及び証印を付した年 月表示の数字を和暦から西暦に変更(はり付け印は第9条の2 に規定)

施行日: 平成29年10月1日から

指定製造省令第9条の2(はり付け印による基準適合証印の表示) はり付け印による基準適合証印の表示規定を新設

施行日: 平成30年10月1日から

**改正検則附則第3条**(指定検定機関が付する検定証印に係る経過措置)

第23条第2項で定める指定検定機関の検定証印のはり付け印使用義務は、省令改正前から指定されている機関の場合、平成30年12月31日までは適用しない

施行日:公布の日から

改正検則附則第4条(検定証印等の年月の表示に係る経過措置) 平成30年12月31日までに付された検定証印、定期検査証印 等の年月表示等は、なお従前の例による

施行日:公布の日から

改正施行規則附則第2条(修理済表示(第15条)の年の表示に 係る経過措置)の経過処置

平成30年12月31日までに付された修理済表示は、なお従前の例による。

施行日: 平成29年10月1日から

#### (7) 指定製造事業者へのISO9001の活用

(指定製造省令第2、4、5、11、12条、別表、様式第1、3、5、7、改正指定製造省令附則第2、3)

- 指定製造事業者の品質管理基準を現在存在しない ISO9002に代えて、常にISO9001の最新版を基礎とし、 その認証を取得している事業者にあっては、その結果 を活用すべく措置を講じた。
- 具体的には、現在、指定製造省令の別表がISO9002 に基づき規定されていることから、当該別表をJIS Q9001 (2015) を基礎として改正するとともに、その 認証結果を添付できるように所要の措置を講じた。

#### 指定製造省令第2条(指定の申請)

指定申請書(様式第1)に、品質管理体制がISO9001の品質管理基準を満たすことを証する書類を添付することができる規定を第3項に新設

#### 指定製造省令第4条(指定検定機関の調査)

指定検定機関への指定製造事業者に係る品質の管理の方法についての調査申請書(様式第3)に、第2条第3項の書類を添付できる規定を第3項に新設

#### 指定製造省令第5条(変更の届出)

品質管理の方法についての変更届出書(様式第5)に、第2 条第3項の書類を添付できる規定を第2項に新設

#### 指定製造省令第11条(外国製造事業者の申請)

旧第2項~4項を削除し、外国製造事業者指定申請書(様式第 7)に、第2条第3項の書類を添付できる規定を第2項に新設

#### 指定製造省令第12条(外国製造事業者の変更の届出等)

外国製造事業者の指定申請書記載事項変更届(様式第8)に、 第2条第3項の書類を添付できる規定を第5項に新設

#### 指定製造省令別表

品質管理の方法について、ISO9001を活用したものへ全面改正 指定製造省令様式

様式第1 (第2条関係) 備考3、4を追加

様式第3 (第4条関係) 備考3を追加

様式第5 (第5条、第12条関係) 備考3を追加

様式第7 (第11条関係) 旧備考4、5を廃止して新たに備考 4を追加

#### 改正指定製造省令附則

第2条 改正省令施行前に指定製造事業者の申請をした事業 者への適用は従前の例による

第3条 改正省令施行前の規定で指定された事業者は、平成 33年9月31日までに様式第5の品質管理の方法について の変更届出書を提出しなければならない。

施行日: 平成30年10月1日から

#### (8) 基準器検査におけるJCSSの活用(基則第6条)

○ 30日以内のJCSS校正証明書を添付して申請できる 旨を規定

#### 基則第6条(基準器検査の申請)

第6項に基準器検査申請書に添付できる校正証明書の有効期間(発行から30日以内)を規定

**施行日**:平成30年4月1日から

#### (9) 最近の計量法関係省令の運用の実態等を踏まえた 所要の改正

(施行規則第13条、別表第1、検則第6条の2、15条の2、 15条の3、74条、様式第5の2、様式第21)

- 最近の計量法関係省令の運用の実態等を踏まえ、所 要の改正を行う。
- ① 都道府県知事の修理事業届出書副本の保管規定の削除(施行規則第13条)

#### 施行規則第13条(準用)

修理事業の届出で準用する規則第6条第3項の「道府県知事は、 第一項の届出書の副本一通を保管するものとする。」規定を削除

施行日:公布の日から

② 届出製造事業者及び届出修理事業者が届け出る検査 のための器具、機械又は装置の見直し(施行規則別表 第1)

#### 施行規則別表第1 (第5条、第13条関係)

液化石油ガスメーター、アネロイド型血圧計、積算熱量計の 検査のための器具等の変更

施行日:公布の日から

③ 承認製造事業者の特定計量器の輸出の届出等の様式 追加(検則第6条の2、様式第5の2)

# 計量行政情報 💸

#### 検則第6条の2 (基準適合義務の免除の届出)

承認製造事業者及び承認輸入事業者に基準適合義務免除の届 出提出を新たに規定

検則様式5の2 (第6条の2関係) 新規追加

施行日:公布の日から

④ 貸し付ける検定用具からの頭部検査証印の削除(検 則第74条)

#### 検則第74条 (検定用具の貸付け)

第1項第5号の頭部検査証印の廃止ほか

施行日:公布の日から

#### ⑤ タクシーメーターに係る改正

(検則第15条の2, 15条の3、様式第21、改正検則附則 第5条)

#### 検則第15条の2(封印)

承認製造事業者に加え、承認輸入事業者及び承認外国事業者 を料金計算に係る設定値の封印規制の対象に追加

施行日:公布の日から

#### 検則第15条の3(封印)

第2号に封印物体の新たな要件を追加

施行日:公布の日から

#### 検則様式21 (第72条関係)

タクシーメーターへの車両走行信号の受信方法が、機械式から電気式に切り替わったことによる装置検査済証の様式変更

施行日:平成29年10月1日から

**改正検則附則第5条**(タクシーメーター装置検査済証に係る経 過措置)

旧検査済証の発行は、平成30年3月31日まで可能。発行された旧検査済証は装置検査済証印の有効期間内は有効

施行日:公布の日から

# (10) JCSSの区分の変更(施行規則第90条,告示改正 (JCSS))

○ 施行規則第90条第1項の登録区分のうち第3号の 「時間及び周波数」に「回転速度」を加える。(※ 校 正事業の登録区分に追加し校正を可能とする。)

#### 施行規則第90条(登録に係る区分)

第1項第3号の区分に「回転速度」を追加

計量法施行規則第90条の2ただし書に基づく校正手法を定める告示

省令改正で施行規則第90条第1項第3号の登録に係る区分に 回転速度を追加したことによる変更

施行日:公布の日から

#### (11)その他の変更(施行規則第90条,告示改正(JCSS))

○ 政省令の改正に伴う引用箇条番号の変更、語句の修 正、他の規定との整合性など

#### 施行規則様式第92 (第96条関係)

登録事業者報告書の報告者押印及び備考4の廃止

施行日:公布の日から

#### 手数料規則第5条(基準器検査に係る手数料の額)

改正された第4条で定義済みの略語の修正

施行日: 平成29年10月1日から

手数料規則第6条(燃料油メーターの器具、機械又は装置)

手数料令改正(別表4に自動はかり追加)に伴う引用箇条番号の変更

施行日:平成29年10月1日から

# 特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器について(告示)

#### 第4条

- ・検則23条の改正に伴う引用箇条番号の変更
- ・計量法施行令改正により附則 5条が変更されたことに伴う 変更

#### 第5条

・計量法施行令改正により令附則5条が変更されたことに伴 う変更

施行日: 平成29年10月1日から

# 計量行政情報

#### **官報情報** — 「平成29年9月1日~平成29年11月30日」

○平成29年9月1日 指定製造事業者の指定等に関す る省令に基づく細目に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商 産業省令第77号)第3条第2項の規定に基づき、平成 29年9月1日に施行される事業の区分「積算熱量計(積 算熱量計を製造する事業)」についての細目を制定し たので公示する。

なお、平成27年4月1日に制定した事業の区分「積算 熱量計 (積算熱量計を製造する事業)」についての細 目は、平成29年8月31日限りで廃止したので公示する。 平成29年9月1日 経済産業大臣 世耕 弘成 備考 上記の細目の内容は、経済産業省ホームページ (http://www.meti.go.jp) において閲覧に供する。ま た、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても 閲覧に供する。

○平成29年9月1日 経済産業省令第67号

計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づき、特定 計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のよう に定める。

平成29年9月1日 経済産業大臣 世耕 弘成 特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した 部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の 傍線を付した部分のように改める。

- (器差及び検定公差)
- 第16条 特定計量器の器差は、計量値から真 実の値(基準器が表す、又は標準物質に付 された物象の状態の量の値(器差のある基 #器にあっては、器差の補正を行った後の値)をいう。ただし、横算熱量計にあっては日本工業規格 B7550 (<u>2017</u>) 積算熱量計 は日本工業機能が3000 対属書の JA.6.3 に規定する方法により算出 する値をいう。以下同じ。)を滅じた値又 は、その真実の値に対する割合をいうもの とし、検定公差は、タクシーメーターにあっては器差に、その他の特定計量器にあっ ては器差の絶対値に適用するものとする。 **2** [略]
- 第619条 <u>削除</u>

#### (表記)

- 第 **620 条** 積算熱量計の表記事項は、日 業規格 B7550 (<u>2017</u>) 附属書による。 積算熱量計の表記事項は、日本工
- 第621条 積算熱量計の性能は、日本工業規 格 B7550(<u>2017</u>)附属書による。 (検定公差)
- , 積算熱量計の検定公差は、日本工 第 807 末 (株井然重目)が仮た公左は、日本上 業規格 B7550 (2017) 附属書による。 (構造検定の方法) 第 638 条 積算熱量計の構造検定の方法は、 第 638 条 積算熱量計の構造検定の方法は、

#### (器差及び検定公差)

- 第16条 特定計量器の器差は、計量値から真 実の値(基準器が表す、又は標準物質に付 された物象の状態の量の値(器差のある基 とし、検定公差は、タクシーメーターにあっては器差に、その他の特定計量器にあっ ては器差の絶対値に適用するものとする。 [略]
- -(積算熱量計の種類)
- 第619条 積算熱量計の種類は、次のとおり とする。
- 器差試験及び器差検定のときに体積計 量部及び感温部付演算部が分離できない もの(以下「一体形積算熱量計」という。) 器差試験及び器差検定のときに体積計 量部及び感温部付演算部が分離できるも の(以下「分離形積算熱量計」という。)
- 第620条 積算熱量計の表記事項は、日本エ 業規格 B7550 (<u>2014</u>) 附属書による。
- 積算熱量計の性能は、日本工業規 格 B7550(2014)附属書による。 (検定公差)
- -積算熱量計の検定公差は、日本工

日本工業規格 B7550 (<u>2017</u>) 附属書による。 (器差検定の方法)

- 第644条 積算熱量計の器差検定の方法は、 日本工業規格 B7550 (<u>2017</u>) 附属書による。 (性能に係る技術上の基準)
- 第649条 積算熱量計の性能に係る技術上の 基準は、日本工業規格 B7550 (2017) 附属 書による。 (使用公差)
- **第 650 条** 積算熱量計の使用公差は、日 業規格 B7550 (2017) 附属書による。 (性能に関する検査の方法)
- (性能に関する検査の力法) 第651条 積算熱量計の性能に関する検査の 方法は、日本工業規格 B7550 (2017) 附属 書による 差検査の方法)
- 第652条 積算熱量計の器差検査の方法は、 業規格 B7550 (<u>2017</u>) 附属書による。 備考 表中の[ ]の記載は注記である

- 日本工業規格 B7550(2014) 附属書による。 ロダー(スパー) 器差検定の方法)
- 第644条 積算熱量計の器差検定の方法は 日本工業規格 B7550 (<u>2014</u>) 附属書による。 (性能に係る技術上の基準)
- 第649条 精質熱量計の性能に係る技術上の 基準は、日本工業規格 B7550 (<u>2014</u>) 附属 書による。 (使用公差)
- 第 650 条 積算熱量計の使用公差は、日 業規格 B7550 (2014) 附属書による。
- (性能に関する検査の方法) 第651条 積算熱量計の性能に関する検査の 方法は、日本工業規格 B7550 (<u>2014</u>) 附属 書による。
- 第652条 積算熱量計の器差検査の方法は、 日本工業規格 B7550 (<u>2014</u>) 附属書による。

#### 附則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

- ○平成29年9月1日 平成30年3月(第68回)計量士 国家試験
  - 1 試験の場所

北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九 州及び沖縄

- 2 試験の期日 平成30年3月4日(日)
- 3 試験の区分

試験は、環境計量士 (濃度関係)、環境計量士 (騒音・ 振動関係)及び一般計量士について行う。

- 4 受験願書(試験案内書)の配布期間 受験願書(試験案内書)の配布期間は平成29年10月 2日(月)から同年10月31日(火)まで、郵送及び インターネットによる配布とする。
- 5 受験願書 (試験案内書) の請求
  - ①受験願書(試験案内書)のインターネットでの入

受験願書 (試験案内書) をインターネットで入手 する場合は、下記のURLから案内書と願書をダ ウンロード及び印刷をすること。また、下記の URLから願書に入力して印刷することも可能。

なお、ダウンロードの際には、PDFファイル又 は入力した願書を印刷できるPC環境、A4のコピ ー用紙が印刷できるプリンタ(カラー/モノクロ、 レーザー/インクジェットは問わず)、A4サイズ の白紙のコピー用紙が必要となるので、URLの リンク先にある利用条件等を確認すること。

<URL> https://keiryoshi.info/index.html

②受験願書 (試験案内書) の郵便での請求 受験願書(試験案内書)の配布を希望する場合は、 角型 2 号の封筒 (返信用封筒) に、希望部数に応

# 計量行政情報



じて、1部希望の場合は140円、2部は250円、3 部から5部は380円、6部から10部は570円の切手 を貼付し、宛先(請求者の住所・氏名及び連絡の とれる電話番号) 及び希望部数を明記の上、別の 封筒(請求用封筒)に封入して下記の請求先に送 付すること。請求用封筒の表面には「計量士国家 試験願書○部希望」と明記すること。なお、11部 以上希望する場合は、請求先に相談すること。

受験願書(試験案内書)の請求先は下記のとおり。 なお、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課 計量行政室、各経済産業局消費経済課及び内閣府 沖縄総合事務局商務通商課では受験願書(試験案 内書)の配布は行わない。

<受験願書(試験案内書)の請求先> 〒143-8799 日本郵便大森郵便局留 日本通運 株式会社計量士国家試験係 電話:0120-040 -608 (平日9:00-18:00)

6 受験願書の受付期間等

平成29年10月6日(金)から同年10月31日(火)ま で郵送のみの受付とする(当日の消印有効)。なお、 願書を提出する際には、角型2号封筒(A4コピー 用紙が折らずに入る封筒) に願書を入れ、封筒の表 には「計量士国家試験願書在中」と明記し、郵送方 法は簡易書留とする。

#### 7 受験願書の提出先

受験願書の提出先は、下記のとおり。なお、経済産 業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室、各 経済産業局消費経済課及び内閣府沖縄総合事務局商 務通商課での受付は行わない。

<受験願書の提出先>〒143-8799 日本郵便大森 郵便局留 日本通運株式会社計量士国家試験係 電 話:0120-040-608 (平日9:00-18:00)

- 受験手数料 8,500円の収入印紙を願書に貼付。
- 9 提出書類
  - · 計量十国家試験受験願書
  - ・計量法施行規則第63条第2項による試験科目の免 除を受けようとする者は、既に合格した区分の試 験についての合格証書の写し(受験願書②に貼付 のこと。)
  - ・障がい等のために、受験に際して何らかの措置を 希望する者は、特別措置に関する申請書
- 10 次回の第69回計量士国家試験について

今回(第68回)の次の第69回計量士国家試験は、平 成30年12月頃の実施(試験の実施時期を前倒するた め、例年どおりの3月には行いません)を予定して おります。

○平成29年9月15日 国立研究開発法人産業技術総合 研究所公告第29号

計量法第76条第1項の特定計量器の型式承認(平成29

年8月29日承認)

【第D179号 鎌長製衡株式会社 香川県 非自動はか ŋ]

#### ○平成29年9月20日 日本工業規格

日本工業規格の制定及び改正(平成29年9月20日)

- 1. 制定された日本工業規格(省略)
- 2. 改正された日本工業規格(一部省略) 電気音響-サウンドレベルメータ (騒音計) - 第1 部: 仕様 C1509- 1

#### ○平成29年9月22日 経済産業省令第69号

計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づき、計量 法施行規則の一部を改正する省令を次のように定め る。

平成29年9月22日 経済産業大臣 世耕 弘成 計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)の一 部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した 部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の 傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線 を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げ ていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を 付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げて いないものは、これを加える。

# 計量法施行規則 目次 (A) 第1章 通則(第1条-第3条) 第2章 正確な特定計量器等の供給 第1節 製造(第四条-第九条) 第2節 修理 第1款 検定証印等の除去(第10条-第12条)

第2款 修理の事業 (第十三条) 第3款 有効期間のある特定計量器に 係る修理 (第14条・第15条) 第3節 販売 (第16条一第19条)

第3章 特別な計量器(第20条-第24条) 第4章 特殊容器製造事業(第25条一第

第4章 特殊谷益製道事業 (第25 架一第 37 条) 第5章 計量証明の事業 第1節 登録(第38 条一第49 条) 第2節 特定計量証明事業(第49 条の2 - 第 49 条の 10)

第6章 計量士 第1節 登錄(第50条一第62条) 第2節 計量士国家試験(第63条一第

第7章 適下計量管理事業所(第72条-第 81条)

第8章 計量器の校正等 第1節 特定標準器による校正等(第82 条一第89条)

特定標準器以外の計量器による 第2節

第2面 特定標準結以外の計量器による 校正等(第90条-第95条の2) 第9章 雑則 第1節 報告(第96条-第103条) 第2節 立入検査(第104条) 第3節 計量行政審議会(第105条-第 113条)

第4節 公示(第百十四条) 第5節 計量調査官(第百十五条)

第6節 計量教習(第116条-第134条) 第 8 節 <u>電磁的記録媒体による提出</u>(<u>第</u> 136 条) 附則

(準用)

第13条 第5条、第6至第1項、第7条、第8条及び第9条第1項の規定は、法第46条第1項の規定は、法第46条第1項の規合において、第5条第1項及び第6条第1項中「法第40条第1項」とあるのは「法第46条第1項第4号」とある。は「法第46条第1項第4号」とある。は「法第46条第1項第4号」と、第6条第1項第4号」とあるのは「法第66条第1項第1項第1条。 条第1項中「その事業を行おうとする主た る工場又は事業場の所在地を管轄する都道

#### 計量法施行規則

目次 3八 第1章 通則(第1条一第3条) 第2章 正確な特定計量器等の供給 第1節 製造(第四条一第九条) 第2節 修理 第1款 検定証印等の除去(第10条 一第12条)

第2款 修理の事業(第13条) 第3款 有効期間のある特定計量器 に係る修理(第14条・第15条) 第3節 販売(第16条-第19条) 第3章 特別な計量器 (第20条-第24

第4章 特殊容器製造事業 (第25条-第

第7条) 第5章 計量証明の事業 第1節 登録(第38条-第49条) 第2節 特定計量証明事業(第49条の 一第49条の10)

第6章 計量士 第1節 登錄(第50条一第62条) 第2節 計量士国家試験(第63条一第 71条)

第7章 適正計量管理事業所(第72条-第81条

第8章 計量器の校正等 第1節 特定標準器による校正等(第 82条一第89条)

第2節 特定標準器以外の計量器に校正等(第90条-第95条の2)

113条) 第4節 公示(第114条) 第5節 計量調查官(第115条) 第6節 計量教習(第116条—第134

条) 第7節 適用除外(第135条)

88節 フレキシブルディスクによる 手続 (第 136 条一第 139 条) 第8節 附則

(準用) 第13条 第5条、第6第1項及び第3項、 第7条、第8条及び第9条第1項の規定 は、法第46条第1項の特定計量器の修理 の事業に準用する。この場合において、第 5条第1項及び第6条第1項中「法第40条 条第1項」とあるのは「法第40条第1項第 と、第5条第2項中「法第40条第1項第 4年」とあるのは「法第46条第1項第

本一通」と、第6条第1項中「その事業 行おうとする主たる工場又は事業場の所 在地を管轄する都道府県知事を経由して

府県知事を経由してしなければならない」 とあるのは「経済産業大臣に代えてその事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する 事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する も、第7条第1項及び第9条第1項中 「その事業を行っている主たる工場又項 業場の所在地を管轄する都道府県知事を経 申171、かけわばたない。」とまるのは、 由してしなければならない」とあるのは「経済産業大臣に代えてその事業を行っている 所座来入足にれるとての争業を行うといる 事業所の所在地を管轄する都道府県知事に 提出しなければならない」と、第7条及び 第9条中「届出製造事業者」とあるのは「届 出修理事業者」と、第7条第1項中「法第 42条第1項」とあるのは「法第46条第2 42条第1項」とあるのは「法第46条第2 項において毎用する法第42条第1項」と、第7条第2項中「法第41条」とあるのは「法 第46条第2項において準用する法第41条」 と、「法第42条第2項」とあるのは「法第 46条第2項において準用する法第41条〕 2項」と、第8条中「法第43条」とあるのは「法第 47条」と、第9条中「法第45条」とあるのは「法第47条」と、第9条中「法第45条」をあるのは「法第47条」と、第9条中「法第45条 第1項」とあるのは「法第46条第2項において準用する法第45条第1項」と、別表第一の第三欄中「製造する事業」とあるのは「管理する事業」と誘う指えるものとする。 「修理する事業」と読み替えるものとする。

#### (修理済表示)

- (修理済表示) **第 15条** 法第 50 条第 1 項の表示 (以下「修 理済表示」という。) は、次の各号に定め るところにより付するものとする。
- 修理済表示を付する方法は、スタンプ (容易に消滅しないインクを用いたものに限る。)、打ち込み印、押し込み印、 すり付け印、<u>焼き印</u>又ははり付け印とす
- る。 修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの 円内の数字は、修理を行った<u>西暦年数</u>を 表すものとする。
  - 点検のみをした場合



ロ 補修又は取替えをした場合



三~五 [略]

- で定める条件は、次のとおりとする。
- -・二 [略] E 一般計量士にあっては、<u>質量に係る計</u> <u>量</u>に関する実務に<u>二年</u>以上従事している

(登録に係る区分)

- 第90条 法第143条第1項の登録に係る物象 の状態の量は法第2条第1項第1号及び第 2号に掲げるものとし、次のとおり区分す る。なお、区分の名称については、機構が 別に定める っ。 [略]
- ・\_ 「略」 時間<u>周波数及び回転速度</u> 二十四 「略] 「略] **第8節** <u>電磁的記録媒体による提出</u>

(電磁的記録媒体による提出) 第136条 次の各号に掲げる書類の経済産業 大臣への提出については、当該書類の提出 に代えて当該書類に記載すべきこととされ ている事項を記録した電磁的記録媒体(雷 磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい う。) に係る記録媒体をいう。以下同じ 及び様式第99の電磁的記録媒体提出票を提

出することにより行うことができる。 一 第 36 条第 1 項の様式第 54 による申請 

三 第36条第3項で準用する第31条第1 項の検式第55による届出書 三 第36条第3項で準用する第34条の様 式第59による届出書 回 第68条の2第2項の様式第71による 申請書

申請書 五 第 83 条の様式第 74 による申請書 同 条第 1号に掲げる定款及び同条第 2号か ら第 4号までに掲げる添付書類 大 第 33 条の 4 で準用する第 83 条の様式 第 74 の 2 による申請書、同条第 1 号に掲 げる定款及び同条第 2号から第 4号まで に掲げる流付書類 七 第 34 条の様式第 75 による届出書 八 第 38 5条第 11 項の様式第 76 による申請 書及び乗税規程

書及び業務規程 第85条第3項の様式第77による申請

書 書 第87条の様式第78による届出書 十一第88条の様式第79による届出書 十二第89条の様式第79による届出書 十三第89条の様式第80による申請書 前項の電数的記録媒体は、次の各号のい ずれかに該当するものでなければならな 2

。 日本工業規格 X 0606 及び X 6282 に適 合する直径 120 ミリメートルの光ディス

<u>日本工業規格 X 6235 及び X 6249 又は</u> X 6235 及び X 6252 に適合する直径 120 ·トルの光ディスク

次の各号に掲げる書類の機構への提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体及び様式第99の2 3

しなければならない」とあるのは「経済産業大臣に代えてその事業を行おうとする 事業所の所在地を管轄する都道府県知事 ディアのがは他とを指する。 に提出しなければならない」と、第7条第 1項及び第9条第1項中「その事業を行っ ている主たる工場とは事業場の所在地を 管轄する都道府県知事を経由してしなけ 管轄する都迫的原料事を経田してしなければならない」とあるのは「経済産業大臣に代えてその事業を行っている事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、第7条及び第9条中「届出製造事業者」とあるのは「届出修 中「届出製造事業者」とあるのは「届出修理事業者」と、第7条第1項に法第42条第1項」とあるのは「海第48条第2項において準用する法第48条第2項において準用する法第48条第2項において準用する法第41条第242条第2項において準用する法第41条第24条第2項において準用する法第48条第2項において準用する法第48条第2項において準用する法第48条第1項」とあるのは「法第44条」と、第8条中「法第45条第1項」とあるのは「法第45条第1項」とあるのは「法第45条第1項」とあるのは「法第45条第1項」とあるのは「法第45条第1項」とあるのは「法第45条第1項」とあるのは「法第45条第1項」とあるのは「法第45条第1項」との表例は「法第45条第1項」との表例は「後望する事業」とあるのは「修理する事業」とあるのは「修理する事業」とあるのは「修理する事業」とあるのは「修理する事業」とあるのは「修理する事業」とあるのは「修理する事業」とあるのは「修理する事業」とあるのは「修理する事業」と表表のは「修理する事業」と表表のは「修理する事業」と

- 歌が替えるものとする。 (修理済表示) 第15条 法第50条第1項の表示(以下「修 理済表示」という。)は、次の各号に定め るところにより付するものとする。
- 修理済表示を付する方法は、スタンプ (容易に消滅しないインクを用いたもの に限る。)、打ち込み印、押し込み印、 すり付け印、<u>焼印</u>又はより付け印とする。
- 二 修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの 円内の数字は、修理を行った<u>年</u>を表すも

- , o。 点検のみをした場合



ロ 補修又は取替えをした場合



- 三〜五 [略] (登録の条件) 第 51 条 [略] 2 法第 122 条第 2 項第 2 号の経済産業省 令で定める条件は、次のとおりとする。 [略]
- E 一般計量士にあっては、<u>計量</u>に関する 実務に<u>五年</u>以上従事していること。

(登録に係る区分)

- (登録に係る区分) 第**90条** 法第 143 条第1項の登録に係る物 象の状態の量は法第2条第1項第1号及 び第2号に掲げるものとし、次のとおり区 分する。なお、区分の名称については、機 構が別に定める。
- 「略] ・\_\_ 「略」 時間<u>及び周波数</u> ~二十四 [略] 「略]
- 第8節 <u>フレキシブルディスクによる</u>

手続 (フレキシブルディスクによる手続) 8 136 条 次の表の上欄に掲げる書類の提 担については、当該書類に記載すべきこと とされている事項を同表の下欄に掲げる 株式により記録したフレキシブルディスク及び様式第 99 のフレキシブルディスク 提出票を提出することにより行うことができる。

<u> </u>	
第 36 条第 1 項の申請書	様式第 100
第36条第3項で準用する第31 条第1項の届出書	様式第 101
第36条第3項で準用する第34条の届出書	様式第 102
第 49 条の3の申請書、同条第 1号に掲げる事業計画並びに同 条第2号、第3号及び第4号に 掲げる添付書類(機構に対して するものに限る。)	様式第 102 の2
第 49 条の4において準用する 第 49 条の3の申請書(機構に 対してするものに限る。)	様式第 102 の3
第49条の6第1項の届出書(機構に対してするものに限る。)	様式第 102 の4
第49条の8第1項の申請書(機 構に対してするものに限る。)	様式第 102 の5
第68条の2第2項の申請書	様式第 103
第 83 条の申請書及び同条第2 号から第4号までに掲げる添付 書類	様式第 104
第83条の4で準用する第83条 の申請書及び同条第2号から第 4号までに掲げる添付書類	様式第 104 の2
第84条の届出書	様式第 105
第 85 条第1項の申請書及び業 務規程	様式第 106
第85条第3項の申請書	様式第 107
第87条の申請書	様式第 108
第 88 条の届出書	様式第 109
第89条の申請書	様式第 110
第91条の申請書、同条第1号 に掲げる事業計画並びに同条第 2号、第五号及び第6号に掲げ る添付書類	様式第 111
第91条の3の申請書、第91条 第1号に掲げる事業計画並びに 同条第2号、第5号及び第6号 に掲げる添付書類	様式第 111 の2

の電磁的記録媒体提出票を提出することに

より行うことができる。 - 第49条の3の様式第63の2による申 請書、同条第1号に掲げる定款及び事業

語書、同条第1号に掲げる定款及び事業 計画並びに同条第2号、第3号及び第4 号に掲げる添付書類 第49条の4において準用する第49条 第30様式第63の3による申請書、同条 第1号に掲げる定款及び事業計画並びに 同条第2号、第3号及び第4号に掲げる ※仕事類

添付書類
 三 第49条の6第1項の様式第63の4による届出書
 四 第49条の8第1項の様式第63の5に

よる申請書及び認定証を失ったときは、 その事実を記載した書面 第 49 条の 10 第 1 項において準用する 第 7 条第 2 項の様式第 4 から様式第 6 の

2までによる書面 第 91 条の様式第 81 による申請書、同

無当1 乗の検式第3 日による申請番、同 条第1号上掲げる定款及事業計画、同 条第2号に掲げる事業概況書並びに同条 第3号から第6号書までに掲げる添付書類 第91条の3の様式第1の2による申 請書、第91条第1号に掲げる定款及び事 業計画 原表質2単に単位2 東等機等の 業計画、同条第2号に掲げる事業概況書 同条第3号から第6号までに掲げ

第92条第1項の様式第82による届出 書

<u>\*</u> 第92条第2項において準用する第7条 九 

式第90の2による報告書
十二 第96条の表第8号に掲げる様式第
92による報告書
前項の電磁的記録媒体は、機構が別に定
あものでなければならない。
押印をすることとされている書類につい
て、第1項と対象3項の担当の場合とあっては、押印のある様式第99又は様式第9項のでは、
2の電磁的記録媒体による提出を行う場合にあっては、押印のある様式第99又は様式第99のことをもって、押印は不要とする。 5

「削る」

「削る」

「削る」

第13条関係)事業の区 検査のための器具、 分の略称 機械又は装置[略] [略] 別表第一(第5条、 事業の区分 「略」 液化石油ガス メーターを製 造する事業 [略] 欠のいずれかの設備 - 基準はかり又は 基準分銅及び<u>液化</u> 石油ガス用基準浮 ひよう型密度計 「略合了 7 [略] アネロイド型血圧計のおち、検出部の 電気製造する事 [略] ずれかの設備 \_\_\_\_<u>基準液柱型圧力</u> \_<u>計</u>\_. 二 三 基準重錘型圧力 計 29 「略门 製造する事業 「略」 精質熱量計を [略] [略] 製造する事業 - <u>次のいずれか</u>の 設備 設備 「<u>基準はかり又は</u> <u>基準分銅</u> I 基準水道メータ [略]

第92条第1項の届出書	様式第 112
第 95 条の届出書	様式第 113
第 96 条の表第6号の2に掲げ る報告書(機構に対してするも のに限る。)	様式第 113 の2
第 96 条の表第8号に掲げる報 告書	様式第 114

キシブルディスクの構造) 第137条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

日本工業規格×6221 に適合する90

二 日本工業規格 X 6223 に適合する 90 ミリメートルフレキシブルディスクカ

(フレキシブルディスクの記録方式) 1188 条 第136 条の規定によるフレキシ ブルディスクへの記録は、次に掲げる方式 上後ってしなければならない。 トラックフォーマットについては、前 条第1号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格 X 2020 に 画本等り8日のフレキシブルデ 第138条

録する場合にあっては日本工業規格X 6222 に、同条第 2 号のフレキシブルデ イスクに記録する場合にあっては日本 工業規格 X 6225 に規定する方式 ポリューム及びファイル構成につい は、日本工業規格 X 0605 に規定する

本工業規格 X 0211 に規定する制御文字の <u>・ エスポース (1 に及び) を用いてしなけ</u> うち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 (フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第139条 第136条のフレキシブルディス クには、日本工業規格X6221又はX6223 に規定するラベル領域に、次に掲げる事項 を記載した書面をはり付けなければなら

を託販した。

 提出者の氏名又は名称

 提出年月日

別変帯 - (第5条、第13条関係)

 事業の区分 | 事業の区付表のための器具、 クの部件 機械又は被置
 「職」 | 職」 | 職」 1~17 [略] 液化石油ガス メーターを製 造する事業 [略] 次のいずれかの設備 - 基準はかり又は 基準分銅及び液化 石油ガス用基準浮 ひよ型密度計平 基準比重浮ひよう 二・三 [略] 7 [略] アネロイド型 血圧計のうち 気気 電気製造する事業 [略] 基準液柱型圧力計 Γ@F±Q-1 [新設] アネロイド型の上に対している。 [略] し略」 精質熱量計を [略] [略] <u>次に掲げるイロ又はハ</u>の設備 基準はかり

> 「新設了 <u>ロ・ハ</u> <u>「略</u>]

[略]

月 В



	00 41		FMD7	TMD 1
	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
1				

別表第四 (第38条、第40条、第41条、

42条、	第 43 条、第 44	条の2関	係)		第	42条	第	43
区分	特定計量器その他の 器具、機械又は装置	数量	計量士		事業	の区分	特定器具	
[略]	[BS]	[略]	[略]	ı	1	[略]	[8	啓]
質量	イ [略]	[略]			2	質量	1	[16
	ロ 令 <u>第2条第2号</u> ハに掲げる分銅	[略]						令 回 に
8	[略]	[略]	[B各]		3 -		[8	答]

**別表第四** (第38条、第40条、第41条、 第42条、第43条、第44条の2関係)

1	事業の区分	特定計量器その他の 器具、機械又は装置	数量	計量士
1	1 [略]	[BS]	[略]	[略]
1	2 質量	イ [略]	[略]	
1		<ul><li>中 令<u>第2条第2号</u></li><li>中に掲げる分銅</li></ul>	[略]	
	3~8 [略]	[略]	[略]	[略]
_				

表中の [ ] の記載は注記である

様式第55を次のように改める **株式第55** (第31条、第36条、第81 条関係

特殊容器製造事業(適正計量管理事業所)指定申請書記載事項変更届

都道府県知事 殿

(経済産業大臣)

届出者 住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

ΕD

下記のとおり変更があったので、計量法第62条第1項(第69条第1項において準用する 第62条第1項及び第133条において準用する第62条第1項)の規定により、届け出ます

変更の事由

[88

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。 法第 61 条 (第 69 条第 1 項において準用する第 61 条及び第 133 条において準用する第 61 条) の規定による 変更についてはそれぞれの証明書を添付のこと。 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署 するものとする。
- するものとする。 適正計量管理事業所についての変更の届け出であって、変更の事由が使用する特定計量器の分類の追加である場合は、変更の内容に以下の事項をすべて記載すること。 追加する特定計量器の名称、性能及び敬並びに取引以は証明に用いる特定計量器とその他に用いる計量器 との別及び数(使用する特定計量器が自動法かりである場合は、計量法施行規則第103条の規定による経済 産業大臣が別に定める分類の特定計量器の分類もわせで記載すること。) 使用する体定計量器の必要を行う計量しの任名、金銀帯号及び計量士の区分 三 使用する体定計量器の必要を行う計量しの任名、金銀帯号及び計量士の区分 美術等92を次のように改める。

**様式第 92** (第 96 条関係) 登録事業者報告書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿 報告者

住所 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 ・・・・・ ★ + + + + +

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称等 計量器の校正等の事業を行う事業所 年 度 登録年月日及び登録番号

2	2 校正等を行った件数	等	
	第90条第1項の区分	計量器の校正等を行った件数	証明書の発行件数

証明書を付して販売し、又は貸し渡した計量器又は標準物質の種類	数量

校正事業に使用する計量器又は標準物質の区分ごとの種類等

-	120mm 3.2/c DC713.7 G	B1 3E BB 7 (10:10) 1 10 5C 11 E 75 E	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	計量器等の種類	数量	証明書の発行番号及び発行年月日

- 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。 2項については、特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質により計量器の校正等を行った場合と、 れ以外のものによって計量器の放正等を行った場合を分けて記載すること。 3項については、特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質とそれ以外のものを分けて記載するこ

様式第99を次のように改める。

機式第99 (第136 条関係)

雷磁的記録媒体提出票

月 日

印紙

経済産業大臣 殿

E名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名□印

計量法(又は計量法施行規則)第 条第 項の規定による申請(、届出又は報告) に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下

のとおり提出いたします。 本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

雷磁的記録媒体に記録された事項

電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 法令の条項については、当該申請 (、届出又は報告) の適用条文名を記載すること。 「電磁的貯録機体に影けるたち率耳 (の欄には、電磁的貯録媒体に貯録されている事項を記載するとともに、 大以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録され
- スルエルの電気が起かれたで発出するとでは、電磁の取扱が終わらして単位性がでけた。ていばするとにあまった 心等項を包括するとと、 「電磁的記録解析を分析と提出される書類」の欄には、当該申請(、届出又は報告)の際に本票に添付されて 電磁的記録解析と開せている事項以外の事項を記載した需要を提出する場合にあっては、その書類名を
- 記載すること。 5 「収入日紙」の欄には、収入日紙をはることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合 にあっては、収入日紙をはり付けること。

- 5 「押印」の欄には、押印をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあって は、押印すること。 ・電磁砂記録媒体には、次に掲げる事項を記載すること。 提出者の氏名文は名称 提出者の氏名文は名称

= 提出年月日 8 該当事項がない欄は、省略すること。 様式第 99 の 2 を次のように改める。

機式第99の2 (第136条関係) 電磁的記録媒体提出票

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿 住所

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名□印

計量法 (又は計量法施行規則) 第 条第 項の規定による申請(、届出又は報告) に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下 のとおり提出いたします

- 本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。 電磁的記録媒体に記録された事項
- 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 用版の大きさは、日本工業規格A4とすること。 法令の条項については、当該申請(、届出又は報告)の適用条文名を記載すること。 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、 七枚以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。 「電磁的記録媒体と供せて提出される書類」の欄には、当該申請(、届出又は報告)の際に本票に添付されて 小る電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該申請(、届出又は報告)の際に本票に添付されて 小る電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を 即書すること
- 記載すること。 「押印」の欄には、押印をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあって
- 電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載すること。
- 提出者の氏名又は名和

7 該当事項がない欄は、省略すること。 様式第 100 から様式第 114 を削る。

#### 附則

(施行期日)

- 第1条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から 施行する。
  - 一 第15条の改正規定、別表第一第42号から第46号 までの改正規定、別表第四の改正規定、様式第55 の改正規定並びに附則第2条及び附則第4条の規 平成29年10月1日
  - 二 第51条第2項の改正規定及び附則第3条の規定 平成30年4月1日

(修理済表示の年の表示に係る経過措置)

第2条 この省令による改正前の計量法施行規則(以 下「旧施行規則」という。) 第15条第2号イ及びロ の修理済表示は、平成30年12月31日までに付された ものにあっては、当分の間、この省令による改正後 の計量法施行規則(以下「新施行規則」という。) の規定にかかわらず、なお従前の例によることがで きる。

(計量十の登録の条件に係る特例)

- 第3条 第51条第2項の改正規定の施行の日前に旧施 行規則第119条第2号に規定する一般計量特別教習 を修了した者(次項において「施行日前教習修了者」 という。)は、新施行規則第51条第2項の規定にか かわらず、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前教習修了者の うち、当該施行の日以後において質量に係る計量に 関する実務に二年以上、かつ、当該実務を含む計量 に関する実務に五年未満従事しているものは、新施 行規則第119条第8号に規定する特定教習(理事長 が別に定めるものに限る。)を修了した場合には、 同条第2号に規定する一般計量特別教習を修了した ものとみなす。

(自動はかりを使用する適正計量管理事業所の経過措

置)

- 第4条 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部 を改正する政令(平成29年政令第163号。以下「改 正令」という。)による改正後の計量法施行令(以 下「新施行令 | という。) 第2条の規定にかかわらず、 改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器につい ては、それぞれ改正令附則別表の第三欄に掲げる日 前までは、次に掲げる業務を行うことを要しない。
  - 一 計量法 (平成4年法律第51号。以下「法」とい う。) 第127条第2項の規定により指定の申請を行 うこと。
  - 二 法第129条の規定により帳簿の記載を行うこと。
  - 三 新施行規則第81条において準用する新施行規則 第31条第1項の規定により変更の届出を行うこ と。
- 2 改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器に係 る前項各号に掲げる業務については、それぞれ改正 令附則別表の第四欄に掲げる日以後に行うこととす る。
- 3 新施行令第2条の規定にかかわらず、新施行令第 2条第2号ロに規定する自動はかりのうち、改正令 附則別表の第一欄に掲げる特定計量器以外のもの (次項において「検定対象外自動はかり」という。) については、平成38年3月31日までは、第一項各号 に掲げる業務を行うことを要しない。
- 4 検定対象外自動はかりに係る第1項各号に掲げる 業務については、平成31年4月1日以後に行うこと とする。
- 5 法第127条第1項の指定を受ける際、新施行令第 2条第2号ロに規定する自動はかりに係る指定を受 けていない者のうち、第1項第3号の変更の届出を 行っていない者にあっては、同号の届出を行うまで は、新施行令別表第三第1号ロの規定は適用しない。
- ○平成29年9月22日 経済産業省令第70号

計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づき、特定 計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のよう に定める。

平成29年9月22日 経済産業大臣 世耕 弘成 特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した 部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の 傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線 を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げ ていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を 付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げて いないものは、これを加える。

(基準適合義務の免除の届出) 第6条の2 法第 80 条ただし書の規定による届出をしようとする承認製造事業者(法 第 79 条第1項に規定する承認製造事業者 をいう。以下同じ。)は、様式第5の2 よる届出書をその承認に係る型式に属する 特定計量器を製造する工場又は事業場の所 在地を管轄する都道府県知事に提出しなけ

ればならない。 | 法第 82 条ただし書の規定による届出を ようとする承認輸入事業者 (計量法第 81 とようとする事終制人争業者(訂重法寿81 条第3項に規定する承認輸入事業者をい う。以下同じ。)は、様式第5の2による 届出書をその承認に係る型式に属する特定 計量器を販売する営業所の所在地を管轄す る都道府県知事に提出しなければならな

- の設定値が容易に調整ができないもの<u>若し</u> くは当該タクシーメーターの承認製造事業 者. 承認輸入事業者又は承認外国製告事業 者(法第89条第2項に規定する承認外国製 <u>造事業者をいう。以下同じ。</u>) により料金 計算に係る設定値が封印されているもので
- 第15条の3 タクシ は、運賃計算に係る記憶素子その他の記録 媒体の運賃設定部に封印がされ、 物体が次の各号に掲げるいずれかの要件を 満たすものでなければならない
- -の封印を行った <u>当該タクシーメーターの封印を行った</u> 製造事業者又は修理事業者があらかじめ その工場、事業場又は事業所の所在の場 所を管轄する都道府県知事に届け出た記 号(次号において単に「記号」という が付されていること。
- 封印された状態が表示され、かつ、記

検定証印)

第 23 条 法第 72 条第1項の検定証印の形 状、種類及び大きさは、次の表のとおりと

9 00.						
		種類	支 び ナ	、き さ		
形状	打ち込 み印	押し込み印	すり付 け印	焼き印	<u>はり付</u> け印	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	容易に識	
					別できる	
					正方形の	
					<b>も</b> の	
	[略]	[略]	[略]	[略]		
	[略]		[略]			
	[略]		[略]			
2 前項の相定にかかわらず 指定検定機関						

にあっては、検定証印をはり付け印により

<u>付するものとする。</u> ・4 [略]

(検定証印を付する部分)

第 24 条 検定証印を<u>打ち込み印、押し込み</u> 印、すり付け印又は焼き印により付する場 合にあっては、特定計量器の本体の通常の 使用状態において見やすく消滅しに 分又は本体に取り付けた通常の使用状態に おいて見やすく消滅しにくい金属片その他の物体に付さなければならない。 (有効期間満了の表示)

第25条 法第72条第2項の規定による検定 証印の有効期間の満了の年月の表示を打ち 込み印、押し込み印又はすり付け印により 付する場合にあっては、検定証印に隣接した箇所(金属片その他の物体に検定証印を 付する場合にあっては、その裏面を含む。 次条において同じ。)に、次の様式一から 様式三までのいずれかにより表示するもの とする。この場合において、上又は左の数 字は<u>西暦年数</u>を表すものとし、下又は右の 数字は月を表すものとする。

様式一 2017

様式二 2017.11 様ポ=

- 様式三 <u>2017 11</u> 前項の場合において、検定証印の有効期 間は、検定証印を付した月の翌月一日から 起算するものと<u>する。ただし、自動はかり</u> にあっては、検定証印を付した年度の翌年 度の四月一日から起算するものとする。 (検定を行った年月の表示) 第26条 法第72条第3項の検定を行った年
- 月の表示は、打ち込み印、押し込み印又は すり付け印により(分銅、おもり及び令附 則第5条第1項の経済産業省令で定める非 自動はかりであって、これらの方法により 検定を行った年月を表示することが、構造 及び使用状況からみて著しく困難なものと して経済産業大臣が別に定めるものにあっ 経済産業大臣が定める方法に 検定証印に隣接した箇所に、次の様式 検定証中に隣接した歯がに、次の様式 から様式三までのいずれかにより表示するものと<u>する。この場合において、上又は左の</u> 数字は西暦年数を表すものとし、下又は右 <u>の数字は月を表すものとする。</u>

様式一 2017

様式二 <u>2017.11</u> 様式三 <u>2017.1</u> 2017 11

(はり付け印による検定証印の表示) 第 26 条の2 はり付け印の形状により検定 [新設]

「新設]

第15条の2 運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体 の設定値が容易に調整ができないもの<u>又は</u> 当該タクシーメーターの承認製造事業者 (計量法 (平成4年法律第51号) 第79条 第1項に規定する承認製造事業者をい により料金計算に係る設定値が封印されて いるものでなければならない。

改正前

タクシーメーターにあっては 第15条の3 運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体 の運賃設定部に封印がされ、 には当該タクシーメーターの封印を行った 製造事業者又は修理事業者があらかじめそ の工場、事業場又は事業所の所在の場所を 管轄する都道府県知事に届け出た記号が付

[新設]

第 23 条 法第 72 条第1項の検定証印の形 状、種類及び大きさは、次の表のとおりと

2 000				
	種	類及て	「大き	to
形状	打ち込 み印	押し込み印	すり付 け印	焼印
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]	
	[略]		[略]	

[略] (検定証印を付する部分)

第 24 条 検定証印を<u>付する特定計量器の部分は、特定計量器の本体の通常の使用状態</u> において見やすく消滅しにくい部分又は本 体に取り付けた通常の使用状態におい やすく消滅しにくい金属片その他の物体と

(有効期間満了の表示)

第25条 法第72条第2項の規定による検定 証印の有効期間の満了の年月の表示<u>は、</u>打 ち込み印、押し込み印又はすり付け印によ り、検定証印に隣接した箇所(金属片その 他の物体に検定証印を付する場合にあって は、その裏面を含む。次条において同じ に、次の様式一から様式三ま により表示するものとする。 一から様式三までのいずれた この場合にお いて、上又は左の数字は年を表すものとし 下又は右の数字は月を表すものとする。

様式一 様式二 8.11

株式三 8<u>-11</u> 株式三 8<u>-11</u> ! 前項の場合において、検定証印の有効期 間は、検定証印を付した月の翌月一日から 起算するものと<u>する。</u>

(検定を行った年月の表示)

第26条 法第72条第3項の検定を行った年 月の表示は、打ち込み印、押し込み印又は すり付け印により(分銅、おもり及び令附 則第5条第1項の経済産業省令で定める非 自動はかりであって、これらの方法により 検定を行った年月を表示することが、構造 及び使用状況からみて著しく困難なものと して経済産業大臣が別に定めるものにあっ 経済産業大臣が定める方法により) 検定証印に隣接した箇所に、次の様式一か ら様式三までのいずれかにより表示するも のとする。

様式一 8 様式二 <u>8.11</u> 様式三 <u>8.11</u>

月 В

В

日

備者(型式の軽微な変

更の場合はその旨)

備考(型式の軽微な変

更の場合はその旨)

証印を表示する場合は、経済産業大臣が定 証明検査を行った年月を表すものとする。 量証明検査を行った年の西暦年数を表すも のとし、様式中円外の右下の下の数字は月を表すものとする。 める様式により付するものとする。 める様式により付するものとする。 前項の場合において、検定証印の有効期間は、検定証印を付した月の翌月一日から 起算するものとする。ただし、自動はかり にあっては、検定証印を付した年度の翌年 (IE)2011 (IE) (検定用具の貸付け) (検定用具の貸付け) 度の四月一日から起算するものとする。 第74条 法第167条の経済産業省令で定め 第74条 法第167条の経済産業省令で定め ッリ**条** [略] 2 [略] [削る] (申請等) るものは、次のとおりとする。 - 検定証印(はり付け印を除く。) るものは、次のとおりとする。 第30条 [略] 検定証印 - 四 「略】 -四 「略 第1項の申請書には、当該申請に係る特 [削る] 頭部検査証印 定計量器が構造に係る技術上の基準に適合 していることを経済産業大臣が指定する者 [略] 六 五 第993条第3項に規定する消印 表中の[]の記載は注記である 第994条第<u>3項</u>に規定する消印 (外国に住所を有するものに限る。) が明 する書面を添付することができる [削る] 様式第5の次に次の様式を加える。 前項の書面に係る部分について、研究所 又は日本雷気計器検定所が行う構造検定の 横式第5の2 (第6条の2関係 … 輸出用特定計量器製造(販売)届 方法は、当該書面の審査とすることができ (手数料を減額する場合の申請等) 第 30 条の2 計量法関係手数料令(平成5 年政令第 340 号。以下「手数料令」という。) 第4条第1項第1号の経済産業省令で定め 都道府県知事 殿 [新設] 氏名(名称及び代表者の氏名) 次のとおり、輸出のため特定計量器の製造(販売)をしたいので、計量法第80条ただし書 (第82条ただし書)の規定により、届け出ます。 1. 輸出のため製造(販売)をしようとする特定計量器 <u>る機関は、次の各号に掲げるものとする。</u>─ 独立行政法人製品評価技術基盤機構か 一独立行政法人祭的計画以内署無法市 ら国際標準化機構及び国際電気標準会議 が定めた試験所に関する基準に適合して いる旨の認定(法第71条第1項第1号の 種 類 型式又は能力 技術上の基準に係る試験に係るものに限 3. 輸出の予定期日 <u>る。)を受けた試験所</u> - 国際法定計量機関の加盟国の型式承認 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署 機関(型式の承認等に必要な技術的能力 するものとする。 を持つものとして経済産業大臣が適切で 様式第7を次のように改める。 あると認めた機関に限る。) 前条第1項の申請書には、前項の機関が 成した試験の結果の証明書(次の各号に (第30条関係) 機式第7 製造事業者(輸入事業者)(外国製造事業者)型式承認申請書 掲げる事項が記載されたものに限る。)を 国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿 添付することができる。 (日本雷気計器検定所) 発行日 申請者 住所 機関の名称及び住所 氏名(名称及び代表者の氏名) □町 下記の特定計量器につき、計量法第76条第1項(第81条第1項、第89条第1項)の承認 受けたいので、申籍1.ます ----氏名(名称及び代表者の氏名) 特定計量器を製造する工場又は事業場 名称及び所在地(法第81条の輸入事業 を受けたいので、申請します。 こあっては、製造する者の氏名又 事業の区分 称及び住所) 特定計量器の種類 特定計量器の型式又は能力 法第 71 条第1項第1号の技術上の基 当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (製造する者の氏名又は名称及び住所) 五六 製造事業者の届出の年月日 承認を受けようとする特定計量器 <u>準で定める試験の結果</u> 前項の証明書に係る部分の構造検定は 3 種 類 型式又は能力 手数料 当該証明書の審査により、研究所又は日本 電気計器検定所が行う構造検定の方法に代 第76条第3項(第81条第2項又は第89条第3項において準用する第76条第3項) 規定により、添える試験用の特定計量器等の内訳(第78条第1項(第81条第2項又は第 えることができる。 (指定検定機関の試験の申請等) (指定検定機関の試験の申請等) 、左機 「乗 [略] 「略] 89条第3項において準用する第78条第1項)の試験に合格したことを証する書面を添える 第31条 第31条 特定計量器検定検査規則第30条の2第2項の書面を添えるときは、その旨 前条第2項及び前条第3項の規定は、第 前条の申請書には、当該申請に係る特定 1項の申請書を提出する場合に準用する。この場合において、前条第3項中「研究所 計量器が構造に係る技術上の基準に適合し ていることを研究所が適切であると認めた 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 製造事業者の記号を使用している場合にあっては、氏名の欄の製造事業者名に添えて当該記号を記入すること。 輸入事業者を対の製造事業者については、1及び3の起動は要しない。 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署す 又は日本電気計器検定所」とあるのは「指 試験所(国際標準化機構及び国際電気標準 定検定機関」と読み替えるものとする。 会議が定めた試験所に関する基準のうち該 当するものに適合する方法で行われた試験 所に限る。)が証する全部又は一部の書面 を添付することができる。 (型式承認表示等) 様式第8を次のように改める。 (型式承認表示等) 第35条 型式承認表示及び法第84条第2項 第35条 型式承認表示及び法第84条第2項 **機式第8** (第31条関係 335乗 型式承認表示及び法第84条第2項 の型式承認表示を付した年の表示は、本体 の見やすい箇所に、<u>明瞭</u>に次の様式一又は 様式二(法第84条第2項の場合にあって は、<u>様式三から様式六までのいずれか</u>)に 335条 型式承認表示及び法第84条第2第 の型式承認表示を付した午の表示は、本体 の見やすい箇所に、<u>明りょう</u>に次の様式一 又は様式二 (法第84条第2項の場合にあ っては、様式三又任様式四)により付する ものとする。この場合において、様式三又 <u>は様式四の右</u>の数字は、型式承認表示を付 した在冬寿士ものとする。 製造事業者(輸入事業者)(外国製造事業者)型式試験申請書 指定檢定機関 毆 申請者 住所 より付するものとする。この場合において、 様式三から様式六までの右又は下の数字 は、型式承認表示を付した<u>西暦年数</u>を表す ものとする。 氏名(名称及び代表者の氏名) 下記の特定計量器につき、計量法第78条第1項(第81条第2項又は第89条第3項におて準用する第78条第1項)の試験を受けたいので、申請します。 した生を表すものとする。 事業の区分 (のとする。 様式一 [略] 様式二 [略] 様式三 型式承認第1号2017 様式四 型承1号2017 様式五 型式承認第1号 様式一 [略] 様式二 [略] 様式三 型式承認第1号6 当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (製造する者の氏名又は名称及び住所) 製造事業者の届出の年月日 型承1号6 承認を受けようとする特定計量器 「新設] 種 類 型式又は能力 手数料 様式六 型承1号 第 78 条第2項(第 81 条第2項又は第 89 条第3項において準用する第 78 条第2項)の (定期検査済証印等) (定期検査済証印等) 規定により添える試験用の特定計量器等の内訳 (定期検査済証印等) 第48条 法第24条第1項の定期検査済証印 及び定期検査を行った年月の表示は、打ち 込み印、押し込み印又ははり付け印により、 次の各号に定めるところにより付するもの とする。この場合において、定期検査済証 印には、定期検査を行った都道府県若しく は特定市町村又は指定定期検査機関の名称 (ビビアーの条件が127万を) (定期検査済証印等) 第48条 法第24条第1項の定期検査済証印 及び定期検査を行った年月の表示は、打ち 込み印、押し込み印又ははり付け印により、 次の各号に定めるところにより付するもの とする。この場合において、定期検査済証 印には、定期検査を行った都道府県若しく は特定市即村又は住宅定期検査機関の名称 にのなったといて、「20年」 6 特定計量器検定検査規則第31条第3項(特定計量器検定検査規則第30条の2第2項の進 用)の書面を添えるときは、その旨 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 製造事業者の記号を使用している場合にあっては、氏名の欄の製造事業者名に添えて当該記号を記入すること。 輸入事業者及び外国製造事業者については、1及び3の記載は要しない。 氏名を否配し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署す (以下この条において「名称」という。 (以下この条において「名称」という。) を定期検査済証印に隣接した箇所に表示す 様式第 21 を次のように改める。 を定期検査済証印に隣接した箇所に表示す **様式第 21** (第 72 条関係) るものとする。 るものとする。 タクシーメーター装置検査済証 - 定期検査済証印の形状は、次の様式一 又は様式二のとおりとする。この場合に おいて様式一中の円内の数字及び様式二 定期検査済証印の形状は、次の様式-発行者 又は様式二のとおりとする。この場合に おいて様式一中の円内の数字及び様式二 検査日 在 月 るいて様式 ー 中の万円の数子及び様式 ー 中の<u>左側</u>の数字は定期検査を行った年の <u>最下位の数字</u>を表すものとし、様式 ー 中 の円外の右下の数字及び様式 二 中の<u>右側</u> の数字は月を表すものとする。 中の<u>円内の上</u>の数字は定期検査を行った 年の<u>西暦年数</u>を表すものとし、様式一中 製造番号 の円外の右下の数字及び様式二中の下の 数字は月を表すものとする 市而番号 2017 (5) 様式一 タクシーメーターの製造事業 様式一 (51)) 様式二 様式二 タイヤのサイズ 二 [略] 2·3 [略 二 [略] 2 · 3 [日 [略] 「略] 2・3 [略] (計量証明検査済証印等) 第66条 法第 119 条の計量証明検査済証印 の形状は、次のとおりとする。この場合に おいて、様式中円外の<u>右下の上</u>の数字は計 がで、様式中円外の<u>右下の</u>数字は計 タイヤの空気圧

備者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

В

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成29年10月1日から施行する。 ただし、第6条の2、第15条の2、第15条の3及び 第74条第1項(同項第1号の改正規定を除く。)の 改正規定並びに様式第5の2の改正規定は、公布の 日から施行する。

(検定証印等を付する自動はかりの既使用のものについての確認済証)

第2条 国立研究開発法人産業技術総合研究所又は指定検定機関は、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成29年政令第163号。以下「改正令」という。)附則別表の第一欄に掲げる特定計量器であって検定証印等が付されておらず、かつ、それぞれ同表の第二欄に掲げる日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものの検定を行った場合にあっては、検定証印等と別に確認済証を付するものとする。前項の確認済証は、次に掲げる形状、方法及び大きさにより付するものとし、見やすく、かつ、検定証印等に隣接した部分に、容易に消えない方法(容易にはく離しない方法を含む。)で付さなければなら

一確認済証の形状は、次のとおりとする。



ない。

- 二 確認済証は、はり付け印とする。
- 三 確認済証の大きさは容易に識別できる大きさの ものとする。

(指定検定機関が付する検定証印に係る経過措置)

第3条 この省令による改正後の特定計量器検定検査 規則(以下「改正後検則」という。)第23条第2項 の規定は、平成30年12月31日までは、この省令の施 行の際現に指定されている指定検定機関について は、適用しない。

(検定証印等の年月の表示に係る経過措置)

- 第4条 次の各号に掲げる年月又は年の表示は、平成 30年12月31日までに付されたものにあっては、その 有効期間の満了の年月までは(有効期間の定めのな いものにあっては当分の間)、改正後検則の規定に かかわらず、なお従前の例によることができる。
  - 一 この省令による改正前の特定計量器検定検査規 則(以下「改正前検則」という。)第48条第1項 中様式1又は様式2の定期検査を行った年月の表 示
  - 二 改正前検則第25条第1項中様式1から様式3までのいずれかの検定証印の有効期間の満了の年月の表示
  - 三 改正前検則第26条第一項中様式1から様式3ま

でのいずれかの検定を行った年月の表示

- 四 改正前検則第35条第1項中様式3又は様式4の 型式承認表示を付した年の表示
- 五 改正前検則第56条第1項の計量証明検査を行っ た年月の表示
- 六 改正前検則第25条第1項及び第26条第1項の規 定を準用する指定製造事業者の指定等に関する省 令(平成5年通商産業省令第77号)第9条に規定 する基準適合証印とともに付する計量法(平成4 年法律第51号)第96条第2項の有効期間の満了の 年月の表示及び同条第3項の基準適合証印を付し た年月の表示

(タクシーメーター装置検査済証に係る経過措置)

- 第5条 改正前検則第72条第2項の規定は、平成30年 3月31日までは、なおその効力を有する。
- 2 同項の規定により交付された装置検査済証は、装置検査済証印の有効期間の満了の年月までの間、なおその効力を有する。
- ○平成29年9月22日 経済産業省令第71号 計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づき、基準 器検査規則の一部を改正する省令を次のように定め る。

平成29年9月22日 経済産業大臣 世耕 弘成 基準器検査規則の一部を改正する省令

基準器検査規則(平成5年通商産業省令第71号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した 部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線 を付した部分のように改める。

改正前
(基準器検査の申請)
第6条 基準器検査を受けようとする者は、
様式第1による申請書を都道府県知事、研
究所又は日本電気計器検定所(以下「検査
機関等」という。)に提出しなければなら
ない。
2~4 [略]
5 第一項の申請書には、法第 144 条第 1 項
の登録事業者が交付した計量器の校正に係
る同項の <u>証明書</u> を添付することができる。

附 則

この省令は、平成30年4月1日から施行する。

○平成29年9月22日 経済産業省令第72号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成29年政令第163号)の施行に伴い、計量法関係手数料令(平成5年政令第340号)第4条の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成29年9月22日 経済産業大臣 世耕 弘成 計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則(平成5年通商産業省令第66号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した 部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の



傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(型式の承認等に係る手数料の減額)	(型式の承認等に係る手数料の減額)
第4条 手数料令第4条第1項第1号に規定	[新設]
する者が納付しなければならない手数料の	
額は、計量法(平成4年法律第51号。以下	
「法」という。)第71条第1項第1号の経	
済産業省令で定める技術上の基準に関する 試験の結果の証明書(以下この条において	
単に「証明書」という。)が添えられた型	
式ごとに、手数料令別表第四に掲げる金額	
から、当該証明書に係る試験に対応する別	
表第一に定める金額(当該試験が二以上あ	
る場合には、その合計額。)を減じた金額	
に、当該証明書の審査に係る手数料として	
20,600 円を加えた金額とする。	
2 手数料令第4条第1項第2号に規定する	第4条 手数料令第4条第1項ただし書に
者が納付しなければならない手数料の額	規定する者が納付しなければならない手数
は、次の各号に掲げる型式ごとに当該各号 に定めるとおりとする。ただし、構造検定	料の額は、次の各号に掲げる型式ごとに当 該各号に定めるとおりとする。ただし、特
の方法(特定計量器検定検査規則(平成5	政合方に定めるこれりこりる。ただし、 <u>行</u> 定計量器検定検査規則(平成五年通商産業
年通商産業省令第70号)第17条に規定す	省令第70号)第17条に規定する構造検定
る構造検定の方法をいう。第2号において	の方法のうち特定計量器検定検査規則第2
同じ。)のうち特定計量器検定検査規則第	章から第 26 章までに定めるところによる
2章から第 26 章までに定めるところによ	ものの全部を必要としない型式( <u>別表第一</u>
るものの全部を必要としない型式( <u>別表第</u>	第1号ロ、第2号イ及びロ、第3号から第
<u>-の2</u> 第1号ロ、第2号イ及びロ、第3号	5号まで、第7号から第9号まで並びに第
から第5号まで、第7号から第9号まで並びに第11号から第14号までに掲げる特定	11 号から第 14 号までに掲げる特定計量器 のものを除く。) については、51,700 円と
計量器のものを除く。) については、51,700	かものを除く。)については、51,700円と
円とする。	9 0.
- <u>別表第一の2</u> に掲げる特定計量器の型	一 別表第一に掲げる特定計量器の型式
式 同表に掲げる金額	同表に掲げる金額
二 <u>別表第一の3</u> に掲げる特定計量器の型	二 <u>別表第一の2</u> に掲げる特定計量器の型
式であって、構造検定の方法のうち同表	式であって、特定計量器検定検査規則第
に掲げる試験を行う必要がないもの 王	17条に規定する構造検定の方法のうち同
数料令別表第四に掲げる金額から、別表 第一の3に掲げる金額(当該金額が二以	表に掲げる試験を行う必要がないもの 同表に掲げる金額(当該金額が二以上あ
<u> </u>	
円とを合算した金額を減じた金額	合計した金額を減じた金額
三 前号の型式のうち、証明書が添えられ	[新設]
た特定計量器の型式 同号で算出される	
手数料の額から、当該証明書に係る試験	
に対応する別表第一に定める金額(当該	
試験が二以上ある場合には、その合計	
額。)を減じた金額に、当該証明書の審本に係る手料料として、20,600円を加え	
査に係る手数料として 20,600 円を加え た金額	
(基準器検査に係る手数料の額)	(基準器検査に係る手数料の額)
第5条 手数料令第5条の経済産業省令で定	第5条 手数料令第5条の経済産業省令で定
める額は、別表第二のとおりとする。ただ	める額は、別表第二のとおりとする。ただ
し、法第 103 条第 3 項ただし書の規定によ	し、計量法(平成4年法律第51号)第103
り同条第1項第2号に適合するかどうかを	条第3項ただし書の規定により同条第1項
定める場合であって、当該申請に係る基準	第2号に適合するかどうかを定める場合で
器について基準器検査規則(平成5五年通	あって、当該申請に係る基準器について基準器を表現している。
商産業省令第71号)に定める器差の検査を 行わない場合の額は、別表第三のとおりと	準器検査規則(平成5年通商産業省令第71 号)に定める器差の検査を行わない場合の
行わない場合の領は、別衣弟三のこおりこ する。	看が に 定める
(燃料油メーターの器具、機械又は装置)	(燃料油メーターの器具、機械又は装置)
第6条 手数料令別表第四第5号口(2)の経済	第6条 手数料令別表第四第5号ハ(2)の経済
産業省令で定める器具、機械又は装置は、	産業省令で定める器具、機械又は装置は、
空気分離器とする。	空気分離器とする。
備考 表中の[]の記載は注記である。 別事第一の2を次のように改める	

別表第一の2を次のように改める。

別表第一の3(第4条第2項関係)

特定計量器	試験	一件について の減ずる金額
ー タクシーメーター	1 耐久性能に係る試験	48.300円
	2 耐振動性に係る試験	62,000円
	3 温度の影響に係る試験	126.200 円
	4 放射無線周波電磁界イミュニテ	121,300 円
	イ試験	
	5 4に掲げる試験以外の電磁環境	41,600 円
	の影響に係る試験	
	6 ソフトウェア制御の電子装置の	82,700 円
	追加要件試験	
	7 1から6までに掲げる試験以外	140,200 円
	の試験	
	試験を行う必要がない型式にあっては、	153,100 円とする。
二 非自動はかり		
イ ひょう量が2トン以下	1 耐久性能に係る試験	55,400 円
のものであって、検出部	2 温温度の影響に係る試験	175,400 円
が電気式のもの	3 一定時間が経過した後の状態の	134,000 円
	確認を要する試験	
	4 スパン安定性に係る試験	144,300 円
	5 放射無線周波電磁界イミュニテ	121,300円
	イ試験	
	6 無線周波電磁界によって誘導す	54,400 円
	る伝導妨害に対するイミュニティ	
	試験	
	7 サージイミュニティ試験	38,600 円
	8 5から7までに掲げる試験以外	75,500 円
	の電磁環境の影響に係る試験	
	9 ソフトウェア制御の電子装置の	82,700 円
+ 180 D 755 + 180 O 1- 181 I	追加要件試験	+ 010 700 EL + 7
	る試験を行う必要がない型式にあって	
	る試験を行う必要がない型式にあって	
ロ ひよう重か2トンを超 えるもの	1 アナログロードセルの性能に係 る試験	341,800 円
75-9000	2 デジタルロードセルの性能に係	569,200 円
	る試験	500,200 □
	3 指示計及びアナログデータ処理	429.300 円
	装置の性能に係る試験	120,000 [ ]
1	extension in the control of the cont	ll .

	4 6 74 11 77 77 77 8 11 77 8	000 000 ⊞
	4 ターミナル及びデジタルデータ 処理装置の性能に係る試験	202,800 円
三 体積計 イ 水道メーター又は温水 メーター		
(1) 表示機構が電気式のもの	1 耐久性能に係る試験 2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	158,600 円 121,300 円
	3 サージイミュニティ試験 4 2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	38,600 円 114,400 円
	5 1から4までに掲げる試験以外 の試験	85,700円
中欄1及び中欄5に掲 る。	げる試験を行う必要がない型式にあっ	ては、185,300 円とす
(2) (1)に掲げるもの以外のもの	1 耐久性能に係る試験	155,300 円
ロ 燃料油メーター (1) 使用最大流量が一リ ットル毎分以下のもの	1 耐久性能に係る試験 2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	133,800 円 121,300 円
	3 2に掲げる試験以外の電磁環境 の影響に係る試験	66,700 円
	4 1から3までに掲げる試験以外の試験	107,900円
中欄1及び中欄4に掲 る。	げる試験を行う必要がない型式にあっ	ては、139,000 円とす
(2) 充塡機構その他第六 条で定める器具、機械 又は装置と構造上一体	1 耐久性能に係る試験 2 放射無線周波電磁界イミュニテ	125,100 円 121,300 円
となっているもの	イ試験 3 2に掲げる試験以外の電磁環境	97,800円
	の影響に係る試験 4 1から3までに掲げる試験以外	197,500円
中欄1及び中欄4に掲	の試験 げる試験を行う必要がない型式にあっ	ては、238,900 円とす
る。 (3) (1)又は(2)に掲げるも の以外のもの	1 耐久性能に係る試験	86,600 円
	2 電磁環境の影響に係る試験 3 1及び2に掲げる試験以外の試	77,100 円 122,800 円
	験 げる試験を行う必要がない型式にあっ <sup>°</sup>	ては、164,200 円とす
る。 ハ 液化石油ガスメーター	1 耐久性能に係る試験 2 放射無線周波電磁界イミュニテ	125,100円
	イ試験 3 2に掲げる試験以外の電磁環境	121,300 円 97,800 円
	の影響に係る試験 4 1から3までに掲げる試験以外	197,500円
	の試験 げる試験を行う必要がない型式にあっ <sup>*</sup>	ては、238,900 円とす
る。 ニ ガスメーター		
(1) 表示機構が電気式の もの	1 耐久性能に係る試験	164,300円
	2 放射無線周波電磁界イミュニティ試験	121,300円
	<ul><li>3 サージイミュニティ試験</li><li>4 2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験</li></ul>	38,600 円 97,400 円
	5 1から4までに掲げる試験以外の試験	255,300 円
中欄1及び中欄5に掲 る。	げる試験を行う必要がない型式にあっ	ては、265,700 円とす
	1 耐久性能に係る試験	122,400 円
四 積算熱量計	2 1に掲げる試験以外の試験       1 耐久性能に係る試験       2 放射無線周波電磁界イミュニティ	207,000 円 444,200 円 121,300 円
	イ試験 3 サージイミュニティ試験 4 2及び3に掲げる試験以外の電	38,600 円 99,700 円
	磁環境の影響に係る試験 5 1から4までに掲げる試験以外 の試験	112,700円
中欄1から中欄4までに掲る。	げる試験を行う必要がない型式にあっ <sup>*</sup>	ては、514,900 円とす

中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、455,400円とする。 別表第一を別表第一の2とし、附則の次に別表第一として次の一表を加える。

特定計量器	添えられた証明書に係る試験	一件についての減ず
		る金額
- 非自動はかり(ひょう量	1 耐久性能に係る試験	55,400 F
が2トン以下のものであっ	2 温湿度の影響に係る試験	175,400 円
て、検出部が電気式のもの	3 一定時間が経過した後の状態の	134, 000 円
に限る。)	確認を要する試験	
	4 スパン安定性に係る試験	144,300 ₽
	5 手数料令別表第四の備考で定め	75,500 ₽
	る試験項目以外の電磁環境の影響	
	に係る試験	
	6 手数料令別表第四の備考の各号	当該各号に定める金
	に掲げる試験	割
毎回冬年 西に守めて担合	であって、中欄1から中欄5までに掲	

期凶宗第一項に定める場合であって、平欄 | から甲欄りまでに掲げる試験の結果の証明 書及び中欄 6に掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の指果の証明書が落えられた 型式にあっては、その試験に係る金額については、455,800 円に、手数料令別表第四の備 考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算した金額と する。

する。 第四条第二項第三号に定める場合であって、中欄1から中欄5までに掲げる試験の結果 の証明書及び中欄6に掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書がすべ て添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、507,500 円に、手数料令 別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合 算した金額とする。

中欄2及び中欄3に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、216,700円とする。中欄2及び中欄4に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、その試験

中欄 2 及び中欄 4 に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、に係る金額については、227,100 円とする。

燃料油メーターのうち、充道機構その他第6条で定める器具、機械又は装置と構造上-体となっているもの

第4条第1項に定める場合であって、試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、 その試験に係る金額については、336,800 円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる 試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算したものとする。

第4条第2項第3号に定める場合であって、試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書がすべて添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、388,500 手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に 定める金額を合算したものとする

この省令は、平成29年10月1日から施行する。

#### ○平成29年9月22日 経済産業省令第73号

計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づき、指定 定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関 及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一 部を改正する省令を次のように定める。

平成29年9月22日 経済産業大臣 世耕 弘成 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査 機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令 の一部を改正する省令

第1条 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量 証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に 関する省令(平成5年通商産業省令第72号)の一部 を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し た部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二 重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するも のを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に 二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応する ものを掲げていないものは、これを加える。

日次

#### 第1条関係

目次 第1章 指定定期検査機関(第1条-第8

条) 第2章 指定検定機関(第9条一第16条) 第3章 指定計量証明検査機関(第17条・ 第18条)

第5章 雑則 (<u>第20条</u>) 附則

バス (指定の申請) 第9条 「略]

2 経済産業大臣は、前項の申請を受けた場 合には、検定を行おうとする者の 申請により、当該者が行うことが こは、検定を行おうとする者の能力又は 定の種類を、変成器付電気計器検査、法第 78条第1項(法第81条第2項及び法第89 条第3項において準用する場合を含む。 の試験及び法第 93 条第1項の調査以外の ものに限ることができる。この場合において、経済産業大臣は、検定を行おうとする 者の能力又は申請により、別表第二の中欄 に掲げる事項について同表の下欄に掲げる ところにより、さらにその業務の範囲を限 ることができる。 (指定の基準)

第10条 法第106条第3項において準用する法第28条第1号の経済産業省令で定め る器具、機械又は装置は、<u>別表第三(前条</u> 第2項の規定により業務の範囲を限って検 定を行う場合にあっては、別表第四。この 項及び次項において同じ。)の指定の区分 の欄に掲げる特定計量器ごとに<u>別表第三</u>の 検定設備の欄に掲げるものであっ 第1項第4号ロの特定計量器の検定を適確 に遂行するに足りるものとする。

法第106条第3項において準用する法第 条第2号の経済産業省令で定める条件 に適合する知識経験を有する者及び同号の 経済産業省令で定める数は、<u>別表第三</u>の指 定の区分の欄に掲げる特定計量器ごとにそ れぞれ同表の検定を実施する者の欄に掲げ (指定の基準)

第10条の3 法第106条第3項において準 用する法第28条第4号の経済産業省令で 定める基準は、検定の実施に係る組織、検 定の方法、手数料の算定の方法その他の検

改正前 第1章 指定定期検査機関(第1条-第8

条) 第2章 指定検定機関(第9条一第16条) 第3章 指定計量証明検査機関(第17条・ 第18条)

第5章 雑則 (<u>第20条-第23条</u>)

.... (指定の申請) 第9条 [新設] [略]

(指定の基準)

(指定の条件) 第10条 法第106条第3項において準用する法第28条第1号の経済産業省令で定め る器具、機械又は装置は、<u>別表第二</u>の指定 の区分の欄に掲げる特定計量器ごとに<u>同表</u> の検定設備の欄に掲げるものであって、 条第4号ロの特定計量器の検定を適確に遂 行するに足りるものとする。

法第106条第3項において進用する法第 条第2号の経済産業省令で定める条件 に適合する知識経験を有する者及び同号の 経済産業省令で定める数は、<u>別表第二</u>の指 定の区分の欄に掲げる特定計量器ごとにそ れぞれ同表の検定を実施する者の欄に掲げ るとおりとする。 (指定の基準)

第 10 条の3 法第 106 条第 3 項において準 用する法第 28 条第 4 号の経済産業省令で 定める基準は、検定の実施に係る組織、 定の方法、手数料の算定の方法その他の検 定の業務を遂行するための体制が次の各号 に適合するよう整備されていることとす

検定を受ける者との取引関係その他の 利害関係の影響を受けないものとして次 に掲げる要件の全てを満たしているこ

指定検定機関の申請者が株式会社で ある場合にあっては、検定を受ける者 がその親法人(会社法(平成 17 年法 律第 86 号)第 879 条第 1 項に規定す る親法人をいう。)でないこと。 指定検定機関の申請者が法人であ

場合にあっては、指定検定機関の申請 者の役員(持分会社(会社法第575条 第1項に規定する持分会社をいう。) にあっては、業務を執行する社員。以 下同じ。)に占める検定を受ける者の 役員又は職員(過去二年間に当該検定 を受ける者の役員又は職員であった者 <u>ハにおいて同じ。)</u> -を超えていないこと を含む

指定検定機関の申請者(法人にあっ ては、その代表権を有する役員。)が、 検定を受ける者の役員又は職員でない

ねないこと。

「略〕 \_ [記] (指定の更新の手続)

第10条の4 法第106条第3項において準 用する法第 28 条の 2 の規定により、指定検 定機関が指定の更新を受けようとする場合 は 第9条から前条までの規定を準用する。 この場合において<u>第9条第1項</u>中「様式第 一」とあるのは「様式第一の2」と読み替 えるものとする。

(業務規程) 11条 [略]

第**11 条** [略] 2 法第106条第3項において準用する法第 30 条第2項の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。

「略] 検定を実施する者の教育訓練に関する 事項

八~十 「略】

(帳簿)

第12条 法第106条第3項において準用す る法第 31 条の経済産業省令で定める事項 は、次に掲げるとおりとする。

ー・二 [略] 三検定の申請に係る特定計量器の種類、名 称. 製造番号及び型式承認表示が付され たものにあっては、型式承認番号

型式承認試験を行った場合に は、特定計量器の構造、材質及び性能の 概要

検定を行った<u>年月日及び場所</u> 

(電磁的記録媒体による提出)

第 20 条 次の各号に掲げる書類の提出に いては、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきニー に記載すべきこととされている事項を記録 した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的 方式、磁気的方式その他人の知覚によって は認識することができない方式で作られる 記録であって、電子計算機による情報処理 の用に供されるものをいう。) に係る記録 媒体をいう。以下同じ。) 及び様式第八の 電磁的記録媒体提出票を提出することによ り行うことができる。

- 第9条第1項の様式第1による申請 書、同項第1号に掲げる定款及び同項第 2号から第6号までに掲げる添付書類

第10条の4において準用する第9条 第1項の様式第1の2による申請書、同 項第1号に掲げる定款及び同項第2号から第6号までに掲げる添付書類 第11条第1項の様式第2による申請

四 第11条第3項の様式第3による申請

<u>第13条の様式第4による届出書</u> 第 18 条の3の様式第1による申請書、 同条第1号に掲げる定款及び同条第2号 から第6号までに掲げる添付書類

第18条の7において準用する第18条 3の様式第1の2による申請書及び同 条第2号から第6号までに掲げる添付書

\_\_\_\_ <u>第 18 条の 8 第 1 項の様式第 2 による</u> 申請書及び業務規程 第18条の8第3項の様式第3による 九 申請書

十 第18条の11の様式第4による届出書

2 前項の電磁的記録媒体は、次の各号のい ずれかに該当するものでなければならな

日本工業規格 X 0606 及び X 6282 に適 合する直径 120 ミリメートルの光ディス

定の業務を遂行するための体制が次の各号 に適合するよう整備されていることとす

**検定を受ける者との取引関係その他の** 利害関係の影響を受けないこと。

[新設]

「新設]

[新設]

「新設]

「略] \_\_\_\_ (指定の更新の手続)

第10条の四 法第106条第3項において準 用する法第 28 条の 2 の規定により、指定検 定機関が指定の更新を受けようとする場合 は、第九条から前条までの規定を準用する。 この場合において<u>第9条</u>中「様式第一」と あるのは「様式第一の2」と読み替えるも のとする。

(業務規程)

第11条 [略] 2 法第106条第3項において準用する法第 30条第2項の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。 [略]

「新設]

<u>せ~+</u> 3 [略] 「略] (帳簿)

第12条 法第106 条第3項において準用する法第31 条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
-・ニ 「略1

次に指いること。ここで 二 [略] 検定の申請に係る特定計量器の種類、 名称、構造、材質及び性能の概要、製造 番号並びに型式承認表示が付されたものにあっては、型式承認番号 「新設]

<u>四</u> 検定を行った<u>年月日</u> <u>五·六</u> [略] 2 [略]

(<u>フレキシブルディスクによる手続</u>)

第 20 条 次の表の上欄に掲げる書類の提出 については、当該書類に記載すべきことと されている事項を同表の下欄に掲げる様式 により記録したフレキシブルディスク及び 様式第八のフレキシブルディスク提出票を 提出することにより行うことができる。

第9条の申請書及び同条第	1 <del>11</del> 11 fets 0
2号から第6号までに掲げ る添付書類	様式第9
<u> 3 添刊 音規</u> 第 10 条の 4 において準用す	
	様式第9の <u>2</u>
る第9条の申請書及び同条	
第2号から第6号までに掲	
げる添付書類	
第 11 条第 1 項の申請書及び	様式第 10
<u>業務規程</u>	18/20/27 10
第11条第3項の申請書	様式第 11
第 13 条の届出書	様式第 12
第 18 条の3の申請書及び同	様式第 13
条第2号から第6号までに	
掲げる添付書類	
第 18 条の7において準用す	
る第 18 条の3の申請書及び	様式第 14
同条第2号から第6号まで	
に掲げる添付書類	
第18条の8第1項の申請書	様式第 15
及び業務規程	7水八男 10
第18条の8第3項の申請書	様式第 16
第 18 条の 11 の届出書	様式第 17



- <u>日本工業規格 X 6235 及び X 6249 又は</u> X6235 及びX6252 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク 3 押印をすることとされている書類につい 押印ですることとでも日本にて、第1項の規定により電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印のあ る様式第8の電磁的記録媒体提出票を提出 することをもって、押印は不要とする。 「削る〕 [削る]
- (第9条関係) 別表第二 業務の範囲 特定計量器の種 非自動はかり 
   イ
   車両用はかり

   ロ
   イに掲げる以外の非自動
   はかり 整料油メーター(自動車の燃料タンク等に燃料油を充填するための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するものであって、給油取扱所に設置するものに限る) 佐 九州・沖縄ブロック 煙者 この表において、地域プロックの医分は、次 の各号に定める都設用単の区分とする。 の各号に定める都設用単の区分とする。 土海道・車をブロック・転送機、長野県、初本 機、山砂県、岩手県、宮城県及び福島県 三 園板・甲信路ブロック・新労県、長野県、栃木 株、野島県、茨坂県、地湾県、干黒県、東京都、 神奈川県及び山梨県 三 東海・北坡ブロック・海河県、安知県、岐阜県、 三 東海・北坡ブロック・海河県、東原県、大阪府、奈良 県、和欧山県及び兵産県 中国・四回ブロック・最次県、島根県、岡山県、

[削る]

媛県

別表第三 (第10条関係) 指定の区 検定設備

[略] <b>別表</b> 指定	第四		第 1	<u>含む大名</u>   [略]   [略]   [略]   (				<u> </u>	
が	名	称	1	能			· と天』 条件	E9 V-B	人数
非自動はかり	基準はかり	<b>基準分詞</b>		日本工業規格 B7611-2 に規定する試験ができ	次る二大大学おのし香た。数者年、一者を所	と学学にい課者	上を  量の   	はによ学校工を記事という。 はいま学校工を記事という。 はいま学校工を記事という。 はいま学校工を記事という。 はいま学校工を記事という。 はいま学校工を記事という。 はいま学校工を記事という。 はいま学校工を記事という。 はいままた。 はいま学校工を記事という。 はいま学校工を記事という。 はいま学校工を記事という。 はいま学校工を記事という。 はいま学校工を記事という。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいまた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいままた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はいまた。 はなな。 はなな。 はなな。 はなな。 はなな。 はなな。 はなな。 はなな。 はなな。 はな	一般計量士を三名以上含む六名
トリパースケ トリパースケ	管理はかり	基準分詞	する試験がで	日本工業規格 B7603 に規定	次のるこ	いず	れかに	該当す	一般計量士を三名以上含む六名
充 塡 用自動はかり	管理はかり	基準分詞	6/604-2 に規定す	1 11 1	ること。 一学校教育法による 大学、旧大学等門 大学、日本学のである。 大学、日本学文はは「中等門等記 なる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき				以上含む六名

倫定を宝施する者

・キシブルディスクの構造) **521条** 前条のフレキシブルディスクは、 次の各号のいずれかに該当するものでなけ 第21条

ればならない。

- 工業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) に基づく日本工業規格 (以下「日本 工業規格」という。)X6221 に適合する 90 ミリメートルフレキシブルディスク <u>カートリッジ</u> <u>日本工業規格 X 6223 に適合する 90 ミ</u>

リメートルフレキシブルディスクカート リッジ <u>\_\_\_\_</u> レキシブルディスクの記録方式)

第22条 第20条の規定によるフレキシブル ディスクへの記録は、次に掲げる方式に従 ってしなければならない。

トラックフォーマットについては、 条第1号のフレキシブルディスクに する場合にあっては日本工業規格X 6222 に、同条第2号のフレキシブルディ スクに記録する場合にあっては日本工業 規格 X 6225 に規定する方式 ボリューム及びファイル構成について は、日本工業規格 X 0605 に規定する方式

文字の符号化表現については、日本工 業規格×0208 附属書 1 に規定する方式 第 20 条の規定によるフレキシブルディ スクへの記録は、日本工業規格 X 0 2 0 1 及び X 0 2 0 8 に規定する図形文字並びに日本工 業規格 X 0 2 1 1 に規定する制御文字のうち 「復帰」及び「改行」を用いてしなければ ならない。

プラント (フレキシブルディスクにはり付ける書

<u>面)</u> 第23条 第20条のフレキシブルディスクに は、日本工業規格 X 6221 又は X 6223 に規 定するラベル領域に、次に掲げる事項を記 載した書面をはり付けなければならない。

─ 提出者の氏名又は名称─ 提出年月日[新設]

(第10条関係) 指定の区分 計自動はかい

> [略] [略]

の記載は注記である

様式第1を次のように改める。 様式第1 (第1条、第9条、第18条、第18条の3関係) 月 日 都道府県知事 殿 (経済産業大臣) 石 称 代表者の氏名 計量法第 20 条第 1 項(計量法第 16 条第 1 項第 2 号 イ、計量法第 117 条第 1 項、計量法第 121 条の 2)の指定を受けたいので、同法第 26 条(同法第 106 条第 1 項、同法第 121 条第 1 項、同法第 121 条の 7)の規定により、申請します。 1 指定の区分

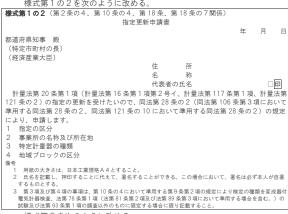
指定の区分 事業所の名称及び所在地

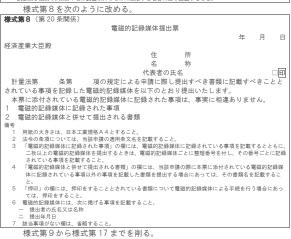
特定計量器の種類

地域ブロックの区分

用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とすること。 第3項及び第4項の事項は、第9条第2項の規定により検定の種類を変成器付電気計器検査、法第78条第1項(法第81条第2項及び法第89条第3項において準用する場合を含む。)の試験及び法第93条第1項の調査以外のものに限定する場合に限り記載すること。

様式第1の2を次のように改める。





第2条 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量 証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に 関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し た部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の 傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍 線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを 掲げていないものは、これを加える。

改正後	ž.			改正	前
別表第二(第9条関係)		別表	第二	(第9条関係)	
事 項 兼	業務の範囲		事	項	業務の範囲
- 特定計量器の種類 - :	- [略] □ 自動捕捉式はかり □ [略]	_	特定	計量器の種類	<ul><li>一 [略]</li><li>[新設]</li><li>二 [略]</li></ul>
[略]		[略	]		
備考 表中[]の記載に	は注記である。				

第3条 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量 証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に 関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し た部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二 重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するも のを掲げていないものは、これを加える。

弗3余関係						
改	正 後			改	正	前
別表第二(第9条関係	系)	別	表第二	第9条関係	系)	
事 項	業務の範囲		事	項	業	務の範囲
一特定計量器の種類	<ul><li>[略]</li><li>ニ ホッパースケール</li><li>三 充塡用自動はかり</li><li>四 コンベヤスケール</li><li>五 [略]</li><li>六 [略]</li></ul>		類	計量器の種	一 [略] [新設] [新設] [新設] 三 [略]	
[略]			[略]			
備考 表中[]の記	記載は注記である。					

#### 附則

この省令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 行する。

- 一 第1条中指定定期検査機関、指定検定機関、指 定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の 指定等に関する省令第20条から第23条までの改正 規定及び様式第8から様式第17までの改正規定 公布の日
- 二 第2条の規定 平成30年7月1日
- 三 第3条の規定 平成31年7月1日

#### ○平成29年9月22日 経済産業省令第74号

計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づき、指定 製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省 令を次のように定める。

平成29年9月22日 経済産業大臣 世耕 弘成 指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正す る省令

指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商 産業省令第77号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した 部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の 傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線 を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げ ていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を 付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げて いないものは、これを加える。

(指定の申請 「略]

第2条 「略]

第1項の申請書には、 その申請に係るエ 場又は事業場における別表第1号に掲げる 品質管理体制が、同号イに掲げる基準に適合していることを証する書面(経済産業大 臣が適切であると認めた者が証するもの 限る。)その他経済産業大臣が定める書面 を添付することができる。 (指定検定機関の調査)

改正後

第4条 [略] 2 [略]

第2条第3項の規定は、第1項の申請書について準用する。 (変更の届出)

第5条 「服名]

2 第2条第3項の規定は、前項の届出書に ついて準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の申請書」とあるのは「前 項の届出書」と、 「その申請」とあるのは 「その届出」と読み替えるものとする

第8条 基準適合証中は、次に掲げる形状に より、打ち込み印、押し込み印、すり付印、 焼き印又ははり付け印により付するものと 容易に識別できる大きさとする。 場合において基準適合証印には、法第 16 条第1項第2号ロの指定の際経済産業大臣 が指定した番号を基準適合証印に隣接した 箇所に表示するものとする



「削る]

- 基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、 すり付印又は焼き印により付する場合は、 特定計量器の本体の通常の使用状態におい て見やすく、かつ、消滅しにくい部分に付 さなければならない。
- <u>前二項</u>の規定にかかわらず、基準適合証 印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び 基準適合証印を付す特定計量器の部分が 適切でないと<u>国立研究開発法人産業技術総</u> 合研究所(以下「研究所」という。)又は 日本電気計器検定所が認める場合にあって 研究所又は日本電気計器検定所が個々 に定めることができる。 (年月の表示)
- 基準適合証印とともに付する法第 96 条第2項の有効期間の満了の年月の表 示及び同条第3項の基準適合証印を付した 年月の表示の方法<u>は、打ち込み印、押し込</u> み印、すり付印又は焼き印により付する場合にあっては、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第25条及び 第26条の規定を準用する。
- [略]

(はり付け印による基準適合証印の表示) 第9条の2 はり付け印の形状により基準適 合証印を表示する場合は、経済産業大臣が 定める様式により付するものとする

前項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基 準適合証印を付す特定計量器の部分が、適 切でないと研究所又は日本電気計器検定所が認める場合にあっては、研究所又は日本 電気計器検定所が個々に定めることができ

・ (外国製造事業者の申請)

第11条 [略] 2 <u>第2条第3項の規定は、前項の申請書に</u> ついて準用する。

[削る]

「削る]

(外国製造事業者の変更の届出等)

第12条 [略] 2~4 [略]

第2条第3項の規定は、前項の届出書に ついて準用する。この場合において、同条 第3項中「第1項の申請書」とあるのは「前 項の届出書」と、「その申請」とあるのは

改正前 指定の申請

第2条 「略] 「略]

(指定検定機関の調査)

第4条 [略] 2 [略] 「新設]

(変更の届出)

第5条 [新設] [略]

第8条 基準適合証印は<u>打ち込み印、</u>押し込 み印、すり付印<u>又は焼き印により、次の各 号に定めるところにより付するもの</u>とす この場合において基準適合証印には 法第 16 条第 1 項第 2 号口の指定の際経済 産業大臣が指定した番号を基準適合証印に 隣接した箇所に表示するものとする。

基準適合証印の形状は次のとおりとす



- 前号のDは、0.7 ミリメートル以上と
- 2 基準適合証印は、法第76条第1項の承認 の際、特定計量器に封印をすべき箇所を国 立研究開発法人産業技術総合研究所(以下 「研究所」という。)又は日本電気計器検 定所が示した場合にあっては、当該封印を するための金属片その他の物体に付するも
- 基準適合証印は、前項の箇所に加え特定 計量器の本体の通常の使用状態において見 やすく、かつ、消滅しにくい部分に付さな ければならない。ただし、前項の簡所が特 定計量器の通常の使用状態において く、かつ、消滅しにくい部分である場合は、 の限りでない
- □ 前三項の規定にかかわらず、基準適合証 □ 前三項の規定にかかわらず、基準適合証 印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び 基準適合証印を付す特定計量器の部分が 適切でないと<u>研究所</u>又は日本電気計器検定 所が認める場合にあっては、研究所又は日 本電気計器検定所が個々に定めることがで

(年日の表示)

第9条 基準適合証印とともに付する法第96 条第2項の有効期間の満了の年月の表示及 び同条第3項の基準適合証印を付した年月 の表示の方法<u>は</u>、特定計量器検定検査規則 (平成5年涌商産業省令第70号) 第25条 及び第26条の規定を準用する。

2 [略]

「新設]

(外国製造事業者の申請)

- 第11条 [略]2 第3条第2項の経済産業大臣が別に る細目のある特定計量器を製造する外国製 造事業者にあっては、前項の申請書に加え て同基準に適合することを証する書面を提
- 世しなければならない。 第1項の申請書には、その申請に係る工 場又は事業場における品質管理の方法が法 第 101 条第3項において準用する法第 92 条第2項の経済産業省令で定める基準に適 合していることを経済産業大臣が指定する 者(外国に住所を有するものに限る。) が 明らかにする書面を添付することができ
- 経済産業大臣が行う前項の書面に係る部 ・ 住別産業人臣が引り前項の書面に係る的 分についての指定の申請に係る検査の方法 は、当該書面の審査とすることができる。 (外国製造事業者の変更の届出等)

(グト) 第12条 [略] ・4 [略]

「新設]

「その届出」と読み替えるものとする。 (電磁的記録媒体による提出) 第 14 条 次の各号に掲げる書類の提出につ (フレキシブルディスクによる手続) 第14条 次の表の上欄に掲げる書類の提出 については、当該書類に記載すべきことと されている事項を同表の下欄に掲げる様式 いては、当該書類の提出に代えて当該書類 に記載すべきこととされている事項を記録 した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的 により記録したフレキシブルディスク及び 様式第 10 のフレキシブルディスク提出票 を提出することにより行うことができる。 法第 10 条第 1 項の届出書 様式第 11 第 12 条第 1 項の届出書 様式第 12 方式、磁気的方式その他人の知覚によって は認識することができない方式で作られる 記録であって、電子計算機による情報処理 の用に供されるものをいう。)に係る記録 媒体をいう。以下同じ。)及び様式第 10 の電磁的記録媒体提出票を提出することに 第12条第4項の届出書 より行うことができる。 - 法第101条第1項の様式第7による申 請書 三 第 12 条第1項の様式第8による届出 書 Ξ 第 12 条第3項の様式第9による届出 四 第 12 条第4項の様式第5による届出 <u> 一</u> <u>前項の電磁的記録媒体は、次の各号のい</u> ずれかに該当するものでなければならな <u>い。</u>

<u>日本工業規格 X 0606 及び X 6282 に適</u> 合する直径 120 ミリメートルの光ディス 日本工業規格 X 6235 及び X 6249 又は X6235及びX6252に適合する直径120 ミリメートルの光ディスク 3 押印をすることとされている書類につい て、第1項の規定により電磁的記録媒体に よる手続を行う場合にあっては、押印のあ る様式第 10 の電磁的記録媒体提出票を提 出することをもって、押印は不要とする。 レキシブルディスクの構造) 第 15 条 前条のフレキシブルディスクは、 次の各号のいずれかに該当するものでなけ [削る] <u>ればならない。</u> - 工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。) X 6221 に適合する 90 ミリメートルフレキシブルディスクカ <u>ートリッシ</u> 日本工業規格 X 6223 に適合する 90 ミ リッジ 「削る〕 **第 16 条** 第 14 条の規定によるフレキシブ <u>ルディスクへの記録は、次に掲げる方式に</u> <u>従ってしなければならない。</u> 使うてしなければならない。
- トラックフォーマットについては、前 条第1号のフレキシブルディスクに記録 する場合にあっては日本工業規格 X 6222に、同名第二号のフレキシブルディ スクに記録する場合にあっては日本工業 規格 X 6 2 2 5 に規定する方式 ボリューム及びファイル構成について は、日本工業規格 X 0 6 0 5 に規定する方式 □ 1 日本上来が出へいいい。 □ 文字の符号化表現については、日本工 業規格 N 2028 附属書 1 に規定する方式 第 14 条の規定によるフレキンブルディ スクへの記録は、日本工業規格 X 0 201 及び X 0 208 に規定する図形文字並びに日本工 業規格 X 0211 に規定する制御文字の 「復帰」及び「改行」を用いてしなければ <u>ならない。</u> (フレキシブルディスクにはり付ける書面) 第14条のフレキシブルディン [削る] 第17条 は、日本工業規格X6221 又はX6223 に規 定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 提出者の氏名又は名称

備考 表中の[]の記載は注記である。 別表を次のように改める。

	事 項	基準
	品質管理体制	次に掲げる基準に適合する社内規格が具体的に、かつ、体系的に
	加克日在作的	文書として整備され、それに従って品質管理が実施されているこ
		E.
		イ 日本工業規格Q9001 (2015) 又は国際標準化機構が定めた規
		格   S 0 9001 (2015) に定める基準
		ロ この別表に掲げる基準(第3条第2項の経済産業大臣が別に定
		める細目を含む。)
=	品質管理推進責任	イ 工場又は事業場において、品質管理推進責任者が選任されてお
	者	り、次に掲げる職務を遂行していること。
		(1) 品質方針及び品質管理に関する計画の立案及び推進
		(2) 社内規格の制定、改正等についての統括
		(3) 完成品の品質水準の評価
		(4) 品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整
		(5) 特定計量器に係る不適合及び是正処置に関する指導及び助
		8
		- (6) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進
		(7) 外注管理に関する指導及び助言
		(8) 内部監査の推進
		ロ 品質管理推進責任者が品質管理の推進についての権限及び責
		任を有するとともに、特定計量器の製造に必要な技術に関する知
		識及びこれに関する一年以上の実務経験を有する者であって、次
		の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であること。
		(1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づく大学 (短期大
		学を除く。)若しくは旧大学令(大正7年勅令第388号)に基
		づく大学又は外国にあるこれらの大学に相当する大学を理学、
		医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程にお
		ける品質管理に関する科目を修めて卒業した者であって、品質
		管理に関する実務経験を二年以上有する者
	1	(2) 学校教育法に基づく短期大学若しくは工業に関する高等専
		門学校又は旧専門学校令 (明治 36 年勅令第 61 号) に基づく専
		門学校又は外国にあるこれらの学校に相当する学校を理学、医
		学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程におけ

提出年月日

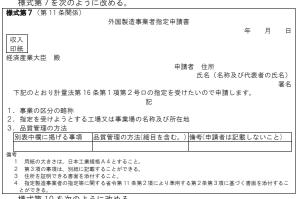
		,
		る品質管理に関する科目を修めて卒業した者であって、品質管
		理に関する実務経験を四年以上有する者
		(3) 経済産業大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識・経験
		を有すると認めた者
		ハ 品質管理推進責任者が不在の時に、その権限及び責任を代行す
		る者であって前号の資格を有する者が選任されること。
Ξ	材料、部品等の購	次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに
	買	基づいて材料、部品等の購買が適切に行われていること。
		イ 発注先の選定基準に関する事項
		ロ 発注に係る要求事項に関する事項
		ハ 材料、部品等の購買の記録に関する事項
ро	工程管理	製造工程等が社内規格により明確にされているとともに、次に掲
_		げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて
		工程ごとに工程管理が適切に行われていること。
		イ 作業指示書、作業環境、設備等に関する事項
		ロ 管理項目及び品質特件に関する事項
		ハ 限度見本及び標準見本に関する事項
		二 工程変更に関する事項
		ホ 工程管理に係る記録に関する事項
Ŧ	完成品管理	次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに
11	元从吅日生	基づいて完成品の管理が適切に行われていること。
		参ういて元成品の管理が過りに打われていること。 イ 完成品の構造(性能及び材料の性質を含む。)及び器差に関す
		る事項(法第95条第1項及び射科の性質を含む。)及び器差に関する る事項(法第95条第1項及び第101条第2項の基準適合義務の
		履行に関する事項を含む。)
		ロ 完成品管理に係る記録に関する事項
_	<b>御口の他印まだ</b>	ハ 製造工程の組織と独立した組織で実施することに関する事項
六	製品の識別及び工	次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに
	程遡及可能性	基づいて、材料、部品等の受入れから完成品の出荷及び据付けに至
		るまでの全工程において、製品の識別(製品又は容器にマーキング、
		ラベル付け等を行うことによって製品のロット等の区別を行うこ
		とをいう。以下同じ。)が適切に行われ、かつ、製品の工程遡及可
		能性が適切に保たれていること。
		イ 製品の識別の方法に関する事項
		ロ 製品の工程記録、品質記録等との対応に関する事項
t	製造設備及び検査	製造及び検査に必要な設備を保有するとともに、次に掲げる事項
	設備	その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいてこれらの
		設備の管理が適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が
		適切に維持されていること。
		イ 製造又は検査に必要な精度、性能等に関する事項
		ロ 点検、保守、校正等の実施の箇所、項目、周期、方法、判定基
		準、環境条件等に関する事項
		ハ 検査設備の検査状態の識別に関する事項
		ニ 検査設備の校正に係るトレーサビリティに関する事項
		ホ 点検、保守、校正等の実施後不適合があった場合の処置に関す
		る事項
		へ 製造設備及び検査設備の記録に関する事項
	様式第1を次のよ	

するものとする。
様式第3を次のように改める。
<b>様式第3</b> (第4条関係)
指定製造事業者に係る調査申請書
年 月 E
指定検定機関 殿
申請者 住所
氏名(名称及び代表者の氏名)
計量法第93条第1項の規定に基づき下記のとおり同法第16条第1項第2号ロの指定を
けるための品質管理の方法についての調査を受けたいので申請します。
おりませんのは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに
1. 事業の区分の略称
2. 指定を受けようとする工場又は事業場の名称及び所在地
3. 届出製造事業者の届出年月日
4. 品質管理の方法
4. 品質管理の方法 別表中欄に掲げる事項 品質管理の方法(細目を含む。) 備考(申請者は記載しないこと)
別衣中側に拘りる争根 前貝官理の方法(和日を含む。) 捕ち(中請省は記載しないこと)
the of
備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 第4項の事項は、別紙に記載することができる。
3 指定製造事業者の指定等に関する省令第2条第3項に基づく書面を添付することができる。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署
するものとする。
様式第5を次のように改める。
<b>様式第5</b> (第5条関係、第12条関係)
品質管理の方法についての変更届出書
年 月 日
経済産業大臣 殿

a -t- m
伯署
日
□ED
条第

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 第4項の事項は、別様に記載することができる。 指生現金事業の指定等に関する全条節を集第2項又は第12条第5項により準用する第2条第3項に基づく 書面を添付することができる。氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署

様式第7を次のように改める。



様式第 10 を次のように改める **様式第 10** (第 14 条関係) 電磁的記録媒体提出票 月 В 印紙 経済産業大臣 殿 申請者 住所 氏名(名称及び代表者の氏名)署名又は印 項の規定による申請(又は届出)に際し提出すべき書類に記載す べきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。 本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。 電磁的記録媒体に記録された事項 電磁的記録媒体と併せて提出される書類 備者 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること 利機の大きさは、日本工業技格へ名とすること。 去の余項については、当該申算(又は届出)の適用条文名を記載すること。 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、 た以上の電配的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体で上に整理番号を付し、その番号ごとに記録さ れている事項を記載すること。 「電磁的記録媒体を併せて提出される書類」の欄には、当該申算(又は届出)の際に本票に部付されている電 組的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載 すること。 ,ること。 「収入印紙」の欄には、収入印紙をはることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合 にめっては、収入印紙をはり付けること。 「着名又は印」の側には、着名又は押印をすることとされている曹類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、着名又は押印をこと。 電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載すること。 - 提出者の足及は名称 こ 提出年月日 該当事項がない欄は、省略すること。

- <sup>佐四年月日</sup> 3 該当事項がない欄は、省略すること。 様式第 11 から様式第 14 までを削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 第1条 この省令は、平成30年10月1日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め る日から施行する。
  - 一 第14条から第17条までの改正規定及び様式第10 から様式第14までの改正規定 公布の日
  - 二 第8条、第9条及び第9条の2の改正規定 平 成29年10月1日

(品質管理の方法に係る経過措置)

- 第2条 この省令の施行の日前に計量法(平成4年法 律第51号。以下「法」という。) 第16条第1項第2 号ロの指定に係る申請をした届出製造事業者又は外 国製造事業者についての法第91条第1項第5号の経 済産業省令で定める品質管理の方法に関する事項及 び法第92条第2項の品質管理の方法の基準の適用に ついては、なお従前の例による。
- 第3条 この省令の施行の日前に法第16条第1項第2 号口の指定を受けた者(前項の規定の適用を受けて 指定を受けた者を含む。)は、法第94条第1項(法 第101条第3項で準用する場合を含む。)の規定に基 づき、この省令による改正後の指定製造事業者の指 定等に関する省令第5条の様式第5による届出書を

平成33年9月30日までに経済産業大臣に提出しなけ ればならない。

#### ○平成29年9月22日 経済産業省告示第214号

計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第 103条の規定に基づき、平成6年通商産業省告示第135 号(計量法施行規則第103条の規定に基づき経済産業 大臣が別に定める特定計量器の分類)の一部を次のよ うに改正し、平成29年10月1日から施行する。

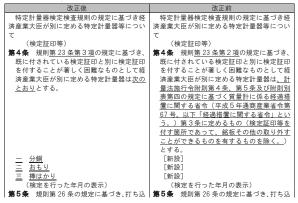
平成29年9月22日 経済産業大臣 世耕 弘成 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した 部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線 を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付 した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい ないものは、これを加える。

		_				
改正後				改正前		
計量法施行規則(平成5	年通商産業省令第		計量法	施行規則(平成5年通商産業省令第		
69号) 第103条の規定によ	り 経済産業大臣	69 号) 第 103 の規定により、経済産業大臣が				
が別に定める特定計量器の			3 / //3	る特定計量器の分類は、次の表の上		
ト欄に掲げる特定計量器の				る特定計量器の種類について. 下欄		
	性対について、ト	10-19	, - ,	0 137CH1 MM 1M200 40 1 1mg		
欄のとおりの分類とする。				の分類とする。		
特定計量 器の種類 特定計量器の分類			宇定計量 子の種類	特定計量器の分類		
[略] [略]			[略]	[略]		
質量計 電気式はかり(自動	はかりを除く。)	W.	計量計	電気式はかり		
手動天びん				手動天びん		
等比皿手動はかり				等比皿手動はかり		
棒はかり	/ marin			棒はかり		
その他の手動はかり				その他の手動はかり(等比皿手動はかり		
を除く皿手動はかり おはかり、懸垂式は				を除く皿手動はかり、棒はかりを除くさ おはかり、懸垂式はかり及び台手動はか		
りを含む。)	かり及び百千期はか			りを含む。)		
ばね式指示はかり				りを含む。) ばね式指示はかり		
手動指示併用はかり				手動指示併用はかり		
その他の指示はかり				その他の指示はかり		
ホッパースケール				「新設]		
充 塡 用自動はかり				[新設]		
コンベヤスケール				「新設了		
自動捕捉式はかり				[新設]		
その他の自動はかり				[新設]		
分銅				分銅		
定量おもり		Ш		定量おもり		
定量増おもり		Ш		定量増おもり		
自重計		ΙL		自重計		
[略] [略]			[略]	[略]		
備考 表中の[ ]の記載	は注記である。					

#### ○平成29年9月22日 経済産業省告示第215号

特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70 号) 第23条第3項及び第26条の規定に基づき、平成6 年通商産業省告示第473号(特定計量器検定検査規則 の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器 等について)の一部を次のように改正し、平成29年10 月1日から施行する。

平成29年9月22日 経済産業大臣 世耕 弘成 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した 部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の 傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線 を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げ ていないものは、これを加える。



# 計量行政情報 🦪



み印、押し込み印又はすり付け印により、 検定を行った年月を表示することが構造及 び使用状況からみて著しく困難なものとし て経済産業大臣が別に定める<u>非自動はかり、分銅及びおもり</u>は、次のとおりとする。

み印、押し込み印又はすり付け印により、 検定を行った年月を表示することが構造及 び使用状況からみて著しく困難なものとし て経済産業大臣が別に定める<u>分銅、おもり</u> 及び経過措置に関する省令で定める非自動 はかりは、次のとおりとする。 [略]

備考 表中の[]の記載は注記である

#### ○平成29年9月22日 経済産業省告示第216号

計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第90 条の2ただし書の規定に基づき、平成21年経済産業省 告示第76号(計量法施行規則第90条の2ただし書に基 づく校正手法を定める件)の一部を次のように改正し、 公布の日から施行する。

平成29年9月22日 経済産業大臣 世耕 弘成 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した 部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線 を付した部分のように改める。

	改正後		改正前
規則第 90 条第 1 項の区分	校正手法の区分	規則第 90 条第 1 項の区分	校正手法の区分
- · ≡	[略]	-·=	[略]
Ξ	ー 時間 <u>周波数又は回転速度</u> の 計量器(次号に掲げるものを除 く。)を、時間又は周波数の標 準器との比較により校正する 手法 ニ [略]	=	- 時間 <u>又は周波数</u> の計量器(次 号に掲げるものを除く。)を、 時間又は周波数の標準器との比 較により校正する手法 ニ [略]
四~二十四	[略]	四~二十四	[略]
備考 表中の	[ ] の記載は注記である。		

○平成29年9月25日 国立研究開発法人産業技術総合 研究所公告第30号

計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認 (平成29年9月6日承認)

【第D1710号 株式会社デジアイズ 岩手県 非自動 はかり】

○平成29年9月26日 国立研究開発法人産業技術総合 研究所公告第31号

計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認 (平成29年9月7日承認)

【第K1712号 東洋計器株式会社 長野県 ガスメー ター】

【第K1713号 株式会社竹中製作所 千葉県 ガスメ ーター】

○平成29年9月27日 日本電気計器検定所公告第29-6号

電気計器型式承認(平成29年9月11日承認)

【第4333号 普通電力量計 M1PM-R 三菱電機株式 会社 交流単相 2 線式 100、200、240V 30A 50、 60Hz

【第4334号 普通電力量計 M1PM-S34R 三菱電機 株式会社 交流単相 2 線式 100、200、240V 30A 50, 60Hz

【第4335号 普通電力量計 M1PM-R 三菱電機株式 会社 交流単相 2 線式 100、200、240V 120A 50、 60Hz

【第4336号 普通電力量計 M1PM-S34R 三菱電機 株式会社 交流単相 2 線式 100、200、240V 120A 50、60Hz

【第4337号 普通電力量計 M1PM-R 三菱電機株式

会社 交流単相 2 線式 100、110、200、240V 5A 50、60Hz】

【第4338号 普通電力量計 M1PM-S34R 三菱電機 株式会社 交流単相 2 線式 100、110、200、240V 5A 50, 60Hz

【第4339号 普通電力量計 T41-R 株式会社エネゲ 交流単相 2 線式 100、200V 30A 50、 60Hz

○平成29年10月3日 国立研究開発法人産業技術総合 研究所公告第32号

計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認 (平成29年9月13日承認)

【第TS171号 株式会社小野測器 神奈川県 普通騒

【第TF172号 株式会社小野測器 神奈川県 精密騒 音計】

○平成29年10月3日 国立研究開発法人産業技術総合 研究所公告第33号

計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認 (平成29年9月14日承認)

【第L1711号 愛知時計電機株式会社 愛知県 水道 メーター】

○平成29年10月12日 日本電気計器検定所公告第29 - 7号

電気計器型式承認(平成29年9月21日承認)

【第2874-15号 特別精密電力量計 FH3E9-R 富士 電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR (分離できる表示機構)】 【第2875-9号 普通電力量計 FH3E9-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】

【第2876-15号 無効電力量計 FH3E9-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】

【第2877-15号 最大需要電力計 FH3E9-R 富士電 機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTR】

【第2874-16号 特別精密電力量計 FH3E9-R 富士 電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD】

【第2875-10号 普通電力量計 FH3E9-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD

【第2876-16号 無効電力量計 FH3E9-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD】

【第2877-16号 最大需要電力計 FH3E9-R 富士電 機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTD】

【第2874-17号 特別精密電力量計 FH3E9-R 富士 電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB】

【第2875-11号 普通電力量計 FH3E9-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB】

【第2876-17号 無効電力量計 FH3E9-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB】

【第2877-17号 最大需要電力計 FH3E9-R 富士電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTB】

【第2878-15号 精密電力量計 FP3ER-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】

【第2879-9号 普通電力量計 FP3ER-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】

【第2880-15号 無効電力量計 FP3ER-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】

【第2881-15号 最大需要電力計 FP3ER-R 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTR】

【第2878-16号 精密電力量計 FP3ER-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD】

【第2879-10号 普通電力量計 FP3ER-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD】

【第2880-16号 無効電力量計 FP3ER-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD】

【第2881-16号 最大需要電力計 FP3ER-R 富士電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTD】

【第2878-17号 精密電力量計 FP3ER-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB】

【第2879-11号 普通電力量計 FP3ER-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB】

【第2880-17号 無効電力量計 FP3ER-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB】

【第2881-17号 最大需要電力計 FP3ER-R 富士電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTB】

【第2882-14号 普通電力量計 FM3ER-R 富士電

機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】

【第2883-14号 無効電力量計 FM3ER-R 富士電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】

【第2884-14号 最大需要電力計 FM3ER-R 富士 電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTR】

【第2882-15号 普通電力量計 FM3ER-R 富士電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD】

【第2883-15号 無効電力量計 FM3ER-R 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD】

【第2884-15号 最大需要電力計 FM3ER-R 富士 電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTD】

【第2882-16号 普通電力量計 FM3ER-R 富士電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB】

【第2883-16号 無効電力量計 FM3ER-R 富士電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB】

【第2884-16号 最大需要電力計 FM3ER-R 富士 電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTB】

【第2874-18号 特別精密電力量計 FH3EB-R 富士電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz】

【第2875-12号 普通電力量計 FH3EB-R 富士電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz】

【第2876-18号 無効電力量計 FH3EB-R 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】

【第2877-18号 最大需要電力計 FH3EB-R 富士 電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分】

【第2878-18号 精密電力量計 FP3EV-R 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】

【第2879-12号 普通電力量計 FP3EV-R 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】

【第2880-18号 無効電力量計 FP3EV-R 富士電機メーター株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz】

【第2881-18号 最大需要電力計 FP3EV-R 富士 電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A

# 計量行政情報 💦



50、60Hz 30、60分】

【第2882-17号 普通電力量計 FM3EV-R 富士電 機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz】

【第2883-17号 無効電力量計 FM3EV-R 富士電 機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz

【第2884-17号 最大需要電力計 FM3EV-R 富士 電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分】

【第2874-19号 特別精密電力量計 FH3EF-R 富 士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD】

【第2875-13号 普通電力量計 FH3EF-R 富士電 機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD】

【第2876-19号 無効電力量計 FH3EF-R 富士電 機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD】

【第2877-19号 最大需要電力計 FH3EF-R 富士 電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTD】

【第2878-19号 精密電力量計 FP3E13-R 富士電 機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD

【第2879-13号 普通電力量計 FP3E13-R 富士電 機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD

【第2880-19号 無効電力量計 FP3E13-R 富士電 機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTD】

【第2881-19号 最大需要電力計 FP3E13-R 富士 電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTD】

【第2573-4号 特別精密電力量計 FE12-K26R (2) 回路) 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB】

【第2574-4号 普通電力量計 FE12-K26R (2回路) 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB】

【第2575-4号 無効電力量計 FE12-K26R (2回路) 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB】

【第2576-4号 最大需要電力計 FE12-K26R(2回 路) 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTB】 【第2581-4号 精密電力量計 FE12-K26R (2回路) 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB】

【第2582-4号 普通電力量計 FE12-K26R (2回路) 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB】

【第2583-4号 無効電力量計 FE12-K26R (2回路) 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTB

【第2584-4号 最大需要電力計 FE12-K26R(2回 路) 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTB】 【第2772-2号 普通電力量計 FM3C8-R 富士電 機メーター株式会社 交流三相3線式 110、200V 5A 50, 60Hz

【第2773-1号 精密電力量計 FP3C3-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz

【第2826-3号 普通電力量計 FM2CM-R 富士電 機メーター株式会社 交流単相3線式 100V 250A

【第2826-4号 普通電力量計 FM2CV-R 富士電 機メーター株式会社 交流単相3線式 100V 250A

【第2826-5号 普通電力量計 F2LF-R 富士電機 メーター株式会社 交流単相 3 線式 100V 250A】 【第3388-1号 普通電力量計 FM3CF-R 富士電 機メーター株式会社 交流三相3線式 200V 250A

【第3389-1号 普通電力量計 F3GF-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相3線式 200V 250A】 【第3486-1号 普通電力量計 FM2CY-R 富士電 機メーター株式会社 交流単相3線式 100V 200A

【第3487-1号 普通電力量計 FM3CG-R 富士電 機メーター株式会社 交流三相3線式 200V 200A

【第3234-2号 普通電力量計 F1JF-R 富士電機 メーター株式会社 交流単相 2 線式 100、110、120、 200、240V 5A

【第3235-2号 普通電力量計 F2IF-R 富士電機 メーター株式会社 交流単相3線式 100V 5A】 【第3236-2号 普通電力量計 F3IF-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相3線式 100、110、 200V 5A

【第2842-3号 普通電力量計 F2JF-R 富士電機 メーター株式会社 交流単相 3 線式 100V 250A】 【第2871-3号 普通電力量計 F3JF-R 富士電機 メーター株式会社 交流単相3線式 100V 30A】 【第2872-3号 普通電力量計 F3JF-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相3線式 200V 120A】 【第2873-3号 普通電力量計 F3JF-R 富士電機 メーター株式会社 交流三相 3 線式 200V 250A】 【第2907-3号 普通電力量計 F2JF-R 富士電機 メーター株式会社 交流単相 3 線式 100V 30A】 【第2908-4号 普通電力量計 F2JF-R 富士電機 メーター株式会社 交流単相 3 線式 100V 120A】 【第3077-2号 普通電力量計 F1JF-R 富士電機 メーター株式会社 交流単相 2 線式 100、200V 30A】

【第3078-2号 普通電力量計 F1JF-R 富士電機 メーター株式会社 交流単相2線式 100、200V 120A】

【第2871-4号 普通電力量計 F3JF-R 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 200V 30A】 【第2872-4号 普通電力量計 F3JF-R 富士電機メーター株式会社 交流三相3線式 200V 120A】 【第2907-4号 普通電力量計 F2JF-R 富士電機メーター株式会社 交流単相3線式 100V 30A】 【第2908-5号 普通電力量計 F2JF-R 富士電機メーター株式会社 交流単相3線式 100V 120A】

#### ○平成29年10月31日 経済産業省令第81号

学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)の施行に伴い、及び計量法(平成4年法律第51号)第106条第3項において準用する同法第28条第2号及び第121条の8第1号の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成29年10月31日 経済産業大臣 世耕 弘成 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査 機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令 の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査 機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令 (平成5年通商産業省令第72号)の一部を次のように 改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した 部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の 傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(指定の基準)	(指定の基準)
第18条の4 法第121条の8第1号の経済産業	第18条の4 法第121条の8第1号の経済産業
省令で定める条件に適合する知識経験を有す	省令で定める条件に適合する知識経験を有す
る者は、次の各号のいずれかに該当するものと	る者は、次の各号のいずれかに該当するものと
する。	する。
一 [略]	一 [略]
二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基	二 学校教育法に基づく短期大学若しくは工業
づく専門職大学の前期課程を含む。)若しく	に関する高等専門学校又は旧専門学校へ
は工業に関する高等専門学校又は旧専門	(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校
学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく	又は外国にあるこれらの学校に相当する
専門学校又は外国にあるこれらの学校に相	校を理学、医学、薬学、工学若しくは農学な
当する学校を理学、医学、薬学、工学若しく	はこれらに相当する課程における品質管理
は農学又はこれらに相当する課程における	に関する科目を修めて <u>卒業した者</u> であって
品質管理に関する科目を修めて <u>卒業した者</u>	品質管理に関する実務経験を四年以上?
(同法に基づく専門職大学の前期課程にあ	する者
<u>っては、修了した者)</u> であって、品質管理に	
関する実務経験を四年以上有する者	
三·四 [略]	三·四 [略]
2 [略]	2 [略]
<b>別表第三</b> (第 10 条関係)	<b>別表第三</b> (第 10 条関係)
検定設備 検定を実施する者	指定の区分 検定設備 検定を実施する者
名称 性能 条件 人数 次のいずれかに該当するこ	名称 性能 条件 人 次のいずれかに該当するこ
と。	と。

非自動はかり	略]	略]	一 学校教育法による大学、旧大学令による大学、 以は旧専門学校でによる 専門学校ではなり、 専門学校ので整 重上を省し勤護程を修めて空 重上を省し勤護程を修びた者 全者ない、質量計の検 査に一年以上従事した者 二~四 [80]	略]	非自動はかり	[略]	[略]	一 学校教育法による大学、 旧大学令による大学又は 旧専門学校令による専門学校にはい理学又はエ 学の課程を修めて <u>卒業した</u> 差で、質量計の接査に一 年以上従事した者	[略]
ガラス製温度計		g& 7	次のいずれかに該当する	殿工	ガラス製温度			次のいずれかに該当するこ	
計を除く。)	略]	略]	こと。 - 学校教育法による大	略]	計(ガラス製体温計を除	[略]	[略]	と。 - 学校教育法による大学、	[略]
ガラス製体温計	略]	略]	学、旧大学令による大学 又は旧専門学校令によ	略]	く。) ガラス製体温	[略]	「略1	旧大学令による大学又は旧 専門学校令による専門学校	「略)
			る専門学校において理 学又は工学の課程を修		計	rwg]	Lett	において理学又は工学の課 程を修めて <u>卒業した者</u> で、温	다마다
抵抗体温計	略]	略]	めて卒業した者(当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)で、 温度計の検査に一年以上従事した。	略]	抵抗体温計	[略]	[略]	度計の検査に一年以上従事 した者	[略]
			次のいずれかに該当する					次のいずれかに該当するこ	
アネロイド型血 圧計	略]	略各]	こと。     学校教育法による大学     旧大学令による大学     以は旧学学による大学     スは田神学校令による専門学校において理     学又は工学の課程を修     選接を修立門法による専     選接を修立門法による専     選先を修立に一番を含む。)で、     正力計り検査に一年以     上伏事した者	略]	アネロイド型血 圧計	[略]	[略]	と。 学校教育法による大学、 旧大学令による大学又は 旧専門学校へによる専門 学校において理学又はエ 学の課程を修りた金 五で、圧力計の検査に一 年以上従事した者	[略]
[BS]	略]	略]	[略]	略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
照度計	略]	86	次のいずれかに該当すること。  学、日大学のはよる大学 、日大学のよる大学 、日大学のはよる大学 、日大学の課程を修りている大学 は、工学の課程を修めてある。 東門学校において理学文 進上を当場理を修めて同談による専門職大学 の前談議程を入りて、原度計の検 重に一生のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本	略]	照度計	[略]	[略]	次のいずれかに該当すること。  学校教育法による大学、旧大学令による大学又は 旧専門学校合による専門学校において理学又はエ 学の課程を修かて建立と 査で、照度計の検査に一 年以上従事した者	[略]
騒音計	略]	略各]	次のいずれかに該当すること。 - 学校教育法による大学、旧大学令による大学、以は旧専門学校令による大学、以は中等門学校ではおいて理学又は工学の選種を修めて同志による専門職大学の前期護療を修了した者(当後者な会立。)で、軽音計の検査に一年以上従事した者	略]	騒音計	[略]	[略]	次のいずれかに該当すること。  学校教育法による大学、旧大学令による大学又は 旧専門学校のによる専門学校において理学又は工 学の課程を終めて <u>華見し</u> 者で、騒音計の検査に一 年以上従事した者	[略]
			二~四 [略]					二~四 [略]	
振動レベル計	略]	略各]	次のいずれかに該当する こと、 一 学校教育法による大学 実に比学的による大学 又は旧専門学校による 専門学校によいて理学文 生工学の課程を参りて空 重た名当該課程を修かて で同法による専門職大学 の削減課程をデレス者 を含む、フ、振動レベル 計り検査に一年以上従事 した者	略]	振動レベル計	[略]	[略]	次のいずれかに該当すること  一 学校教育法による大学、旧大学令による大学又は 旧専門学校によるで、近年の学校ではないて理学又は 工学の課程を終って <u>季した</u> 者で、振動いべル計の検査 に一年以上従事した者	[略]
ジルコニア式酸			二~四 [略] 次のいずれかに該当する		ジルコニア式			二~四 [略] 次のいずれかに該当するこ	
業遵審 業達 業 業 等 電 等 工 、	略]	略]	こと。 学校教育法による大 学、旧大学会による大学 又は旧集界学校のによる大 実内学校のによる 専門学校において理学 又は工学の課題を移めて 卒業止を省当該建程を 強がて間法による専門職 大学の前期課程を修了で、連定計 の検査に一年以上従事 した者 こ〜四 [略]	略]	融票通信计式通信 法证据 计二级 医电子电子 医电子电子 医乳毒素 电磁频 医乳毒素 电磁频 医乳毒素 医克里克斯 美国人名 医克斯特氏  医克斯氏病 医克斯特氏病 医克斯特氏病 医克斯氏病 医克斯特氏病 医克斯氏病 医克斯特氏病 医克斯氏病 医克氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克氏病 医克斯氏病 医克斯特氏病 医克斯氏病 医克氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克氏病 医克斯氏病 医克克斯氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克斯氏病 医克克斯氏病 医克克斯氏病 医克氏病 医克氏病 医克氏病 医克克斯氏病 医克克氏病 医克克斯氏病病 医克克氏病 医克克氏病 医克氏病病 医克氏病 医克克斯	[略]	[略]	と 学校教育法による大学、 旧大学やによる大学文は 旧大学やによる本門 日東門学校でよる本門 学校によいて理学文は工 での課程を終了で憲 <u>した</u> 煮て、濃度計の検査に一 年以上従事した者	[略]
素イオン濃度検 出器及びガラス 電極式水素イ オン濃度指示 計	略]	略]		略]	水素イオン濃 度検出器及 びガラス電極 式水素イオン 濃度指示計	[略]	[略]		[略]
別表第四(第		) 条 [ 設備	関係) 検定を実施する者		別表第四(		)条 : 設備	関係) 検定を実施する者	
指定の区分		性能	条件 次のいずれかに該当するこ	人数	指定の区分		性能	条件 次のいずれかに該当するこ	人数
非自動はかり	[略]	[略]	と。     学校教育法による大学、 旧夫学令による大学又は 旧専門学校令による専門 学校において理学又はエ 学の課程を移めて卒業した 名当該課程を移めて事態 による専門職大学の前期 課程を修りた者を含 企」で、賃重計の検査に 一年以上従事した者 二一四 [8]	[略]	非自動はかり	[略]	[略]	と。     学校教育法による大学、 旧大学令による大学又は 旧専門学校令による大学又は 日専門学校令になる専門 学校において理学文はエ 学の課程を修めて企業し 上者で、資料の検索 一年以上従事した者	[略]
ホッパースケ	[略]	「略】	次のいずれかに該当すること。		ホッパースケ	「略1	[略]	次のいずれかに該当するこ と。	
一ル		redl	<ul><li>学校教育法による大学、</li><li>旧大学令による大学又は</li></ul>		一ル		rati	<ul><li>学校教育法による大学、</li><li>旧大学令による大学又は</li></ul>	
かり	[略]	[略]	旧専門学校令による専門		充塡用自動はかり	[略]	[略]	旧専門学校令による専門	
り 自動域投ずけ	[略]	[略]	学校において理学又は工 学の課程を修めて卒業した 者(当該課程を修めて同期 による専門職大学の前期 課程を修了した者を含 む。)で、自動はかりの検査	[略]	コンベヤスケール 自動捕捉式はかり	[略]	[略]	学校において理学又は工 学の課程を修めて <u>卒業し</u> た者で、自動はかりの検査 に一年以上従事した者	[略]
		L	に一年以上従事した者 二~四 [略]			L	L	二~四 [略]	
	_							-	



と	放料油メータ [略] -	と。
---	-----------------	----

#### 附 則

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律(平成 29年法律第41号)の施行の日(平成31年4月1日)か ら施行する

#### ○平成29年10月31日 経済産業省令第82号

学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41 号) の施行に伴い、及び計量法 (平成4年法律第51号) 第92条第2項の規定に基づき、指定製造事業者の指定 等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定 める。

平成29年10月31日 経済産業大臣 世耕 弘成 指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正す る省令

指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商 産業省令第77号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した 部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の 傍線を付した部分のように改める。

		改正後			改正前
別表			別表		
	事項	基準		事項	基準
_	[略]	[略]	_	[略]	[BB]
=	[略]	イ [略]	=	[略]	イ [略]
		口 [略]			口 [略]
		(1) [暗音]			(1) [略]
		(2) 学校教育法に基づく短期大学(同法に			(2) 学校教育法に基づく短期大学若しくは
		基づく専門職大学の前期課程を含む。)			工業に関する高等専門学校又は旧専門
		若しくは工業に関する高等専門学校又は			学校令(明治36年勅令第61号)に基つ
		旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61			く専門学校又は外国にあるこれらの学校
		号)に基づく専門学校又は外国にあるこ			に相当する学校を理学、医学、薬学、工
		れらの学校に相当する学校を理学、医			学若しくは農学又はこれらに相当する課
		学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに			程における品質管理に関する科目を修め
		相当する課程における品質管理に関する			て卒業した者であって、品質管理に関す
		科目を修めて卒業した者(同法に基づく			る実務経験を四年以上有する者
		専門職大学の前期課程にあっては、修			
		<u>了した者</u> )であって、品質管理に関する実			
		務経験を四年以上有する者			(3) [略]
		(3) [略]			ハ [略]
		ハ [略]	三~七	[略]	[略]
三~七	[略]	[BŠ]			
		·			
備老	表出	っの「 ]の記載は注記である。			

附則

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律(平成 29年法律第41号)の施行の日(平成31年4月1日)か ら施行する。

○平成29年10月31日 独立行政法人製品評価技術基盤 機構公告第398号

計量法第146条において準用する同法第66条の規定に よる登録事業者の登録の効力の全部失効 (平成29年9 月29日登録全部失効分)

【0311 株式会社チノー 東京都 株式会社チノー 営業本部 サービスエンジ事業部 校正グループ 埼 玉県 電気 (直流·低周波)、温度 全部失効】

○平成29年10月31日 国立研究開発法人産業技術総合 研究所公告第36号

計量法第81条第1項の特定計量器の型式承認(平成29

年10月10日承認)

【第Y178号 東洋計器株式会社 長野県 積算熱量 計】

○平成29年11月1日 国立研究開発法人産業技術総合 研究所公告第37号

計量法第89条第1項の特定計量器の型式承認(平成29 年10月17日承認)

【第H173号 オンボエレクトロニクス(シェン ツェ ン) カンパニーリミテッド 中華人民共和国 抵抗体 温計】

○平成29年11月6日 日本電気計器検定所公告第29-8号

電気計器の型式承認 (平成29年10月19日承認)

【第4340号 普通電力量計 M5NM-T 三菱電機株式 会社 交流単相 2 線式 100、200V 5A 50、60Hz **–** ]

【第4341号 普通電力量計 GM3E5-R 四国計測工 業株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz - 1

【第4342号 無効電力量計 GM3E5-R 四国計測工 業株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、60Hz - 1

【第4343号 最大需要電力計 GM3E5-R 四国計測 工業株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、 60Hz 30、60分】

【第4063-1号 普通電力量計 F6DWF-T 富士電 機メーター株式会社 交流単相3線式 100V 120A 50, 60Hz - 1

【第4064-1号 普通電力量計 F7DWF-T 富士電 機メーター株式会社 交流三相3線式 200V 120A 50、60Hz - ]

【第3971 - 4 号 普通電力量計 F5YWF-TA 富士電 機メーター株式会社 交流単相 2 線式 100V 30A 50, 60Hz - ]

【第4059-1号 普通電力量計 F6DF-T 富士電機 メーター株式会社 交流単相 3 線式 100V 120A 50, 60Hz - 1

【第4060-1号 普通電力量計 F6DF-T 富士電機 メーター株式会社 交流単相 3 線式 100V 120A 50, 60Hz - 1

【第4061-1号 普通電力量計 F7DF-T 富士電機 メーター株式会社 交流三相 3 線式 200V 120A 50, 60Hz - 1

【第4062-1号 普通電力量計 F7DF-T 富士電機 メーター株式会社 交流三相 3 線式 200V 120A 50, 60Hz - 1

【第3247-2号 精密電力量計 HP3E7-R 東北計器 工業株式会社 交流三相 3 線式 110V 5A 50、 60Hz - ]

【第3248-2号 無効電力量計 HP3E7-R 東北計器 工業株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、 60Hz -】

【第3249-2号 最大需要電力計 HP3E7-R 東北計器工業株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30分】

【第3250-2号 普通電力量計 HM3EF-R 東北計器工業株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz -】

【第3251-2号 無効電力量計 HM3EF-R 東北計器工業株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz -】

【第3252-2号 最大需要電力計 HM3EF-R 東北計器工業株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 030分】

〇平成29年11月13日 国立研究開発法人産業技術総合 研究所公告第38号

計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認 (平成29年10月25日承認)

【第L1712号 島津システムソリューションズ株式会 社 京都府 水道メーター】

【第TF173号 リオン株式会社 東京都 精密騒音計】

○平成29年11月14日 経済産業省告示 第249号

計量法第100条において準用する同法第66条の規定に る指定製造事業者の指定効力の失効

【第281201 平成8年11月27日指定 平成29年8月30日失効 血圧計第一類 株式会社エルクエスト 千葉県】

○平成29年11月16日 国立研究開発法人産業技術総合 研究所公告第39号

計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認 (平成29年10月30日承認)

【第SAC174号 山形東亜DKK株式会社 山形県 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計】

○平成29年11月17日 国立研究開発法人産業技術総合 研究所公告第40号

計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認 (平成29年10月31日承認)

【第Q1712号 ケンツメディコ株式会社 埼玉県 アネロイド型血圧計】

- ○平成29年11月20日 日本工業規格
  - 1. 制定された日本工業規格(省略)
  - 2. 改正された日本工業規格 (一部省略) 容量表示付きガラス製びん(壜) S2350
- ○平成29年11月20日 国立研究開発法人産業技術総合 研究所公告第41号

計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認 (平成29年11月1日承認)

【第K1714号 愛知時計電機株式会社 愛知県 ガス

メーター】

○平成29年11月22日 独立行政法人製品評価技術基盤 機構公告第399号

計量法第143条第1項の規定に基づく校正事業者の登録(平成29年10月26日登録分)

【0027 川惣電機工業株式会社(大阪府) 川惣電機工業株式会社 品質管理部 京都府 温度 接触式温度計】

【0096 株式会社共和電業(東京都) 株式会社共和電業 品質管理本部 標準器室 東京都 振動加速度振動加速度測定装置等】

【0106 株式会社富士試験機製作所(東京都) 株式会 社富士試験機製作所 品質保証部 東京都 硬さ ビ ッカース硬さ試験機等】

【0204 株式会社タンスイ(大阪府) 株式会社タンス イ タンスイキャリブレーションセンター 大阪府 硬さビッカース硬さ試験機等】

○平成29年11月22日 日本電気計器検定所公告第 29 -9号

電気計器の型式承認(平成29年11月7日承認)

【第4344号 普通電力量計 U61-S2R 埼広エンジニ ヤリング株式会社 交流単相 3 線式 100V 5A 50、60Hz】

【第4345号 普通電力量計 U71-S2R 埼広エンジニ ヤリング株式会社 交流三相 3 線式 100、110、 200V 5A 50、60Hz】

○平成29年11月30日 国立研究開発法人産業技術総合 研究所公告第42号

計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認 (平成29年11月13日承認)

【第D1711号 株式会社デジアイズ 岩手県 非自動はかり】

【第SE172号 株式会社島津製作所 京都府 ジルコニア式酸素濃度計】

【第SC173号 株式会社島津製作所 京都府 化学発 光式窒素酸化物濃度計】

# 日本電気計器検定所 見学記

# 東京都港区芝浦の本社を訪ねて

(一社) 日本計量振興協会 認定事業者部会 運営委員 渡部 新一

#### 1. はじめに

日本計量振興協会 認定事業者部会の活動の一つで年中行事の見学会が、東京都港区芝浦の日本電気計器検定所本社を訪ね、平成29年10月11日(水)に行われた。

日本電気計器検定所本社は、JR「田町駅」の芝浦口(東口)から、平坦な道を15分程歩いたところにあった。





集合時間の14時に、田中 充認定事業者部会長(日本計量振興協会副会長)、河住春樹専務理事及び認定事業者部会会員他の総勢17名が会議室に集結した。

総務部の福山 真グループマネージャーより歓迎のお言葉をいただき、杉浦光ーアシスタントマネージャーの司会進行で、日本電気計器検定所についての資料やビデオで概要説明を受けた後に、施設見学が行われた。

#### 2. 日本電気計器検定所の概要

#### 2.1 JEMIC

読みは「ジェミック」。日本電気計器検定所(Japan Electric Meters Inspection Corporation)の略称。「日電検(にちでんけん)」と略すこともある。

JEMICは昭和61年10月に行政改革の答申により民間法人化された。JEMICは現在も「日本電気計器検定所法」という特別法に基づき設立されており、正式には「特別の法律により設立される民間法人」に区分されている。

#### 2.2 沿革

明治24年(1891年)前身の電気試験所が創立されて、明 治44年(1911年)同試験所において型式承認試験が開始さ



れた。明治45年(1912年) 同試験所において検定業務を開始し、大正12年(1923年) 日本電気協会が、翌13年(1924年) 東京市が試験機関に指定された。昭和39年(1964年) 日本電気計器検定所法が公布され、昭和40年(1965年) 日本電気計器検定所として、国と協会、都の業務を統合し、すべて引き継ぎ業務を開始した。

#### 2.3 支社及び職員数

本社(東京都)以外に北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、中部支社(春日井市)、北陸支社(野々市市)、関西支社(大阪市)、関西支社京都事業所(京都市)、中国支社(広島市)、四国支社(多度津町)、九州支社(福岡市)、沖縄支社(うるま市)がある。校正試験を実施しているのは、本社、中部支社、関西支社及び九州支社である。

職員数は、平成29年4月1日現在、合計414人(男性364人、女性50人)である。

#### 2.4 事業内容

事業の主な内容は、「取引用電気計器等の検定・検査」、「電気標準等の維持供給」、「電気計測に関する開発研究」である。 その内容は以下の通りであった。

#### 2.4.1 検定・検査

電気計器の検定は、型式承認された型式の計器 1 個 1 個について、電力量が正しく計量されるかを調べる器差検定など、数項目にわたる検定・検査を行っている。合格品には検定証印が付され、計器の内部に触れることのできないように封印され、有効期限まで使用される。期限を過ぎたものは電力会社により回収、修理、調整されて、JEMICにおいて再度検定を行い、従来の機械式電気計器は約30年程度使われていた。JEMICは最新技術を駆使した電子式電力量計(スマートメーター)などにも対応しており、電力会社のスマートメーター導入計画に対応し、検定を実施している。

#### 2.4.2 JCSS(計量法校正事業者登録制度)校正

JEMICの校正業務は、一般校正に加えてJCSS校正事業者としてJCSS校正を行っている。本社は、電気(直流・低周波)、光、温度、時間、電気(高周波)及び電磁界、長さ、質量、圧力、湿度を、中部支社は電気(直流・低周波)を、関西支社は電気(直流・低周波)、温度、時間を、九州支社は電気(直流・低周波)を担当し、いずれも国際MRA対応の認定シンボル付き校正証明書を発行している。

JCSS校正範囲外については、JEMICの定める技術基準に基づき、一般校正を行っている。

#### 2.4.3 基準器検査

JEMICでは、「一級基準電力量計」、「二級基準電力量計」、「三級基準電力量計」、「単平面型基準電球」、「基準電圧発生器」、「基準電圧計」、「基準電流計」及び「基準抵抗器」の各基準器について基準器検査を行っている。

#### ※基準器検査※

電力量計や照度計など取引・証明用に使用する計量器(特定計量器)は、基準器を用いて検定を行うことを計量法により義務づけられている。基準器とは、特定計量器の検定を行う際の基準となる計量器をいう。基準器は、検定を行う機関はもちろんのこと、特定計量器の製造や修理を行う事業者についても、検査設備として備えることが義務づけられている。また、基準器を使用する事業者は、計量法で定められている周期で定期的に検査を行わなければならない。

#### 2.4.4 技能試験(JCSS外部技能試験プログラム)

JEMIC技能試験は、JIS Q 17025 (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に基づく校正機関の技術的能力の証明等に利用することを目的とし、JIS Q 17043 (適合性評価ー技能試験に対する一般要求事項)に基づいて、JCSSの認定機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)認定センター(IAJapan)が、本技能試験の結果をJCSSの技術的能力の評価に利用する外部技能試験スキーム(「JCSS外部技能試験プログラム」としてNITEホームページで公表)として実施している。

#### 2.4.5 計測技術セミナー

JEMICでは、産業界への計測技術の普及のため、電気や温度等に関する基本的な測定技術から、ISO/IEC 17025や不確かさまで、様々な計測技術セミナーを開催し、計測技術者及び品質管理者の教育の場として活用されている。

#### 2.4.6 技術相談

JEMICは、電力量計の型式承認・検定を主体とした法定業務を行う一方、産業界へ国家標準の供給を行い、また、実用標準としての標準器の維持管理、計測に関する研究開発等に長年にわたり携わってきた。その間、電力・電力量標準を始め、高精度の標準器、測定器を次々に開発、精度の向上と標準の確立を図り、計測分野の発展に寄与してきた。これらの蓄積された技術を広く活用するために、JEMICでは、国や民間からの受託研究・共同研究、計測器の研究・開発及び性能・評価試験、計測管理等、数多くの相談にこたえている。

#### 3. JEMIC本社の施設見学

見学会は、二つのグループに分かれ、次の各施設の見学が

行われた。

#### 【暴露試験室】

本社屋上に設けられた暴露試験台に、多数の計器を日射、雨、風などの大気環境にさらして設置し、直接暴露による計器及びそのケースや検定証印への影響を試験していた。

#### 【電力・電力量標準試験室】

JEMICで開発された電力測定装置や電力量の測定装置の校正に用いられる「電力・電力量の特定標準器」が設置されていた。この分野では、指名計量標準機関としての指名を受け、国を代表する計量標準機関の一員となっている。校正方法は、被校正装置に入力した電圧、電流、位相角を別々に測定し、これらの測定値をもとに交流電力を計算で求めている。



#### ※指名計量標準機関※

JEMICは、平成19年10月、(独)(現:国立研究開発法人) 産業技術総合研究所 計量標準総合センター (AIST/NMIJ) から、国際度量衡委員会の国際相互承認協定 (CIPM/MRA) に基づき、電力及び電力量の分野において、指名計量標準機 関としての指名を受けた。この指名は、計量標準ニーズの拡 大に対応して、国家計量標準機関が全ての分野を網羅するこ とが困難なために行うものである。

#### 【インピーダンス・磁気標準試験室】

交流抵抗及び位相角を測定できる「交流抵抗校正システム」は、JEMICで開発された。主として高精度測定用の固定比ブリッジ、低抵抗用の可変比ブリッジの2台の変成器ブリッジで構成されている。標準器は、交直差及び位相角の小さい四端子対構造の交流抵抗器を使用している。標準器となる交流抵抗器は、産総研で確立し、維持されている特定計量器により校正されている。

「高精度キャパシタンス測定システム」もJEMICで開発されたシステムで、交流電源、検出器及び10:1の固定比の変成器ブリッジで構成されている。特定二次標準器は、恒温槽に格納された溶融水晶コンデンサを使用している。変成器ブリッジは、高精度な10:1の固定比変成器を基準に、差電圧補償回路を操作し、静電容量及び損失角を測定できる。特定二次標準器となる標準コンデンサは、産総研で確立し、維持されている特定計量器により校正されている。

#### 【直流電圧・抵抗標準試験室】

JEMICのJCSS校正の標準器として使用している「ジョセフソン効果電圧測定装置」は、量子力学に基づくジョセフソン効果の普遍的な物理現象を用いたもので、高精度な周波数標準を用いることで、電圧発生装置の1V、1.018V、10Vを校正することができる。

JEMICの直流電圧標準はツェナーダイオードを内蔵した電圧発生装置を仲介して、AIST/NMIJから供給されている。

「直流抵抗標準」は、産総研で量子力学に基づく量子化ホール抵抗により確立されており、JEMICでは1年ごとに1 $\Omega$ と10k $\Omega$ の標準抵抗器について、AIST/NMIJで校正を受け、これをJEMICの抵抗標準として維持している。

これらの標準抵抗器(気中形)は、室温23.0 $^{\circ}$ 2.5 $^{\circ}$ 0、相対湿度50%±5%に維持された試験室で保管している。標準抵抗器(油浸形)は25.00 $^{\circ}$ 2.01 $^{\circ}$ で制御された油槽に格納されている。

#### 【力学·幾何標準試験室】

長さ、トルク、質量(分銅)、圧力の校正を行っている。 対象は、ブロックゲージ、ノギス、外側マイクロメータ、ダイヤルゲージ、ディジタルインジケータ、てこ式ダイヤルゲージ、ハイトゲージ、デプスゲージ、デプスマイクロメータ、シックネスゲージ、はかり、分銅、おもり、ディジタル圧力計、機械式圧力計、トルクレンチ、トルクドライバ、トルクメータ等である。

#### 【スマートメータ検定室】

一般家庭などに取付けられる20Aから250Aの定格の普通電力量計の試験を行うため、定格及び形状に等に合わせた「電力量計の自動試験装置」が設置されていた。自動試験装置は、電源部、掛台部及び制御部から構成され、掛台部に取付けられた検出センサにより、計器円板の回転又は発信パルスを検出し、基準電力量計の出力パルスと比較して自動的に試験を行っている。自動試験装置によって異なるが、最大で一度に100個の計器を試験できるとのことであった。

「精密電力量計等の試験装置」は、有効、無効電力量計及び最大需要電力計の検定を行うための装置で、電源部、掛台部及び制御部から構成されている。電源部はJEMICで開発した電子式機器であり、高安定度・高精度の電力を被試験機器に供給できる。40個の計器を同時に試験することができる。

#### 【変成器室】

標準計器用変圧 器は、計器用変圧 器(超高圧)のを 校正するための定 格一次電圧550√√ 3kVの標準計器用



変圧器である。標準計器用変圧器は、SF6ガス絶縁が施され、 現地での校正に対応するために運搬作業を考慮して設計され ていた。

#### 【温度標準試験室】

「定点実現装置(特定副標準器)」は、金属が完全に溶融している状態から冷却すると、凝固し始め、金属ごとに決まった温度で凝固点プラトーを実現する。このときの安定な熱放射を利用して放射温度計の校正を行っている。

JEMICでは温度定点などを用いて抵抗温度計の高精度な校正を行っている。定点によって校正された標準白金抵抗温度計を標準として、抵抗温度計、ディジタル温度計等の比較校正を行っている。

「熱電対比較試験装置」では、熱電対、熱電対温度計等を 校正している。このほかに、標準器となる熱電対の定点校正 を行っている。

#### 【測光標準試験室】

測光標準は、光度標準、全光束標準、照度標準、分光放射 照度標準及び分布温度標準により維持されていた。これらの 標準は、3年ごとにAIST/NMIJで校正されている。

#### 【電磁環境試験室】

電波暗室(電磁環境試験室)は、シールドパネル6面に高性能な電波吸収体を貼る構成で、IEC 61000-4-3:2010の基準を満たし、優れた電界均一性を達成していた。

#### 4. おわりに

職員の方々には、親切で丁寧なご説明をしていただいた。 施設見学中も、質疑応答時間でも夫々の分野の責任者の方々 (検定管理部 片岡 紳一グループマネージャー、検定部 吉 澤 和浩グループマネージャー、標準部 末松 茂グループ マネージャー)との活発な質疑応答が行われた。

予定通り17時には、お世話になった職員に方々に参加者 一同感謝し散会した。





今回、JCSS技能試験や不確かさ等を詳しく学べる計測技術セミナー等でもJCSS認定事業者と密接な関係にある JEMICの活動をより深く理解することができたのは大きな 収穫であった。

今年の認定業者部会見学会も参加者にとって大変役に立つ 内容であった。

参照資料:会社案内及びhttp://www.jemic.go.jp/

# 計量標準総合センター (NMIJ)の近況報告

国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 計量標準調査室 総括主幹

神門 賢二

# ■計量標準総合センターで開催予定のイベント・講演会のご連絡

#### 1. NMIJ 国際計量標準シンポジウム 2018

2018年1月24日(水)に、産業技術総合研究所 計量標準総合センター (NMIJ) が主催する "NMIJ 国際計量標準シンポジウム 2018" がTKP東京駅大手町カンファレンスセンターで開催されます。

2018年から2019年に予定されている国際単位系(SI)の定義改定により、質量、電流、熱力学温度および物質量の4つのSI基本単位の定義が、極めて普遍性の高い物理定数に基づく定義に変更されようとしております。これをうけて、本シンポジウムのテーマを「新時代を迎える計量基本単位―SI定義改定のインパクト―」とし、国内外から講師をご招待して定義改定の内容紹介およびその影響について講演して頂くためのシンポジウムを企画しました。

海外からの招待講演者としては、国際度量衡局局長Martin J. T. MILTON博士をお招きして、このSI定義改定に関わる最新情報と共に、それによって期待されるインパクトについてご講演を頂きます。国内からは、製薬会社および教育現場から講師をお招きして、それぞれ医薬品開発分野での新技術に対する期待や学校の教育現場に与える影響について、ご講演をして頂く予定です。またNMIJからは、質量標準研究グループから藤井首席研究員による講演を行い、NMIJの測定結果が約130年ぶりとなるキログラムの定義改定へどのように貢献するかについて講演もいたします。

参加申し込みはNMIJのウェブサイト(https://www.nmij.jp/public/event/2017/Forum2017/before/)から行うことができます。参加費は無料、事前登録制(先着200名様)となっておりますので、ふるってご参加いただけますようにお願い申し上げます。

2018年11月に開催予定の第26回国際度量衡総会において物理定数を基準とする新たなSI基本単位への移行が決議された場合、2019年5月20日の世界計量記念日に新たな定義を施行することが計画されております。NMIJでは、SI改定の内容や産業に与える影響を、産業界・学術・教育向け等、様々な分野の方々を対象に紹介していく活動を実施しいたしますのでご期待ください。

#### 2. 2017年度 計量標準総合センター成果発表会

2018年2月1日(木)~2018年2月2日(金)に、2017年度 計量標準総合センター成果発表会が産総研つくばセンター共用講堂で開催されます。

当成果発表会では、NMIにおける1年間の成果を、各研究担当者によりポスター形式で詳しく説明いたします。また、ポスター発表に先立って、各開催日の午前中に研究室見学と研究トピックスの紹介(口頭発表)も行います。

2月1日は、工学計測標準研究部門、物質計測標準研究部門所属の発表日であり、口頭発表 4件、ポスター発表 115件の発表を予定しております。また研究室見学は、各部門毎に2コースに分かれ、それぞれ長さ標準研究グループやガス・湿度標準研究グループ等、各部門を代表する研究室の見学を各コースで前日と同様に4研究室程度予定しております。

2月2日は、物理計測標準研究部門、分析計測標準研究部門の発表日であり、口頭発表 4件、ポスター発表99件の発表を予定しております。また研究室見学は、各部門毎に2コースに分かれ、それぞれ時間標準研究グループや放射線標準研究グループ等、各部門を代表する研究室の見学を各コースで4研究室程度予定しております。

NMIJ成果発表会の詳細は、NMIJのウェブサイトhttps://www.nmij.jp/public/seika/2017/から確認することができます。研究トピックスおよびポスターセッションについては、事前登録不要です。また、1/24締切りで研究室見学(各コース 先着20名)も募集しておりますのでふるってご参加いただけますようにお願い申し上げます。

#### ■ 産総研NMIJ計量研修カレンダー

2017年9月から12月にかけて産総研計量研修センターが開催した研修ならびに今後の予定は以下の表のとおりです。

なお今後予定する研修の詳細については、官報掲載と計量研修センターのホームページ(https://www.nmij.jp/~metroltrain/)を通じてご案内します。来年度の研修予定についても順次ホームページでお知らせします。

#### 〈2017年9月~12月に実施された研修〉

期間	研修名	参加人数
2017年9月4日~8日	環境計量講習(騒音・振動①)	25
2017年9月12日~ 12月8日	一般計量教習	31
2017年9月12日~ 15日	環境計量講習 (濃度⑤)	29
2017年9月25日~ 29日	環境計量講習(騒音・振動②)	25
2017年10月3日~6日	環境計量講習(濃度⑥)	26
2017年10月10日~ 11日	計測における不確かさ研修(中・上級)	23
2017年10月16日~ 20日	特定計量証明事業管理者講習	3
2017年10月24日~ 27日	環境計量講習(濃度⑦)	20
2017年11月6日~ 10日	環境計量講習(騒音・振動③)	21
2017年11月8日~ 10日	計量技術セミナー(岐阜)	30
2017年11月21日~ 22日	指定製造事業者制度フォローアップ教習	10
2017年11月28日~30日	計量技術セミナー(仙台)	17
2017年12月12日~ 13日	計量指導者教習	8

#### 〈2018年1月~2018年3月に実施予定の研修〉

期間	研修名
2018年1月10日(水)~ 2月28日(水)	環境計量特別教習(濃度)
2018年1月10日(水)~ 3月7日(水)	一般計量特別教習
2018年3月1日(木)~ 3月16日(金)	環境計量特別教習(騒音・振動)
2018年3月1日(水~3月16日)金	環境計量特別教習(騒音・振動)

#### 〈2018年4月~2018年6月に実施予定の研修〉

期間	研修名
2018年5月8日火~ 10日休	計量行政新人教習(つくば)
2018年5月22日火~ 24日休	計量行政新人教習(大阪)
2018年6月4日(月)~ 15日(金)	環境計量証明事業制度教習
2018年6月5日火~ 7日休	新任管理職教習
2018年6月25日(月)~ 7月6日(金)	指定製造事業者制度教習

### ~思わぬケガをしつかりサポート ~団体総合生活補償保険のご案内

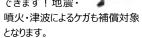
一般社団法人日本計量振興協会では、団体総合生活補償保険制度があります。

#### 団体割引5%!

一般社団法人日本計量振興協会での団体契約で今年度は団体割引5%が適用されます。

#### 天災補償プラン

オプションで天災 補償特約がセット できます!地震・



#### ご家族もご加入できます!

ご家族の方も団体 割引5%適用でご 加入いただけます。



#### 充実の補償内容!

24 時間日本国内、国外を問わず、お仕事中、日常生活中、レジャー中などにおけるさまざまな事故が補償対象となります。

■被保険者(補償の対象)ご本人となれる方 : ①第1種正会員の構成員およびそのご家族 ②第1種正会員の事務局職員およびそのご家族

■保険期間(ご契約期間) : 平成29年4月1日午後4時まで〜平成30年4月1日午後4時まで

#### ▼補償金額と一時払保険料

詳細は「団体総合生活補償保険のおすすめ」パンフレットをご確認ください。

※保険期間**一年間**の場合の一時払保険料:1口あたり(職種級別:A 団体割引5%適用)

タイプ	天災補償 特約セット	傷害死亡·後遺 障害保険金額	傷害入院 保険金日額	傷害手術保険金	傷害通院 保険金日額	一時払保険料 (一口あたり)	加入限度口数
AA	_	<b>95</b> 万円	1,000円	   入院中かそれ以外かにより傷害入院   保険金日額の 10 倍または 5 倍をお	1,000 円	5,000円	<b>8</b> 口まで
A1A	0	<b>95</b> 万円	1,000円	支払いします。	1,000円	5,340 円	8 □まで
ВА	_	<b>410</b> 万円		_		5,000円	<b>1</b> 口まで
B1A	0	<b>410</b> 万円	_	_	_	5,780 円	<b>1</b> 口まで

傷害入院保険金支払対象期間·支払限度日数 180 日、傷害通院保険金支払対象期間 180 日·支払限度日数 90 日 免責期間 0 日(入院·通院)

#### ▼毎月加入できます!加入月によって保険料は異なります。

加入申込票到着日ならびに	補償対象期間	中途加入保険料(一時払)						
着金日(払込取扱票の着金日)	(補償終了日)平成30年4月1日午後4時まで	AA	A1A(天災)	ВА	B1A(天災)			
平成 30 年 1 月 31 日まで	補償開始日 平成30年2月1日	830 円	880 円	830 円	960 円			
平成 30 年 2 月 28 日まで	補償開始日 平成30年3月1日	420 円	460 円	420 円	490 円			

- ・ 資料請求は下記**取扱代理店**までご連絡ください。 後日、パンフレットおよび申込書類一式をご案内させていただきます。
- ・ このチラシは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ずパンフレット「団体総合生活補償保険のおすすめ」<u>および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」</u>をあわせてご覧ください。また詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては取扱代理店にお問合わせください。

お問合わせ先

取扱代理店 株式会社 星和ビジネスリンク フリーコール: 0120-288270 引受保険会社:あいおいニッセイ同和損害保険会社 広域法人開発部営業第一課

Tel: 03-6734-9608

一般社団法人 日本計量振興協会 総務部 Tel: 03-3268-4920

# 質量測定に特化した不確かさセミナー

# 2018年6月22日(金)、日本計量会館で開催

「不確かさ」や「計測のトレーサビリティ」は、計測結果の信頼性を定量的に表現するため、 世界的に認知されたキーワードです。今回、産業の広い分野で計測の基礎技術として適用され ている質量測定を対象に、この不確かさの評価法を習得するセミナーを企画しました。

このセミナーは、田中秀幸氏(産業技術総合研究所)の監修を受け、精密質量計測と不確か さ分野の専門家を講師陣とし、国家質量標準へのトレーサビリティを確保した測定結果の不確 かさ評価について講義を行います。

また、難解と言われている不確かさの学習法として、グループ演習を行い参加者の理解を段 階的に深めることを特徴としています。

質量測定の客観的な信頼性の評価に役立てることができると、過去6回の開催をとおして、 ご好評をいただいております。

主催: 不確かさセミナーワーキンググループ

共催: 一般社団法人 日本計量振興協会

#### 質量測定に特化した不確かさセミナーの概要

【日 時】 2018年6月22日(金) 9時00分~17時00分

【会 場】 日本計量会館 3 階 〒162-0837 東京都新宿区納戸町 25-1

【内 容】 田中秀幸氏(産総研)監修による「不確かさに関連する用語」、「浮力の補正」、「不確かさ評価の原理」、「JCSS 校正証明書の活用方法」、「液体の質量測定の不確かさ」、「粉体の質量測定の不確かさ」及びグループ演習による「バジェット表作成」と「不確かさを付与した報告」等を学び、質量測定値に不確かさを付与できるようになるセミナー。修了者にセミナーの受講を証明する証書を発行。

【参加条件】

- ・表計算ソフト(エクセル) 又は関数電卓が扱える方
- ・演習時に使用する関数電卓またはPCをご持参できる方

【参加費】 30,000円

【募集人数】 12名 (先着順、定員になり次第締切)

【講 師】 植木 正明 産業技術総合研究所

加藤 毅 日本食品分析センター

関根 光雄 製品評価技術基盤機構 認定センター

高澤 解人 製品評価技術基盤機構 認定センター

渡部 新一 計測自動制御学会 力学量計測部会

【申込方法】 件名を [6月22日不確かさセミナー参加申込] とし、氏名、所属、住所、連絡先 (Tel・E-mail)、「PC 持参」または「関数電卓持参」を明記。

【申 込 先】 不確かさセミナー事務局(渡部新一)E-mail: y.watabe@dune.ocn.ne.jp

【申込期限】 2018年5月22日(火)

## 平成30年 計量士国家試験直前対策講習会

一般社団法人 日本計量振興協会

平成30年(第68回)計量士国家試験は、平成30年3月上旬に行われる予定です。

計量士の国家試験は合格率の低い試験です。当講習会で最後の仕上げを行い、自信をもって試験に臨みましょう。この講習会は、過去5年間に出題された過去問題集をテキストとし、傾向別に分類して解答のための考え方、最後の勉強の指針を教授し、合格率を高めます。

#### ■大阪会場 平成30年1月25日(木)~1月26日(金)

#### 〈一般計量士〉

	· ·						
		第 1 日			2 日	定員	締切日
		1月25日(木)		1月26	日(金)		
時間	9:30~12:30   13:30~16:30   16:30~16:40			9:30~12:30		ļ	
科目	計量関係法規	計量管理概論	試験要領説 明・注意等	計量に関する基礎知識	計量器概論及び質量の計量	80 名	1/18
会場		グラン	ノキューブ大阪(メ	に 阪府立国際会議場)	_		

#### 〈環境計量士 (濃度関係)〉

		第 1 日		第2	定員	締切日		
	1月25日(木) 1月26(金)							
時間	9:30~12:30	$0 \sim 12:30$ $13:30 \sim 16:30$ $16:30 \sim 16:40$ $9:30 \sim 12:30$ $13:30 \sim 17:00$						
科目	計量関係法規	計量管理概論	試験要領説 明・注意等	環境計量に関する基礎知識 (環境法規・基礎化学)	化学分析概論及び濃度の計量	24 名	1/18	
会場		グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場)						

#### ■東京会場 平成29年2月7日(水)~2月9日(金)

#### 〈一般計量士〉

	Ĵ	第 1 日			定 員	締切日		
日程	2 月	7日(水)		2月8日(木)				
時間	9:30~12:30	13:30~17:00	9:30~12:30	$9:30\sim12:30$ $13:30\sim16:30$ $16:30\sim16:40$				
科目	計量に関する基礎知識	計量器概論及び質量の計量	計量関係法規	計量関係法規 計量管理概論 試験要領説 明·注意等				
会場		日本計量	会館 3F					

#### 〈環境計量士 (濃度関係)〉

		第1日			2 日	定員	締切日
日程		2月8日(木)		2月9	2月9日(金)		
時間	9:30~12:30	13:30~16:30	16:30~16:40	9:30~12:30	13:30~17:00		
科目	計量関係法規	係法規 計量管理概論 試験要領説 環境計量に関する基礎知識 明・注意等 (環境法規・基礎化学)			化学分析概論及び濃度の計量	30 名	1/30
会場							

#### 【受講料及びテキスト代】

受講日数	1日間(共通科目)	1日間(専門科目)	2 日間
受 講 料	受講料 17, 280 円(税込)	受講料 17, 280 円 (税込)	受講料 32, 400 円(税込)
テキスト代	テキスト2冊+過去問題集2冊 13,824円(税込)	テキスト 2 冊+過去問題集 2 冊 一般 : 12,744 円(税込) 環境(濃度関係): 16,200 円(税込)	テキスト 4 冊+過去問題集 4 冊 一般 : 26,568 円(税込) 環境(濃度関係):30,024 円(税込)

<sup>★</sup>当協会会員の方は、受講料の10%を割引致しますので、申込書にその旨ご記入下さい。

#### 【申込方法】

別紙申込書に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、又は e-mail にてお申込み下さい。(受講料等の払い戻しはいたしません。)

★講習会の内容は当協会ホームページ http://www.nikkeishin.or.jp/ 上でもご案内しております。

# (一社)日本計量振興協会申込先 FAX番号 03-3268-2553 どちらかに〇印を付けてください

受付No.

# 申込書

			Lōli	里上国多可	<del>以</del> 河火	文	百云*ア	+,	(U) (1)			
巠	名前	j					送り先 (○印)		自宅	• 勤務先(本/	()	• 勤務先(担当)
受講票	自宅住	<b>T</b>	Ē									
・テ	H D		自宅電話				携帯電	記記	i			
キス	勤務分 住 別		Ē									
ト等	社 名	3					勤務	先電	話			
	勤務先担当 る場合の名 TEL		5						が必要な方は けてくださし		•	勤務先宛
#	の会員の		5は○印を地区計量団体等 は団体名をご記入ください	会員	•	地区計量団 体等名称						

注)連絡の取れる電話番号を必ずご記入ください。自宅住所のみのお申込みで、代引きでない場合、<u>入金確認後に書籍等をお送りします</u>。

国家試験講習会受講申込欄	計量士国家試験直前対策講習会						
	受講(〇印)		受講場所	受 講 者 氏 名 (ふりがな)			
	第1日						
	第2日						
	直前対策	講習会	受講料	<b>2</b> ⊟:¥32,400 / 1⊟:¥17,280			

☆受講料は税込み価格です。

☆全日程でお申込みの場合、受講料がお得になります。

☆更に会員の場合、<u>受講料の10%</u>割引です(受講料×0.9)。

注)講習会でテキストとして使用する「テキスト」及び「過去問題集」の 代金は受講料に含まれていません。

テキスト・過去問題集のご購入は下記にお申込み冊数をご記入ください。書籍代は税込み価格で、送料は協会が負担します。 一般計量士の場合は①共通と②一般 環境計量士(濃度)の場合は①共通と③濃度 のテキスト・過去問題集をご購入下さい。

テ		①共通科目		②一般(一般計量士専門科目)		③濃度(環境計量士濃度関係専門科目)			
キスト・	科目	計量法の概要 (計量関係法規) 平成29年版	計量管理概論	計量に関する 基礎知識 (数学・物象)	計量器概論及び 質量の計量	新 環境計量に 関する基礎知識 (化学) /コロナ社	化学分析概論 及び濃度の計量 (第3版) /コロナ社	環境計量に関する基礎知識 (環境法規・化学)	化学分析概論 及び濃度の計量
過去問	テキス								
題	7	¥4,320	¥2,160	¥2,160	¥3,240	¥4,968	¥5,832		
集申込	過去問題								
欄	集	¥3,672	¥3,672	¥3,672	¥3,672			¥2,700	¥2,700

代引きご利用の場合は、代引き希望に〇印を付け、時間帯のご記入願います(代引き手数料はお客様負担です:送料は協会負担)

	到着希望時間帯			ご購入代金	代引き手数料	ご購入代金	代引き手数料		
代引き希望	希望なし	14時~16時	18時~20時	9,999円まで	324円	99,999円まで	648円		
	午前中	16時~18時	19時~21時	29,999円まで	432円	300,000円まで	1,080円		

# 好評図書案内

#### 適正計量管理主任者実務マニュアル [流通部門編] 第3版



自主的な計量管理を推進し、適正な計量が確保されるためには、実務に携わる適正計量管理主任者が、計量士の指導のもとに、的確な計量作業を行うことが求められます。

本書は流通部門の適正 計量管理事業所の適正管 理主任者に必要な実務的 な内容が網羅された一冊 です。 (平成20年9月発行第二版の改訂版になります)

価格 会員 1,200円 (税込み) 価格 一般 1,800円 (税込み) ※送料は弊協会が負担します

#### 【申込先】

一般社団法人日本計量振興協会

#### 事業部

TEL 03 (3269) 3259 FAX 03 (3268) 2553

e-mail jigyo@nikkeishin.or.jp

FAX または e-mail でお申し込みください。

# 編集後記

計量器メーカー主催の食品表示講習会を受講した時の事です。テキストに例示された商品ラベルの呼称量項目が「正味量・内容量」と混在していました。消費者は「正味量」と「内容量」を使い分けしているのか否かを調べているとき「教えて!goo」から次の質問を見つけました。

質問事項:パック入り肉の内容量表示と正味量の違いについて (https://oshiete.goo.ne.jp/qa/5853907.html による)

質問内容:最近気付いたのですが、自分がよく利用する食品スーパーの精肉売り場のパック入り肉は表示と中身にかなりの誤差があります。先日購入した豚肉スライスは、表示は正味量263gとあったのですが、家のデジタル秤で量ったところパック・ラップ込みで257g、肉のみでは正味247gしかありませんでした。その店では故意か機械の故障かは分かりませんが、恒常的に10g前後表示より中身が少ないです。家庭用のデジタル秤ですので多少の誤差はあると思いますが、10g以上も表示より少ないのはおかしいと思います。このような場合の通報先を教えて下さい。そのスーパーの所在地はX市内です。

この質問に対しては4件の回答が寄せられておりましたが、ベストアンサーに掲げられた照会先はX市消費生活センターでした。量目⇔計量検定所・検査所という初期初動の情報が国民に周知されない事を計量関係者として寂しく覚えました。その他の回答事例は、回答内容:食品表示については、農水省が管轄していますが、消費者センターでも受け付けてくれる筈です。機械によっては、容器の容量が、細かく設定出来ないものがありましたが、かなりの誤差ですね。量りは、行政立ち会いで、定期的に検査されますが、もしかすると、壊れているか、別のパックのシールを順番を間違ってしまって貼ったのかだと思います。お店にクレームの電話をすると、普通は返金対象になります。消費者センターから、担当機関に連絡が行って、検査の人がお店に行ってくれます。

このQ&Aを読み終えて次のような提案をいたします。包装食品に関する法律による一括表示欄は「内容量」になっております。したがって「特定商品の販売に係る計量に関する省令」第1条を補完する為にも「計量法関係法令の解釈運用等について」文中のB特定商品の販売に係る計量関係について4特定物象量の表記の方法について食品に関しては「内容量」を促す方策が必要と考えますがいかがですか。

#### 編集委員

島岡 一博(国立研究開発法人産業技術総合研究所)

山本 研一(東京都計量検定所)

吉野 博(株式会社新興度量衡製作所)

関口 基(前橋市計量検査所)

竹添 雅雄 (一般社団法人 東京都計量協会)

#### 〈事務局〉

倉野 恭充(事業部長) 溝上 秀司(事業部)

機関誌に関するご意見、ご感想をお待ちしております。

#### 日本計量振興協会のホームページアドレス http://www.nikkeishin.or.jp

○総務部: soumu@nikkeishin.or.jp○推進部: mail@nikkeishin.or.jp○事業部: jigyo@nikkeishin.or.jp

図試験・校正センター: center@nikkeishin.or.jp

# 計量ジャーナル 第148号

Winter, Vol.37-4 / 2018

発 行 日 平成30年1月15日

発行責任者 河住春樹

発 行 所 一般社団法人 日本計量振興協会

〒162-0837 東京都新宿区納戸町25-1

TEL: 03-3269-3259 FAX: 03-3268-2553

印 刷 所 第一資料印刷株式会社

〒162-0818 東京都新宿区築地町8-7

TEL: 03-3267-8211